

ず、全ての個別信用購入あっせんの取引に等しく当てはまるものといえる。同法は、上記個別事情によって加盟店調査義務を軽減することは想定しておらず、同義務を果たすことができる者のみをあっせん業者として個別信用購入あっせんに携わらせるべきとしたものと解される。

- 5 被告 A の加盟店提携マニュアルにおいても、コンプライアンス体制及び苦情処理体制についての上記審査基準につき、何ら例外は設けられていない。そして、同審査基準の内容は、割販法の上記趣旨にかなう適切なものであり、過度に厳格なものとはいえない。

以上に鑑みると、被告 A の上記主張は採用することができない。

10

第3 各第1事件原告について

- 以下では、まず、本人尋問を実施した原告1 , 原告12: , 原告48 , 原告61 , 原告68 , 原告75 及び原告91 が関係する各契約について検討し、次いで、その余の第1事件原告らが関係する各契約について検討する。なお、原告13 , 原告47 , 原告62: 及び原告76 に関する各契約については、それぞれの配偶者である原告12 , 原告48 , 原告61 及び原告75 が関係する各契約とともに検討することとする。

15

20

【原告1】

原告1 は、平成25年9月頃から平成26年6月頃にかけて、複数回にわたり、二男（平成10年 月生まれ）のために、エフォートから教材や授業の提供を受けてきた。上記原告は、同提供を受けるに当たり、エフォートとの間で売買契約を締結し、同売買代金につき信販会社との間でクレジット契約を締結した（甲1（総）－2、原告1 等、弁論の全趣旨）。

25

【原告1 契約3（モニター）】被告 B とのクレジット契約

1 契約3に関する事実経過

7 と G は、平成26年1月23日頃、原告1 の自宅（以下「原告1宅」という。）を訪ね、上記原告に対して、当時中学3年生であった二男に関し、高校生向けの教材をモニターとして無償使用することを持ちかけた。7 と G は、上記原告に対し、モニターとしての無償使用のための手続として上記教材の売買契約及びその代金の立替払に係るクレジット契約の締結を要するが、同締結は形式的な手続にすぎず、クレジット代金については、エフォートがクレジット代金相当額を上記原告名義のクレジット代金支払口座に送金する方法により全額負担する旨を説明した。

10 上記原告は、モニターとしての無償使用に応じることとし、7 と G の指示に従い、①平成26年1月23日付けでエフォートから「プロテック先生 高校版5教科s」という名称の代金102万9000円の教材を購入する旨の売買契約書（甲1(3)-2、乙B1(3)-2）及び②同日付けで上記代金の立替払を被告 B に申し込む旨のクレジット契約申込書（甲1(3)-1）に署名捺印等をした。

15 7 と G は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたクレジット契約書（乙B1(3)-1）及び上記売買契約書（乙B1(3)-2）を受領し、上記クレジット契約申込書及び上記売買契約書（甲1(3)-2）を控えとして上記原告に交付した。

20 エフォートは、遅くとも後記の同月24日の被告 B による電話意思確認の前までに、上記クレジット契約書及び上記売買契約書（乙B1(3)-2）を被告 B に届けた。

25 同月24日、被告 B から、原告1宅の固定電話に連絡があった。上記原告は、G から、信販会社による電話意思確認について質問には全て「はい」と答えるように指示されていたので、エフォートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記載外の付帯サービスや約束事項はないことなどを回答した（乙B1(3)-3）。同日、被告 B は、エフォートに対して立替金102万900

0円を支払い（乙B1(3)－5），もって契約3に係るクレジット契約が成立した。上記クレジット契約においては，クレジット代金13万6千4865円を平成26年7月から平成30年6月までの48回払で完済することとされ，第1回目分割払金は3万0065円，第2回目以降分割払金は2万8400円とされていた（乙B1(3)－1）。

エフォートからの上記原告に対するクレジット代金相当額の送金は滞りがちであり，上記原告は，平成27年10月分及び同年11月分のクレジット代金合計5万6800円（2万8400円×2か月分）を自ら負担して被告Bに支払った。

（甲1（総）－2，原告1，弁論の全趣旨）

2 不実告知を理由とするクレジット契約申込みの意思表示の取消しの可否

(1) 訪問販売

上記1によれば，平成26年1月23日頃，原告1宅において，原告1

は，エフォートとの間で，契約3に関し，①上記原告は，モニターとして教材を無償で使用する，②上記原告は，①のための手続として被告Bとクレジット契約を締結し，その立替払の対象となる売買契約をエフォートと締結する，③クレジット代金については実質的にエフォートが全額負担し，上記原告に一切負担させない旨を合意したもの（以下「原告1契約3合意」という。）と認められる。

原告1契約3合意によれば，契約3に係るクレジット契約は，特商法2条1項1号所定の訪問販売すなわち割販法35条の3の13第1項所定の訪問販売に係る契約について締結されたものといえることから，同項6号に基づく申込みの意思表示の取消しの可否を検討する。

(2) 契約3に係るクレジット契約の申込み

原告1契約3合意によれば，契約3に係るクレジット契約の申込みは，①原告1

とエフォートとの間における有償契約の実体を伴わない売買契約の売買代金につき立替払を求めるものであり，②しかも，クレジット代金については，クレジット契約を申し込んだ上記原告ではなく，上記売買契約の売主であるエフォート

が実質的に全額負担するとの前提でなされており、不正申込みというべきである。

(3) 不正申込みがなされたクレジット契約申込みの意思表示の取消しの可否

上記(2)のとおり契約3に係るクレジット契約申込みは不正申込みであり、同申込者である原告1 において上記不正申込みに関与したことは明らかである。

5 そこで、上記原告は、上記不正申込みの被害者である被告B に対し、割販法35条の3の13第1項6号に基づき、契約3に係るクレジット契約申込みの意思表示を取り消し得るか、購入者等として保護すべきかが問題となる。

この点については、上記第1の6(2)で述べたとおり、購入者等が販売業者等から不正行為を持ちかけられるなどいわば販売業者等に利用されたと評価し得る場合、
10 そのような購入者等については、販売業者等による不正行為の被害者としての面も多分にあることから、販売業者等に関するリスクを専らあつせん業者に負担させることによって消費者である購入者等の保護の徹底を図るという同法1条1項の趣旨に鑑み、同法35条の3の13第1項6号に基づき、上記不正行為に関連して締結されたクレジット契約申込みの意思表示を取り消し得ると解される。他方、購入者
15 等から主体的、積極的に販売業者等に対して不正行為を持ちかけたなど、購入者等が販売業者等に利用されたと評価し得ない場合について、割販法は、そのような購入者等まで、上記のとおり販売業者等に関するリスクを専らあつせん業者に負担させて保護する趣旨ではないと考えられる。上記購入者等は、上記不正行為に関連して締結されたクレジット契約申込みの意思表示を取り消し得ないと解される。

20 本件では、上記1のとおり、モニターとしての教材の無償使用及びそのための手続としてクレジット契約を締結すること並びにそのクレジット代金全額をエフォートが負担することは、専らエフォートの側から上記原告に持ちかけたものである。そして、上記第2の1のとおりエフォートが平成24年頃から平成27年頃にかけて経済的窮状にあったことに鑑みると、同社は、資金繰りに窮したことから、当面
25 の破綻を回避するために、一時にまとまった額の立替金を取得して自社の必要資金に充てる目的で、上記原告名義のクレジット契約締結により立替金を取得すること

を企てて、上記原告に対し、上記のとおりモニターとしての教材の無償使用等を持ちかけ、当該教材の売買契約の締結について勧誘するとともに同教材の代金の立替払を被告 B に申し込むよう働きかけたものと認められる。他方、上記原告は、このようなエフォートによる勧誘、働きかけに対してその目的を知らずに受動的に
5 応じたにすぎない。

以上によれば、上記原告は、上記(2)の契約3に係るクレジット契約の不正申込みにつき、エフォートに利用されて関与したものと評価することができ、したがって、
10 割販法35条3の13第1項6号の要件を満たせば、契約3に係るクレジット契約申込みの意思表示を取り消すことができる。

10 (4) エフォートによる不実告知について

購入者等は、販売業者等から、クレジット契約締結についての勧誘に際し、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者等が実質的に負うこととなるリスクの有無、契約締結によりあつせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無など、契約締結の動機に関する重要な事項について不実告知を受け、同不実告知に係る内
15 容を真実と誤認し、同誤認によって上記クレジット契約を締結した場合は、割販法35条の3の13第1項6号に基づき、上記クレジット契約申込みの意思表示を取り消し得るものと解される（最高裁平成27年（受）第659号平成29年2月21日第三小法廷判決・民集71巻2号99頁参照）。

上記(3)のとおり、エフォートは、資金繰りに窮し、自社の必要資金に充てる目的
20 で、原告1 にクレジット契約を締結させて立替金を取得することを企てていた。他方、上記1によれば、エフォートは、平成26年1月23日頃、上記原告に対し、教材のモニター使用に必要な手続と偽ってクレジット契約の申込みを求めたものと認められる。すなわち、エフォートは、クレジット契約締結を必要とする事情につき、事実上、自社の必要資金に充てるために立替金を取得する意図であつたが、上記原告に対しては、教材のモニター使用に必要な手続という、上記事実と
25 異なる虚偽の内容を説明したものだといえる。

上記のエフォートの立替金取得の意図は、正に立替金の不正取得という違法行為を企てるものに他ならない。このような状況下において上記原告が被告 B に対してクレジット契約の申込みをすれば、上記違法行為の実現に不可欠な役割を果たす形で関与することとなる。エフォートの一顧客にすぎない上記原告が、同社の上記の立替金の不正取得を実現させる意図を知っていたら、たとえ教材の無償使用という利益を享受し得るとしても、それだけの理由で、同社の支払不能により自身が責任を問われ得る上記関与に及ぶことは、考えられない。

したがって、クレジット契約締結を必要とする事情についてのエフォートによる上記説明は、契約締結の動機に関する重要な事項として割販法 35 条の 3 の 1 3 第 1 項 6 号所定の事由についての不実告知に当たるものといえる。

また、エフォートは、上記原告に対し、クレジット代金全額を負担する旨を説明したものである。この点に関し、個別信用購入あっせんにおいて、あっせん業者は、販売業者等に対して購入者等が払うべき代金等を一括で立替払し、後日、購入者等から、2 か月を超える後払によりクレジット代金を分割又は一括で受領して上記代金等を回収する（上記第 1 の 1 (1)）。上記回収は、一定の期間を要する点においてリスクを伴うものであるから、あっせん業者は、クレジット契約の申込みを受けた際、当該申込者の信用調査を行って上記リスクの有無を慎重に吟味した上で、当該申込みに対する承諾の可否を決する。クレジット契約申込者以外の者が実質的にクレジット代金の支払を負担することは、①同人が上記信用調査の対象とされていないこと、②後日にクレジット代金の支払をめぐる混乱、紛争を招く可能性が高いことから、立替金の回収につきかなり大きなリスクを生じさせるものといえる。しかも、本件においては、販売店であるエフォートがクレジット代金の支払を負担するというのであるから、上記リスクはより一層大きなものとなり得る。

さらに、上記第 2 の 1 の平成 24 年頃から平成 27 年頃にかけての同社の経済的窮状に鑑みると、同社の経営が頓挫してクレジット代金の全部又は一部を負担し得なくなるリスクは、相当に高かったものと認められる。そして、同社がクレジット



代金を負担し得なくなれば、名義人である上記原告においては自らの負担により残額のクレジット代金の支払を余儀なくされるリスクを負い、被告 B においてはクレジット代金の回収に支障を来して回収不能等の実質的な損害が生ずる可能性がある。

5 したがって、クレジット契約締結により上記原告が実質的に負うこととなるリスクの有無及び被告 B に実質的な損害が生ずる可能性の有無についてのエフォートによる上記説明は、契約締結の動機に関する割販法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号所定の重要事項についての不実告知に当たるものといえる。

10 上記原告は、上記のエフォートの立替金取得の意図及び同社が経済的困窮のためにクレジット代金を負担し得なくなるリスクを知っていれば、上記クレジット契約を申し込むことはなかったものと考えられるから、上記告知内容を真実と誤認したことによって、上記クレジット契約の申込みをしたものと認められる。

よって、上記原告は、割販法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号に基づき、契約 3 に係るクレジット契約申込みの意思表示を取り消すことができる。

15 3 被告 B に対する共同不法行為責任の成否

(1) 契約 3 に係るクレジット契約申込み及び電話意思確認回答

原告 1 は、平成 26 年 1 月 23 日頃、F と G の指示に従って契約 3 に係るクレジット契約申込書（甲 1 (3) - 1）及び売買契約書（甲 1 (3) - 2、乙 B 1 (3) - 2）に署名捺印等をした。上記クレジット契約申込書の記入内容が転写された契約 3 に係るクレジット契約書（乙 B 1 (3) - 1）及び売買契約書（乙 B 1 (3) - 2）は、同月 24 日の被告 B による電話意思確認の前までにエフォートによって被告 B に届けられ、もって契約 3 に係るクレジット契約申込みがなされた。上記原告は、同月 24 日、被告 B による電話意思確認の際、あらかじめ G から受けていた指示に従い、エフォートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記載外の付帯サービスや約束事項はない旨を回答した（上記 1）。

25 上記各契約書には、上記原告とエフォートとの間における通常の売買契約が記載

されているところ、平成26年1月23日頃に上記両名間で成立した原告1契約3合意によれば、上記両名間の売買契約は有償契約の実体を伴わないものであり、エフォートによるクレジット代金全額負担という記載外の約束が存在した。

以上によれば、上記原告は、契約3につき、エフォートと共同で、①原告1契約3合意と異なる内容のクレジット契約書及び売買契約書を作成して被告Bに届けてクレジット契約を申し込み、②被告Bによる電話意思確認に対して原告1契約3合意と異なる内容を回答する行為に及んで、実際には、上記原告とエフォートとの間の売買契約は、有償契約の実体を伴わないものであり、エフォートによるクレジット代金全額負担という記載外の約束が存在していたにもかかわらず、被告Bに対し、上記原告は、上記各契約書記載のと通りの売買契約をエフォートとの間で締結しており、被告Bにおいて上記売買契約に係る売買代金を立替払すれば、自らの負担で上記立替払に係るクレジット代金を支払う意思があり、また、上記記載外の約束は存在しないかのように装ったものということができる。

(2) 権利侵害の有無

被告Bは、契約3に係るクレジット契約が立替払の対象とする原告1とエフォートとの間の売買契約が有償契約の実体を伴わないものであること、上記2(4)のとおりクレジット代金の回収不能等の実質的な損害が生ずる可能性のあるエフォートによるクレジット代金全額負担の約束が存在することを認識していれば、上記クレジット契約の申込みを承諾しなかったものと考えられる。

したがって、被告Bは、上記(1)の上記原告とエフォートとの共同行為により、①上記原告は、契約3に係る各契約書(乙B1(3)-1, 2)記載のと通りの売買契約をエフォートとの間で締結しており、被告Bにおいて上記売買契約に係る売買代金を立替払すれば、自らの負担で上記立替払に係るクレジット代金を支払う意思があるものと誤認して、その結果、②上記クレジット契約の申込みを承諾して上記売買代金を立替払し、クレジット代金未払分相当の損害を被ったものということができる。

(3) 不法行為責任の成否

ア 契約3に係るクレジット契約及び売買契約の取消し

契約3に係るクレジット契約については、不実告知を理由として割販法35条の3の13第1項6号に基づく申込みの意思表示の取消しが認められ、遡及的に無効となる（上記2）。

第1事件原告らは、第1事件被告らに対し、平成28年9月23日送達第1事件訴状をもって、第1事件原告らと第1事件被告らとの間のクレジット契約につき、割販法35条の3の13第1項6号に基づき申込みの意思表示を取り消す旨の意思表示をした（上記第2章第2の3）。

また、第1事件原告らは、平成28年6月7日到達の通知（甲共10-1, 2）をもって、エフォートの破産管財人に対し、第1事件原告らと同社との間の契約につき、不実告知を理由とする取消し等の意思表示をした（上記第2章第2の3）。上記1の事実関係によれば、契約3に係る売買契約についても、契約締結を必要とする事情について上記2と同様の不実告知を理由として、特商法9条の3第1項1号・6条1項7号に基づき申込みの意思表示の取消しを認めることができ、よって、上記売買契約も遡及的に無効となる。

したがって、契約3に係るクレジット契約及び売買契約につき、割販法35条の3の13第1項に基づく取消しの場合におけるあっせん業者、販売業者等及び購入者等の三者間の清算関係について定めた同法35条の3の13第2項ないし第4項が適用される。以下、この清算規定の適用と原告1の不法行為責任の成否との関係について検討する。

同法35条の3の13第2項ないし第4項は、上記取消しに加えて購入者等と販売業者等との間の販売契約等が初めから無効である場合における清算関係を規定している。すなわち、その場合においては、あっせん業者には購入者等から既に受領したクレジット代金額相当の不当利得が、販売業者等にはあっせん業者から受領した立替金額相当の不当利得が、購入者等には販売業者等から提供を受けた商品等が

ある場合には当該商品等の価値に相当する不当利得がそれぞれ認められるところ、

①同法35条の3の13第2項は、あっせん業者は購入者等に対して販売業者等に
交付した立替金に相当する金額の支払を請求することができない旨を、②同第3項
は、販売業者等はあっせん業者に対して交付を受けた立替金に相当する金額を返還
しなければならぬ旨を、③同第4項は、購入者等はクレジット契約に関連してあ
っせん業者に金銭を支払っているときは、その返還を請求することができる旨をそ
れぞれ定めている。これらの清算規定は、あっせん業者から販売業者等への立替金
の支払、購入者等からあっせん業者へのクレジット代金の支払という金銭の流れを
そのまま巻き戻す形で清算すべきことを定め、販売業者等の倒産等により不当利得
回収不能となるリスクを全面的にあっせん業者に負わせることを明確化したものと
いえる。

あっせん業者に課された加盟店調査義務（上記第2）も併せ考えると、上記清算
規定は、あっせん業者が加盟店調査義務の履行を通じて販売業者等の購入者等に対
する不適正な勧誘行為を防止すべきことを背景として、販売業者等による不実告知
があった場合には、購入者等の利益の保護（同法1条1項）を徹底し、上記不実告知
による損失回復に関するリスクを専らあっせん業者に負わせる趣旨と解される
（上記第1の6(3)）。

イ. 不法行為責任の成否

上記アの割販法35条の3の13第1項の取消し及び第2項ないし第4項の清算
規定の趣旨を考慮すると、同第2項所定の要件が満たされて清算規定が適用される
場合、購入者等は、販売業者等の不実告知を誤信した点に過失があったとしても、
また、本件のように事実と異なる内容の契約書作成や電話意思確認の回答という行
為に直接又は販売業者等を介して間接的に及んだとしても、上記第2項の趣旨によ
り、上記行為は違法とまではいえず、あっせん業者は、購入者等に対し、不法行為
に基づいて立替金に相当する金銭の支払を請求することができない、すなわち購入
者等は不法行為責任を負わないと解される。

ウ 小括

上記ア及びイによれば、原告1 は、不法行為責任を負わない。

4 契約3に関する請求について

契約3に係るクレジット契約は、割販法35条の3の13第1項6号により申込みの意思表示が取り消された（上記第2章第2の3）。よって、原告1 の被告B に対する上記クレジット契約に基づくクレジット代金支払債務は存在せず、他方、被告B は、上記原告から上記クレジット契約に基づき既にクレジット代金として支払われた5万6800円（上記1）につき、不当利得として返還する義務を負う。また、被告B の上記原告に対する不法行為に基づく損害賠償請求は認められない（上記3）。

【原告1 契約4（授業）】被告A とのクレジット契約

1 契約4に関する事実経過

G は、平成26年6月4日、原告1 宅を訪ね、原告1 に対して、当時高校1年生であった二男に関し、同日付けの「覚書」（甲1(4)-3）記載の授業コースの受講を勧めた。同「覚書」には、「商品内容は、授業コース（週2回+各期講習フリー）となります。」「期間（契約期間）は^H26年6月～^H28年3月迄となります。」と明記されている。

上記原告は、F や G の勧誘に応じて平成25年9月に契約したクレジット契約に関してモニターとして無償でインターネットによる遠隔授業の提供を受けていたが（甲1(1)-1, 2）、授業の受講を継続するためには自ら費用を負担する必要があるものと考え、上記授業コースを受講することとし、G の指示に従い、①平成26年6月4日付けでエフォートから「高校指導書3教科+EP」という名称の代金73万4400円の教材を購入する旨の売買契約書（甲1(4)-2, 乙A1(4)-2）及び②同日付けで被告A に対して上記代金の立替払を申し込む旨のクレジット契約申込書（甲1(4)-1）に署名捺印等をした。

土田は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたクレジット契約書

(乙A1(4)-1)及び上記売買契約書(乙A1(4)-2)を受領し、上記クレジット契約申込書及び上記売買契約書(甲1(4)-2)を控えとして上記原告に交付した。

その後、エフォートは、同日中に、上記クレジット契約書及び上記売買契約書(乙A1(4)-2)をファクシミリで被告Aに送信した(乙A1(4)-2, 5)。

5 同月5日、被告Aから、原告1宅の固定電話に連絡があった。上記原告は、エフォートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記載外の約束事項等はないなどと回答した(乙A1(4)-3)。同日、被告Aは、エフォートに対して立替金73万4400円を支払い(乙A1(4)-4)、もって契約4に係るクレジット契約が成立した。同契約において、クレジット代金は分割払とされていた(乙A1(4)-1)。

上記原告は、上記クレジット契約に従ってクレジット代金を支払っていたが(乙A1(4)-4)、エフォートの破綻により平成27年12月以降の授業の提供を受けられなくなったことから、同月以降のクレジット代金は支払っていない。

(甲1(総)-2, 原告1, 弁論の全趣旨)

16 2 割販法35条の3の10第1項本文等に基づく解除(クーリング・オフ)の可否

(1) 訪問販売

上記1によれば、平成26年6月4日、原告1宅において、原告1は、エフォートとの間で、契約4に関し、①上記原告が、73万4400円の対価で平成26年6月から平成28年3月まで同社の授業の提供を受ける、②上記原告は、①についてエフォートと売買契約を締結するとともにその代金の立替払のために被告Aとクレジット契約を締結する旨を合意したもの(以下「原告1契約4合意」という。)と認められる。

原告1契約4合意によれば、契約4に係るクレジット契約は、特商法2条1項1号所定の訪問販売すなわち割販法35条の3の10第1項4号所定の訪問販売に係る契約について締結されたものといえることから、同項本文に基づく解除の可否を

検討する。

(2) 法定書面の交付

ア 法定書面交付義務

上記(1)によれば、被告 A は、割販法 35 条の 3 の 9 第 1 項 1 号に基づき同項
5 所定の法定書面を、また、同第 3 項 1 号に基づき同項所定の法定書面を、原告 1
に交付する義務を負う。

イ 被告 A が交付すべき法定書面

(ア) 原告 1 ・エフォート間の合意内容と各契約書の記載内容とのそご

契約 4 に係る各契約書 (乙 A 1 (4) - 1, 2) のいずれにも商品である教材に係る
10 売買契約が記載されており (上記 1), 他方, 授業という役務に関することは全く記
載されていない。したがって, 被告 A は, 当時, 原告 1 とエフォート
との間に上記売買契約が成立しているものと認識しており, 上記原告とエフォート
との間に成立した授業という役務提供の合意 (上記(1)) の存在については認識して
いなかった可能性が高い。

15 そうすると, 被告 A が上記原告に交付すべき割販法 35 条の 3 の 9 第 1 項及
び第 3 項所定の各法定書面に関し, 同第 2 項 1 号・35 条の 3 の 8 第 1 号, 35 条
の 3 の 9 第 4 項 1 号・35 条の 3 の 8 第 1 号所定の記載事項「商品若しくは権利又
は役務の種類」について, 上記各契約書記載の商品である教材を記載すべきか, 上
記合意内容の役務である授業を記載すべきかが問題となる。

20 (イ) 被告 A が交付すべき法定書面の内容

割販法 35 条の 3 の 10 第 1 項は, 購入者等に同法 35 条の 3 の 9 の要件を満た
した法定書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでは無条件でクレジット
契約を解除 (クーリング・オフ) する権利を認めたものである。上記法定書面の記
載に不備があれば, 購入者等は, 上記法定書面を受領したものと認められないの
25 で, 不備なく記載された上記法定書面を受領しない限り, いつまでも上記解除をす
ることができる。この点に鑑みると, クーリング・オフは, あっせん業者に対し,

販売業者等が行う販売契約等の内容を正確に把握して上記法定書面の記載との整合性を確認する実質的な責任を負わせるものといえることができる（上記第1の5(2)）。

上記の割販法35条の3の10第1項の趣旨に鑑みれば、被告Aは、エフオートと顧客である第1事件原告らとの契約内容を正確に把握し、それに即した法定書面を交付すべきである。

また、個別信用購入あっせんにおいて、販売業者等は、あっせん業者からクレジット契約締結についての媒介を委託された消費者契約法5条所定の媒介者に当たるものと解される（上記第1の6(1)）。同条は、媒介者が消費者契約締結に当たり消費者に対して同法4条1項ないし3項所定の不適切な勧誘行為に及んだ場合、上記媒介者に委託した事業者の上記勧誘行為の知・不知にかかわらず、消費者は、事業者に対し、当該消費者契約申込みの意思表示の取消しを主張することができる旨を定めたものであり、事業者が第三者に媒介を委託して事業活動を拡大していることから、同媒介に伴う責任をも事業者を負わせる趣旨と解される。

本件では、エフオートは、被告Aからクレジット契約締結についての媒介を委託された媒介者に当たり、割販法35条の3の9の法定書面交付義務は、購入者等によるクーリング・オフ権の行使を実質的に保障するためのものであるから（上記第1の4）、媒介者の不適切な勧誘行為についての事業者の知・不知にかかわらず消費者契約の取消しを認める消費者契約法5条の上記趣旨は、上記法定書面交付義務の履行にも当てはまるものといえるべきである。

以上に鑑みると、被告Aは、自身の責任において原告1とエフオートとの間の契約内容を正確に把握すべきであり、同契約内容すなわち上記授業提供の合意についての知・不知にかかわらず、同合意に即した法定書面を交付する義務を負うものと解するのが相当である。

ウ 法定書面交付の有無

Gは、平成26年6月4日、原告1が署名捺印等したクレジット契約申込書（甲1(4)-1）及び売買契約書（甲1(4)-2）を控えとして上記原告に交付

した（上記1）。上記クレジット契約申込書の交付は、エフォートが被告 A と締結した加盟店契約上の義務に基づくものであること（甲共49の1「加盟店契約書」第5条(4)）に鑑みると、被告 A は、エフォートを介して上記クレジット契約申込書を割販法35条の3の9第1項所定の申込時書面として上記原告に交付したものとみることができる。

しかし、上記イ(イ)のとおり、被告 A は、原告1契約4合意のとおり授業提供の合意内容が記載された同項所定の申込時書面の交付義務を負うところ、上記クレジット契約申込書には、上記合意内容について記載されておらず、上記申込時書面の記載要件である同法35条の3の9第2項1号・35条の3の8第1号所定の「役務の種類」の記載を欠く。

なお、G が上記原告に交付した「覚書」（甲1(4)-3）には、上記合意内容が記載されているが（上記1）、「覚書」自体を上記クレジット契約申込書と一体となるものとみることができない。なぜなら、同法35条の3の9所定の法定書面交付義務の趣旨は、購入者等にクーリング・オフ権の行使を実質的に保障するために、購入者等が改めてクレジット契約の内容を慎重に吟味・検討することができるよう当該契約についての正確な情報を分かりやすい体裁で提供することにあるものと解され（上記第1の4）、同趣旨に鑑みれば、法定記載事項は1通の契約書面に全て記載されるべきであり、同書面が法定記載事項を欠く場合において、他の文書の記載による補完を認めるべきではないからである。他に、上記原告に対して割販法35条の3の9第1項・2項所定の要件を満たす申込時書面が交付されたと認めるに足りる証拠はない。

また、上記原告に対して同法35条の3の9第3項・4項所定の要件を満たす契約時書面が交付されたことも、認めるに足りない。

(3) 解除の可否

上記(2)によれば、原告1 は、割販法35条の3の9所定の法定書面を受領しておらず、記号Bの不備があり、同法35条の3の10第1項ただし書所定の

クーリング・オフの行使可能期間はいまだ進行していないことから、同項本文に基づき、契約4に係るクレジット契約を解除することができる。

3 被告 A に対する共同不法行為責任の成否

(1) 契約4に係る各契約書作成及び電話意思確認回答

ア 契約書作成

原告1 は、平成26年6月4日、Gの指示に従い、契約4に係るクレジット契約申込書（甲1(4)-1）及び売買契約書（甲1(4)-2、乙A1(4)-2）に署名捺印等をした。上記クレジット契約申込書の記入内容が転写された契約4に係るクレジット契約書（乙A1(4)-1）及び売買契約書（乙A1(4)-2）は、同日、エフォートによってファクシミリで被告 A に送信され（上記1）、もって契約4に係るクレジット契約申込みがなされた。

実際には、原告1 契約4合意のとおり、上記原告とエフォートとの間の取引は、授業という役務の有償の授受であったが、上記各契約書には、商品である教材の売買契約のみが記載されており、授業についての記載はない。

したがって、上記各契約書の記載内容は、原告1 契約4合意と異なる。

イ 電話意思確認

原告1 は、平成26年6月5日、被告 A による電話意思確認に対し、あらかじめ G から受けていた指示に従い、エフォートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記載外の約束事項等はないなどと回答した（上記1）。

上記原告が作成した契約4に係るクレジット契約申込書（甲1(4)-1）は、上記クレジット契約書（乙A1(4)-1）と同じ内容であり、授業についての記載はないことから、上記回答においても授業についての言及はなかったものといえる。

したがって、上記回答内容も、原告1 契約4とは異なる内容である。

(2) 不法行為責任の成否

原告1 エフォートは、同原告が自らの負担をもって73万4400円の対価で同社から授業の提供を受ける旨合意しており（原告1契約4合意）、同合意は、有償での継続的役務の提供という通常取引に係るものである。

契約4に係る各契約書の記載及び上記原告の被告Aによる電話意思確認に対する回答中、上記原告の被告Aに対するクレジット契約申込みの根幹となるのは、立替払の対象となる上記原告とエフォートとの間における対価73万4400円の有償取引であるところ、上記のとおり同有償取引自体は実在する。

上記原告による上記記載及び回答と、原告1契約4合意との相違は、上記有償取引の対象が商品である教材か、役務である授業かという点にすぎない。この点に関し、被告Aは、あっせん業者として、販売契約等の勧誘に係る調査義務（割販法35条の3の5）を課されており、法定書面交付義務の前提として販売契約等の実態を正確に把握する義務を負っているのであるから（上記第1の4）、自身の責任において上記原告とエフォートとの間の契約内容を正確に把握すべきであった。

以上に鑑みると、上記原告がエフォートと共同で、①原告1契約4合意と異なる内容の契約4に係る各契約書を作成して被告Aに対するクレジット契約の申込みをしたこと、②被告Aによる電話意思確認に対して原告1契約4合意と異なる内容の回答をしたことにつき、違法と評価することはできない。

よって、上記原告について不法行為は成立しない。

4 契約4に関する請求について

契約4に係るクレジット契約は、割販法35条の3の10第1項本文に基づいて解除された（上記第2章第2の3）。よって、原告1の被告Aに対する上記クレジット契約に基づくクレジット代金支払債務は存在しない。また、被告Aの上記原告に対する不法行為に基づく損害賠償請求は認められない（上記3）。

【原告1 契約5（無断契約）】被告Aとのクレジット契約

1 クレジット契約の成否

なお、平成28年9月7日付け「訴状訂正の申立書」によれば、原告1

は、クレジット契約の成立を否認するものと解される。

(1) 認定事実

ア 契約書

契約5については、①原告1を申込者、被告Aを与信者とする平成
27年2月12日付け申込みのクレジット契約書(乙A1(5)-1)及び②上記原告
とエフォートとの同日付け売買契約書(乙A1(5)-2)が存在し、いずれも何者か
によって同日にファクシミリでコンビニエンスストアから被告Aに送信された
ものと認められる(乙A1(5)-2, 5)。

上記売買契約書には、上記原告が二男に使用させる目的でエフォートから「プロ
テク先生高校版 3教科」という名称の代金78万8400円の教材を購入する旨
が、上記クレジット契約書には、上記原告が上記代金の立替払を被告Aに申し
込む旨、クレジット代金78万8400円を平成27年9月27日に一括払する旨
がそれぞれ記載されている。

契約5に係る上記各契約書の印影は、上記原告が作成した契約3及び4に係る契
約関係書類の印影(乙B1(3)-1, 2, 乙A1(4)-1, 2)と異なる。

イ Gが原告1に送信したメール

Gは、原告1に対し、①平成27年2月14日、「今日ちょっとお渡し
したいものがあってお寄りしたのですが…。何時頃お帰りですか」、「いえいえ、こ
ちらこそ突然で。明日にでも、又、連絡致します。何時頃ご在宅ですか?」、「で
は、明日又ご連絡致します。」とのメールを、②同月16日午後1時30分頃、「昨
日はお忙しい中失礼いたしました。写メを送らせて頂きます。聞かれることは前と
同じなので、基本 はい とお返事頂ければ、確認はすぐに終わります。電話は、
ママの携帯に14時位にかかってくると思いますので、控えを持っている振りをし
て受け答えをお願いします…うまく活用して頂けると嬉しいです」とのメールを送信
した(甲1(総)-1-1, 2)。

ウ 電話意思確認及び立替金の支払

契約5に係るクレジット契約書(乙A1(5)-1, 5)には、「加盟店・A

使用欄」の「意思確認」の項に、「日付」として平成27年2月16日、「連絡先」として携帯電話、時間として「PM5時00分～5時30分」との記載がある。

5 被告Aのベリファイシート(乙A1(5)-3)には、平成27年2月16日午後2時01分頃、申込者本人から携帯電話で被告Aに連絡があり、「申込書への商品・サービス等の記載有無について(また、申込書に記載のない約束事項はないか)」等のチェック項目全てに印が付けられており、「すべて問題なし」とされている。

10 同日、被告Aは、エフォートに対して立替金78万8400円を支払った(乙A1(5)-4)。

エ 原告1 と被告A との連絡状況

証拠(乙A1(5)-7～9, 原告1)によれば、契約5に係るクレジット契約書(乙A1(5)-1)記載のクレジット契約に関し、①平成27年4月2日、被告Aが印鑑相違の連絡を受け、原告1に対して預金口座振替依頼書の再送付を求める書面を送っており、同書面には、預金口座振替依頼書に印鑑不鮮明等の不備があったために、「初回月H27.9」からのクレジット代金支払口座からの引落手続をすることができなかった旨が記載されていること、②上記原告は、同月17日、預金口座振替依頼書に銀行印を押捺して被告Aに返送したこと、③
15 被告Aの担当者が同年11月2日及び同年12月2日に原告1宅を訪ね、
20 上記原告が入金を約束したことが認められる。

オ エフォート作成の覚書

Gは、平成27年9月19日、原告1に対し、契約5をキャンセルするために必要との理由で、白紙の申込書に押印のみを求めた。上記原告がこれに応じると、Gは、「株式会社エフォートカンパニーと様との間で交わされました平成27年9月8日付のお申込み『ハイパーティーチャー』に関しまして以下
25

のお約束を致します。◎本契約のお支払に関しまして、原告1さんのお支払義務は一切ありません。◎前回のお申込みは(株)エフォートカンパニーが責任を持って解約処理を致します。」と記載された平成27年9月19日付けのエフォート作成の覚書(甲1(5)-1)を上記原告に渡した(甲1(総)-2, 原告1)。

5 カ 契約4について

原告1は、FやGの勧誘に応じて平成25年9月に契約したクレジット契約に関し、モニターとして無償でインターネットによる遠隔授業の提供を受け、当時中学3年生であった二男に受講させていたが、二男が平成26年4月に高校に入学した後も引き続き受講させることを希望し、そのためには自ら費用を負担
10 する必要があるものと考え、同年6月4日、Gから勧められた授業コースを受講することとし、自身がクレジット代金を支払うことを前提に、契約4に係る各契約を締結し、エフォートとの間において、73万4,400.0円の対価で同月から平成28年3月まで同社の授業の提供を受ける旨を合意(原告1契約4合意)した(【原告1 契約4.(授業)】)。

15 (2) 検討

ア Gと原告1との連絡状況について

Gが平成27年2月16日午後1時30分頃に原告1に送信したメールは、「聞かれることは前と同じなので、(中略)受け答えお願いします。」との内容
20 (上記(1)イ)に鑑みると、クレジット契約申込み後に行われる信販会社による電話意思確認への対応方法を指示したものとみられる。そして、①上記送信日は、契約5に係るクレジット契約書(乙A1(5)-1)がファクシミリで被告Aに送信された同月12日の4日後であること、上記送信の約30分後である同月16日午後2時01分頃に被告Aによる電話意思確認が上記原告の携帯電話を利用して行われており、その時間帯及び通信手段は、上記メール中の「電話は、ママの携帯に
25 14時位にかかってくると思いますので」との文言に符合すること(上記(1)ア～ウ)、②他方において、証拠上、他に上記メール送信日に近い時期に行われた上記原

告とエフォートとの間の取引は見当たらないことに鑑みると、上記メールは、契約5に係るクレジット契約書に関するものと考えられる。

G は、同月14日に上記原告に送信したメールにおいて原告1 宅訪問を要望しており、同月16日に上記原告に送信した契約5に係るクレジット契約書に関する上記メール中の「昨日はお忙しい中失礼いたしました。」との文言（上記(1)イ）に加え、同月15日は日曜日であり、F や G が日曜日に来宅したことはないが、G と電話で話した可能性はあるとの上記原告の供述（原告1 ）に鑑みると、G は、同月15日に上記原告と電話で連絡を取り、上記原告に対し、上記クレジット契約書に関する説明をしており、上記メール中の「うまく活用して頂けると嬉しいです。」との文言に鑑みると、上記原告のメリットになり得ることを説明したものと推認される。

もともと、エフォートは、上記原告も含め（契約4）、相当数の第1事件原告らに対し、信販会社とのクレジット契約書上は、立替払の対象としてエフォートとの教材売買契約が記載されているにもかかわらず、実際には授業の提供を持ちかけて授業という役務提供の授受の合意をするなど、クレジット契約書の記載と異なる取引について勧誘して合意に至っている（【原告47 契約1（お試し）】、【原告48 契約5（お試し）】、【原告62 契約4（お試し）】等）。この点を考慮すると、G が同月15日に原告1 に説明した内容は、必ずしも契約5に係るクレジット契約書記載のとおりであったとは認められない。

20 イ 契約5に係る各契約書について

原告1 は、契約5に係る各契約書（乙A1(5)-1, 2）の成立の真正を否認しているが、被告A は成立の真正を立証していない。

G は、平成27年2月15日に上記原告と電話連絡を取り、上記原告に対し、契約5に係るクレジット契約書（乙A1(5)-1）に関する説明をしたものと推認されるところ（上記ア）、契約5に係る各契約書は、同月12日にファクシミリで被告A に送信されていた（上記(1)ア）。証拠上、同日以前にエフォートと上記原告と

の間で契約5に係る各契約書に関するやり取りがあったとは認められない。

また、上記原告は、FやGの勧誘に応じて平成25年9月に契約したクレジット契約に関し、モニターとして無償でインターネットによる遠隔授業の提供を受け、当時中学3年生であった二男に受講させていたが、二男が平成26年4月に高校に入学した後も引き続き受講させることを希望し、そのためには自ら費用を負担する必要があるものと考え、同年6月4日、自身がクレジット代金を支払うことを前提に、契約4に係る各契約を締結し、エフォートとの間において、73万4400円の対価で同年6月から平成28年3月まで同社の授業の提供を受ける旨を合意（原告1契約4合意）した。したがって、二男は、上記原告の希望のとおり、同年6月から平成28年3月まで同社の授業を受講することになっていたのであるから（上記(1)カ）、上記原告において、その間の平成27年2月12日に二男のために重ねて同社から教材又は授業の提供を受ける目的で契約5に係る各契約を締結する動機は乏しいものといえる。

加えて、エフォートは、通常、顧客に同社との売買契約書とともに信販会社に対して当該売買代金の立替払を申し込む旨のクレジット契約申込書を作成させ、同作成後、上記売買契約書及び上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたクレジット契約書を受領して当該信販会社へ送付し、上記クレジット契約申込書を割販売35条の3の9所定の法定書面として当該顧客に交付しており、【原告1契約3（モニター）】、【原告1契約4（授業）】のとおり、契約3及び4においても、そのような取扱いをしていた。しかし、Gが同月16日に上記原告に送信したメール中、「控えを持っている振りをして受け答えをお願いします」との文言によれば（上記(1)イ）、上記原告は、クレジット契約申込書をエフォートから交付されていなかったものと認められる。そして、証拠上、その後、クレジット契約申込書や契約5に係る各契約書ないしそれらの写しが上記原告に交付されたことは認められない。

①契約5に係る上記各契約書の印影は、上記原告が署名捺印等をした契約3及び

4に係る契約関係書類の印影と異なること（上記(1)ア）、②エフォートは、平成27年2月以前に上記原告との取引実績があり、上記原告の家族構成や収入等の売買契約書及びクレジット契約書に記載を要する事項についてはおおむね把握していたものと推認でき、これらの契約書を上記原告の関与なしに作成することは可能であったといえることも併せ考えると、契約5に係る各契約書は、エフォートが上記原告に無断で作成して平成27年2月12日にファクシミリで被告Aに送信したものと推認することができる。

他方、後記ウのとおり、上記原告は、同月16日の被告Aによる電話意思確認に自ら応答し、担当者からの質問に対して肯定的な回答に終始していたものと認められる。

この点に関し、後記エのとおり、証拠上、上記原告が、上記電話意思確認当時において契約5に係る各契約書の具体的内容を認識していたことは認めるに足りない。上記原告は、従前のエフォートとの複数回にわたる取引において、Gから、信販会社による電話意思確認に対しては「はい」と答えるよう指示され、それに従っていた（原告1）。これらの点に鑑みると、上記原告は、上記電話意思確認に対し、被告Aの担当者からの質問内容を吟味することもなく、従前Gから受けていた上記指示に従って回答したものとみることができる。したがって、上記電話意思確認に対する上記原告の回答をもって、上記原告が契約5に係るクレジット契約書の存在及び内容を把握した上で上記電話意思確認に臨んでいたとまで認めることはできない。

ウ 被告Aによる電話意思確認

ア 電話意思確認に対応した者

被告Aのベリファイシートには、平成27年2月16日午後2時01分頃、申込者本人から携帯電話で被告Aに連絡があった旨記載されており（上記(1)ウ）、同日は月曜日であるところ、原告1は、本人尋問において、当時、自宅建物1階で製麺業を営んでおり、月曜日の上記の時間帯は勤務時間内であり、勤

務中、携帯電話は、外出時には携帯するが、それ以外は3階の住居に置いてあり、用事があって3階に行くとき以外に携帯電話を見ることはなかったとして、上記ベリファイシート記載の連絡をしたことはない旨を述べる。

しかし、被告Aによるベリファイシートの作成は、クレジット契約の申込みを受けた後に割販法35条の3の5第1項、同法施行規則76条10項所定の調査として行う電話意思確認の結果についての、同法35条の3の5第2項、同法施行規則78条所定の記録の作成として行われるものであり、日常の与信審査業務の一環として組み込まれているものである。被告Aにおいて、原告1の契約5に係るクレジット契約書(乙A1(5)-1)に関する電話意思確認について、架空のやり取りをベリファイシートに記載することは考え難く、証拠上、そのような事実もうかがわれない。

また、上記ベリファイシートの記載内容は、直前の同日午後1時30分頃にGが上記原告に送信したメール中の「電話は、ママの携帯に14時位にかかってくると思いますので、(中略)受け答えをお願いします。」との文言と、被告Aと契約5に係るクレジット契約申込者のいずれから連絡するかの相違はあるものの、14時(午後2時)頃という時間帯及び携帯電話という通信手段において符合する。

他方、自身が上記電話意思確認に対応したことを否定する上記原告の本人尋問における説明は、専ら平成27年2月当時の自身の行動に関する記憶に基づくものであるところ、上記尋問は、その6年余り後の令和3年4月12日に実施されたものであるから、記憶の誤り、変遷が生じる可能性は否定できない。また、上記説明によっても、上記原告において、勤務時間中も外出時は携帯電話を携帯し、用事で自宅建物の3階に行ったときは携帯電話を見る機会があったといえ、上記ベリファイシート記載の時間に携帯電話を使用したことが全くあり得ないとまではいい難い。

上記原告が、自身の携帯電話を他者が使用することはない旨を述べていること(原告1)も併せ考えると、上記ベリファイシート記載の電話意思確認に対応したのは上記原告本人であったものと認められる。

なお、契約5に係るクレジット契約書の「加盟店・ A (株)使用欄」には、電話意思確認の日時として平成27年2月16日の午後5時から5時30分までである旨が記載されているが、同記載は、電話意思確認の予定を記載したものと解され、上記ベリファイシート記載の時間に電話意思確認が実施されたことを否定するものではない。

(イ) 電話意思確認の内容

被告 A のベリファイシートには、チェック項目全てに印が付けられており、「すべて問題なし」とされている(上記(1)ウ)。同内容によれば、原告1は、被告 A の担当者からの質問に対し、肯定的な回答に終始していたものと推認される。上記アのとおり、上記原告は、従前 G から受けていた指示に従って、被告 A の担当者からの質問内容を吟味することなく、回答したものとみることが出来る。

被告 A においては、電話意思確認のマニュアルが存在し(乙A共2-1, 2), 同マニュアルによれば、担当者において、顧客に対し、「今回の商品は〔商品種別〕をご購入で(分割支払金)合計〔 〕円の何回払いとなっております。詳細についてはクレジット用紙をご確認ください。」と述べ、その後、契約内容として、申込書面に記載された商品・サービスを確認した上で、「お申込み内容以外で販売店から商品・サービスの提供のお約束はありますか。」と尋ねることとされている。

この点に関し、被告 A においては、上記原告も含む顧客との通話内容を録音していない(甲共56)。そして、電話意思確認の結果を記したベリファイシート(乙A1(5)-3)は、「申込書への商品・サービス等の記載有無について(また、申込書に記載のない約束事項等はないか)」、「商品の必要数量(期間)について」、「商品・サービス内容の説明について」とのみ記載されたチェック項目に印を付けるものにすぎない。したがって、電話意思確認における具体的なやり取りの詳細は明らかではない。

また、第1事件原告らの中には、被告 A による電話意思確認につき、被告 B

による電話意思確認に比して短く、質問も少なかった、商品名や代金などクレジット契約書の内容を読み上げて確認されたことはなかったと述べる者（原告 7 5

5), 極めて短時間であり、クレジット契約書を自身で記入したか、お客様控えを持っているかという質問、支払金額と回数及びクーリング・オフの説明の確認のみであり、その他の質問や説明はなかった旨を述べる者（甲 1 0 5（総）－2）、商品の説明は受けたかという質問のみであり、商品や契約条件の詳細について聞かれた記憶はない旨を述べる者（甲 5 7（総）－2）がいる。この点にも鑑みると、被告 A による電話意思確認において、被告 A の担当者が、クレジット契約
10 申込日、立替払の申込みの対象であるエフォートとの売買契約の内容（売買契約の日付、商品の名称・内容・個数、代金、商品引渡時期）、後日支払うべきクレジット代金総額、支払方法（一括払・分割払の別）、支払時期、分割払の場合における 1 回当たりの支払額といった当該クレジット契約の具体的内容に逐一言及して確認を求めたことは認めるに足りない。

エ クレジット契約申込み又は追認の意思表示の有無

15 契約 5 に係る各契約書は、エフォートが原告 1 無断で作成して平成 2 7 年 2 月 1 2 日にファクシミリで被告 A に送信したものであり（上記イ）、G は、同月 1 5 日に上記原告に電話連絡をして契約 5 に係るクレジット契約書に関する説明をしているものの、同説明内容は、必ずしも上記クレジット契約書記載のとおりであったとは認められない（上記ア）。さらに、上記原告は、通常であれば割
20 法 3 5 条の 3 の 9 所定の法定書面としてエフォートから交付されるはずの自らが作成したクレジット契約申込書も、契約 5 に係る各契約書ないしその写しも交付されておらず（上記イ）、同月 1 6 日の電話意思確認に対し、対象とされている取引の内容を記載した書面が手元にない状況において応答していたものと推認することができる。

25 これらの事実に鑑みると、上記原告において、上記電話意思確認の当時、契約 5 に係るクレジット契約書の具体的内容を正確に把握していたと認めるに足りない。

他方、上記電話意思確認の際、被告 A の担当者において、上記クレジット契約書の具体的内容に逐一言及して確認を求めたことは、認めるに足りない（上記ウイ）。

以上に鑑みると、上記原告が上記電話意思確認に対応し、被告 A の担当者からの質問に対して肯定的な回答に終始したことをもって、契約 5 に係るクレジット契約についての申込みの意思表示とも追認の意思表示とも評価することはできない。

オ 平成 27 年 2 月以降の状況

契約 5 に係る各契約書がファクシミリで被告 A に送信され、電話意思確認が行われた平成 27 年 2 月以降の状況につき、①原告 1 が同年 4 月に被告 A から印鑑不鮮明等の不備を理由として預金口座振替依頼書の再送付を求められて同月 17 日に応じたこと、② G が、同年 9 月中旬頃、上記原告に対し、契約 5 をキャンセルするために必要との理由で、白紙の申込書に押印のみを求め、「◎前回のお申込みは(株)エフォートカンパニーが責任を持って解約処理を致します。」などと記載された同月 19 日付けのエフォート作成の覚書を渡したこと、③被告 A の担当者が同年 11 月 2 日及び同年 12 月 2 日に原告 1 宅を訪ね、上記原告が入金を約束したこと（上記(1)エ、オ）が認められる。

しかし、上記①について、上記原告は、いずれの契約に関するものが明確に認識しないまま対応した可能性が高い（原告 1 ）。上記②について、上記覚書は、上記原告が被告 A から支払を求める通知を受けて G に連絡したところ、同人が持参したものであり（原告 1 ）、同人において取りあえず上記原告を納得させるために渡したものにすぎないとみることができる。そうすると、上記覚書の授受は、契約 5 に係るクレジット契約の存在を裏付けるものとはいえない。上記③について、上記原告が契約 5 に係るクレジット契約の存在を認めた上でクレジット代金支払の約束をしたとまで認めるに足りない。すなわち、上記原告は、従前、複数回にわたりエフォートとの取引に関して信販会社とのクレジット契約を締

結しており、被告 A からクレジット代金支払の要請を受け、他のクレジット契約と混同して支払約束をしたものとみる余地がある。

カ 被告 A の主張について

被告 A は、主位的に、①原告 1 の署名捺印がある契約 5 に係るクレジット契約書（乙 A 1 (5) - 1）及び売買契約書（乙 A 1 (5) - 2）の存在、上記原告が被告 A による電話意思確認に回答した内容、上記原告が同電話意思確認後に同回答を踏まえて作成された勧誘方法調査結果報告を受領していながら、異議を述べなかったこと等に鑑みれば、上記原告自ら被告 A に対してクレジット契約を申し込み、両名の間にクレジット契約が成立したことは明らかである、予備的に、
②上記原告は、平成 27 年 2 月 12 日に F 又は G を代理人ないし使者として、被告 A に対し、クレジット契約を申し込んだ、③②のクレジット契約申込みが無権代理行為であったとしても、上記電話意思確認に対する上記原告の回答、上記原告が勧誘方法調査結果報告を受領していながら、異議を述べなかったこと、上記原告が平成 27 年 4 月に被告 A から印鑑相違の連絡を受け、正しい口座届出印を押捺した書面を被告 A に返送したこと、同年 11 月 2 日、被告 A に対し、クレジット代金の支払を約束したことに鑑みれば、明示若しくは黙示の追認の意思表示又は再度のクレジット契約申込みの意思表示をした、④①から③のいずれも認められなくても、上記原告は、平成 27 年 2 月 14 日及び同月 16 日の G とのやり取りに鑑みれば、同人に自身の名義を使用して被告 A と取引することを許諾したものといえ、改正前民法 109 条、商法 14 条等の表見法理によりクレジット契約に基づく責任を負うべきである旨主張する。

しかし、上記①に関し、契約 5 に係る上記各契約書は、エフォートが上記原告に無断で作成したものである（上記イ）。また、上記原告の被告 A による電話意思確認の回答をもって、契約 5 に係るクレジット契約についての申込みの意思表示とも追認の意思表示とも評価することはできない（上記エ）。これらの点に鑑みると、たとえ上記原告が勧誘方法調査結果報告を受領していながら異議を述べなかったと

しても、同事実をもって契約5に係るクレジット契約の成立を認めることはできない。

上記②に関し、証拠上、上記原告が、F 又は G に対し、代理人ないし使用者として被告 A に対するクレジット契約申込みを行う権限を付与したことは認められない。上記③に関し、上記エ及びオによれば、被告 A 指摘に係る事実をもって、被告 A 主張に係る明示若しくは黙示の追認の意思表示又は再度のクレジット契約申込みの意思表示があったと認めることはできない。上記④に関し、G が平成27年2月14日及び同月16日に上記原告に送信したメールの内容（上記(1)イ）をもって、上記原告が G に自身の名義を使用して被告 A と取引することを許諾したものということはできず、他に、上記許諾の事実を認めるに足りる証拠はない。

以上によれば、被告 A の上記主張は採用することができない。

(3) 小括

上記(1)及び(2)によれば、契約5に係るクレジット契約の成立は認められない。

2 被告 A に対する共同不法行為責任の成否

(1) 契約書作成について

契約5に係る各契約書（乙A1(5)-1, 2）のいずれも、エフォートが原告1に無断で作成してファクシミリで被告 A に送信したものである（上記1(2)イ）。そして、G は、平成27年2月15日に上記原告に電話連絡をして契約5に係るクレジット契約書に関する説明をしているものの、同説明内容は、必ずしも上記クレジット契約書記載のとおりであったとは認められない（上記1(2)ア）。したがって、上記原告において、事後的に上記クレジット契約書の記載を了承したとも認めるに足りない。

以上によれば、上記各契約書作成につき、上記原告が不法行為責任を問われる余地はない。

(2) 電話意思確認について

原告1 は、平成27年2月16日、被告A による電話意思確認に対し、当時、契約5に係る各契約書の内容を認識していなかったが、従前G から受けていた指示に従い、被告A の担当者からの質問内容を吟味することもなく、肯定的な回答に終始していたものと推認される（上記1(2)イ、ウイ）。

6 被告A は、上記電話意思確認において、上記原告に対し、上記原告自ら契約5に係るクレジット契約書（乙A1(5)-1）に対応するクレジット契約申込書を作成したことを当然の前提として質問しているものと解される。上記回答も、外形的には同様の前提に立つものと解することができる。したがって、上記回答内容は、事実と異なるものである。

10 そうすると、上記原告は、エフォートと共同で、外形的に、契約5に係るクレジット契約申込書の成立の真正につき、被告A による電話意思確認に対して事実と異なる内容の回答をし、被告A に対し、自ら当該クレジット契約申込書を作成したかのように装う行為に及んだものといえることができる。

(3) 権利侵害の有無

15 被告A は、契約5に係るクレジット契約申込書が原告1 自ら作成したものではなく、上記原告によるクレジット契約の申込みではないことを認識していれば、上記クレジット契約の申込みを承諾しなかったものと考えられる。

よって、被告A は、上記(2)の上記原告とエフォートとの共同行為により、①上記クレジット契約申込書は上記原告自ら作成したものであり、上記原告自身のクレジット契約の申込みであるものと誤認し、その結果、②上記クレジット契約の申込みを承諾してクレジット契約書記載の売買代金を立替払し、クレジット代金未払分相当の損害を被ったものといえることができる。

25 なお、被告A は、上記原告が契約締結に関する自己決定権をも侵害した旨主張し、確かに、上記のとおり、被告A は、上記原告による電話意思確認の回答により、クレジット契約申込書の成立の真正について誤認をした結果、契約5に係るクレジット契約の申込みを承諾している。しかし、上記回答による被告A の

損害は、財産権侵害による金銭的損害すなわち上記のとおり誤認による承諾により成立したクレジット契約に基づく立替払をしたことによって被ったクレジット代金未払分相当の金銭的損害に尽きる。上記誤認によりクレジット契約の申込みに対する承諾の可否について正しく判断することを妨げられたという点は、上記財産権侵害に至る経過にすぎず、独立した法的保護に値しない。よって、自己決定権侵害に係る被告 A の上記主張は、失当である。

(4) 不法行為責任の成否

G が平成27年2月16日に原告1 に送信したメール中、「聞かれることは前と同じなので、基本 はいとお返事頂ければ、確認はすぐに終わります。」、
10 「控えを持っている振りをして受け答えをお願いします」との文言によれば（上記1 (1)イ）、上記原告は、G の上記指示にそのまま従って直後の被告 A による電話意思確認に回答したものと認められる。

そもそも上記電話意思確認を含む契約5に係る一連の事実経過は、エフォートが上記原告に無断で契約5に係るクレジット契約書（乙A1(5)-1）及び売買契約書
15 （乙A1(5)-2）を作成してファクシミリで被告 A へ送信したことに端を発する。上記第2の1のとおりエフォートが平成24年頃から平成27年頃にかけて経済的窮状にあったことに鑑みると、同社は、資金繰りに窮したことから、当面の破綻を回避する目的で、上記原告名義のクレジット契約締結により立替金を取得することを企てて、上記各契約書の無断作成及び被告 A への送信という行為に及んで上記原告の名を冒用して被告 A に対するクレジット契約の申込みを行った
20 上、同申込みを被告 A へ承諾させてエフォートに立替金を交付させるために、上記原告に指示をして上記のとおり電話意思確認に対する回答をさせたものとみることができる。上記原告は、このようなエフォートによる立替金不正取得の意図を知らずに同社に利用されて上記回答をしたものと認められ、その結果、自身を一方当事者とする架空の売買契約及びクレジット契約を締結されて同クレジット契約
25 に基づくクレジット代金支払債務の履行を求められる立場に置かれており、上記立

替金不正取得の被害者といってよい。

他方、被告 A は、①平成25年10月のエフォートとの加盟店契約締結に先立ち、割販法35条の3の5に基づく適正与信調査義務の一環として同社の財務状況の調査を実施したが、同調査は誠にずさんなものであり、上記財務状況が当時において既にかなり悪化しており、資金に窮して違法販売行為等に及ぶ危険性を内包するものであったにもかかわらず、適切な現状の把握及び評価を行うことなく、上記適正与信調査義務に反し、さらに、②上記加盟店契約締結後も、同社の財務状況並びにコンプライアンス体制及び苦情処理体制についての継続調査義務を十分に果たしておらず、上記財務状況が年を追って悪化していき、また、コンプライアンス体制及び苦情処理体制とも営業部門と独立した担当部署が設けられていないという状況を放置していた（上記第2の3、4）。このように、被告 A が、違法犯罪行為等の発生の構造的な危険性が高い個別信用購入あっせんにおいて購入者等の保護を図るために割販法があっせん業者に負わせた加盟店調査義務を尽くさなかった以上、エフォートの経済的窮状が主因となった上記の立替金不正取得による損害は、被告 A において負担すべきであり、割販法により保護されている購入者等である原告1 に負担させるのは相当とはいえない。

加えて、被告 A がファクシミリで送信を受けた契約5に係るクレジット契約書（乙A1(5)-1）においては立替払の対象となる契約の販売方法として「訪問」とされている。この点に鑑みると、被告 A は、割販法35条の3の5に基づき個別のクレジット契約締結に当たり課される適正与信調査義務に基づき、販売契約等の実態を調査して把握する責任を負い、その一環として契約書の成立の真正についても調査すべき義務を負うべきところ、同義務を怠ったことは、上記説示したところから明らかである。

以上に鑑みると、上記原告の電話意思確認の回答は、違法性を欠くというべきである。

(5) 小括

以上によれば、原告1 は、不法行為責任を負わない。

3 契約5に関する請求について

契約5に係るクレジット契約の成立は認められず（上記1）、よって、原告1
の被告A に対する上記クレジット契約に基づくクレジット代金支払債務は
5 存在しない。また、被告A の上記原告に対する不法行為に基づく損害賠償請求
は認められない（上記2）。

【原告12 ・原告13 】

原告12 と原告13 （以下「原告12・13 ー」という。）
10 は、夫婦であり、平成26年2月頃から平成27年9月頃にかけて、複数回にわた
り、長女（平成12年8月生まれ）又は長男（平成17年6月生まれ）のために、
エフォートから教材や授業の提供を受けてきた。原告12・13 ーらは、同提供
を受けるに当たり、エフォートとの間で売買契約を締結し、同売買代金につき信販
会社との間でクレジット契約を締結した（甲12（総）ー1, 2, 甲13（総）ー
15 1, 原告12 ー等、弁論の全趣旨）。

【原告12 ー 契約1（無料指導付き教材販売）】被告B ーとのクレジット 契約

1 契約1に関する事実経過

G は、平成26年2月17日、原告12・13 ーらの自宅（以下「原告1
20 2・13 ー宅」という。）を訪ね、原告12・13 ーらに対し、当時中学1年生
であった長女に関して、エフォートの教材を購入すれば、同代金の立替払のために
締結するクレジット契約のクレジット代金支払が続く4年間にわたり、上記教材を
使用したインターネットによる遠隔授業を週2回受講することができる旨を述べ、
教材の売買契約締結について勧誘した。

25 原告12・13 ーらは、G に対し、上記勧誘に応じる意向を示した。する
と、間もなく F が来訪した。

原告12 は、FとGの指示に従い、①同日付けでエフォートから「要点指導書 中学9教科s」という名称の代金92万4000円の教材を購入する旨の売買契約書（甲12(1)-2、乙B12(1)-2）及び②同日付けで上記代金の立替払を被告B に申し込む旨のクレジット契約申込書（甲12(1)-1）に署名捺印等をした。FとGは、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたクレジット契約書（乙B12(1)-1）及び上記売買契約書（乙B12(1)-2）を受領し、上記クレジット契約申込書及び上記売買契約書（甲12(1)-2）は、控えとして上記原告に交付した。

エフォートは、その後、遅くとも後記の同月18日の被告B による電話意思確認が行われる前までに、上記クレジット契約書及び上記売買契約書（乙B12(1)-2）を被告B に届けた。

同月18日、被告B から、原告12・13 宅の固定電話に連絡があり、原告12 は、G又はFから、信販会社の電話意思確認の際は全ての質問に対して「はい」と答えるよう指示されていたので、同指示に従い、エフォートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記載外の付帯サービスや約束事項はないなどと回答した（乙B12(1)-1、3）。同日、被告B は、エフォートに対して立替金92万4000円を支払い（乙B12(1)-5）、もって、契約1に係るクレジット契約が成立した。同クレジット契約においては、クレジット代金122万5593円を平成26年8月から平成30年7月まで毎月27日口座引落しの48回払で完済することとされていた。

上記の被告B による電話意思確認の一、二週間後、上記原告は、上記教材を受領し、また、長女は、平成26年3月頃から週2回のインターネットによる遠隔授業の受講を開始した。もともと、Gの事前説明とは異なり、上記授業は、上記教材よりも、主にエフォートからファクシミリで送信される問題文を使用して進められた。

（甲12（総）-1、2、甲13（総）-1、原告12 , 弁論の全趣旨）。

2 割販法35条の3の10第1項本文等に基づく解除（クーリング・オフ）の可否

(1) 訪問販売

上記1によれば、平成26年2月17日、原告12・13宅において、原告12は、エフォートとの間で、契約1に関し、同社から教材を購入するとともに週2回の授業の提供を受けるとの合意をしたもの（以下「原告12契約1合意」という。）と認められる。なお、Gは、同日の原告12・13らに対する説明において、上記授業につき上記教材が使用される旨を述べていたこと、原告12が自らクレジット代金を負担すべき立替金すなわち契約1に係る売買契約の代金が92万4000円というかなり高額なものであることに鑑みると、上記代金は、上記教材と上記授業を併せたものの対価とみることができる。

原告12契約1合意によれば、契約1に係るクレジット契約は、特商法2条1項1号所定の訪問販売すなわち割販法35条の3の10第1項4号所定の訪問販売に係る契約について締結されたものといえることから、同項本文に基づく解除の可否を検討する。

(2) 法定書面の交付

ア 法定書面交付義務

上記(1)によれば、被告Bは、割販法35条の3の9第1項1号に基づき同項所定の法定書面を、また、同第3項1号に基づき同項所定の法定書面を、原告12に交付する義務を負う。

イ 被告Bが交付すべき法定書面

契約1に係る各契約書（乙B12(1)-1, 2）のいずれにも、商品である教材に係る売買契約が記載されており（上記1）、他方、授業という役務提供に関することは全く記載されていない。

しかし、【原告1 契約4（授業）】の2(2)イ(i)と同様の理由により、被告Bは、原告12契約1合意に即して教材の購入とともに授業の提供について

も記載した法定書面を交付する義務を負う。

ウ 法定書面交付の有無

5 F と G は、平成26年2月17日、原告12 が記入したクレジット契約申込書（甲12(1)-1）及び売買契約書（甲12(1)-2）を、控えとして上記原告に交付した（上記1）。上記クレジット契約申込書の交付は、エフォートが被告
B と締結した加盟店契約上の義務に基づくものであること（乙B共1「業務提携加盟店契約書」第4条②）に鑑みると、被告 B は、エフォートを介して上記クレジット契約申込書を割販法35条の3の9第1項所定の申込時書面として上記原告に交付したものともみることができる。

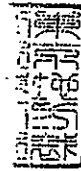
10 しかし、上記イのとおり、被告 B は、教材の購入とともに授業の提供についても記載された同項所定の申込時書面の交付義務を負うところ、上記クレジット契約申込書には、授業の提供について記載されておらず、上記申込時書面の記載要件である同法35条の3の9第2項1号・35条の3の8第1号所定の「役務の種類」の記載を欠く。なお、上記原告は、本人尋問において、教材名「要点指導書
15 中学9教科s」の末尾の「s」が授業を示す旨をエフォートから聞いた記憶がある旨を述べるが、通常、「s」はそのような意義で用いられておらず、証拠上、エフォートや同社の顧客らの間で「s」が授業を指すものとして周知されていたことは認められない。したがって、上記教材名の記載をもって授業の提供に関する記載とみることとはできない。

20 他に、上記原告に対して割販法35条の3の9第1項・2項所定の要件を満たす申込時書面が交付されたと認めるに足りる証拠はない。

また、上記原告に対して同法35条の3の9第3項・4項所定の要件を満たす契約時書面が交付されたことも、認めるに足りない。

(3) 解除の可否

25 上記(2)によれば、原告12 は、割販法35条の3の9所定の法定書面を受領しておらず、記号Bの不備があり、同法35条の3の10第1項ただし書所定



のクーリング・オフの行使可能期間はいまだ進行していないことから、同項本文に基づき、契約1に係るクレジット契約を解除することができる。

3 被告Bに対する共同不法行為責任の成否

(1) 契約1に係るクレジット契約申込み及び電話意思確認回答

5 原告12 は、平成26年2月17日、FとGの指示に従い、契約1に係るクレジット契約申込書（甲12(1)-1）及び売買契約書（甲12(1)-2、乙B12(1)-2）を作成した。上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたクレジット契約書（乙B12(1)-1）及び上記売買契約書（乙B12(1)-2）は、エフォートによって、後記の同月18日の被告Bによる電話意思確認の前までに、
10 被告Bに届けられ、もって契約1に係るクレジット契約申込みがなされた。

同月17日に上記原告とエフォートとの間で成立した原告12契約1合意によれば、上記原告は、同社から教材を購入するとともに授業の提供も受ける旨を同社と合意していたが、上記各契約書のいずれにも授業に関する記載はなく、原告12契約1合意と異なる。

15 また、上記原告は、同月18日、被告Bによる電話意思確認の際、エフォートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記載外の付帯サービスや約束事項はないことなどを回答した（上記1）。同回答内容も、原告12契約1合意とは異なる内容である。

(2) 不法行為責任の成否

20 原告12 とエフォートは、同原告が自らの負担をもって92万4000円の対価で同社から教材を購入するとともに週2回の授業の提供を受ける旨合意しており（原告12契約1合意）、同合意は、有償での商品及び継続的役務の提供という通常の取引に係るものである。

契約1に係るクレジット契約申込書（甲12(1)-1）及び各契約書（乙B12(1)-1, 2）の記載並びに上記原告の被告Bによる電話意思確認に対する回答中、
25 上記原告の被告Bに対するクレジット契約申込みの根幹となるのは、立替払の

対象となる上記原告とエフォートとの間における対価92万4000円の有償取引であるところ、上記のとおり同有償取引自体は実在する。上記記載及び回答においては、上記原告とエフォートとの上記合意において取引の対象とされたものの一部である授業という役務の授受が欠けていたにすぎない。

5 また、【原告1 契約4（授業）】の2(2)イ(イ)と同様の理由により、被告Bは、割販法35条の3の9所定の法定書面の交付に当たり、自身の責任において上記原告とエフォートとの間の契約内容を正確に把握すべきである。

以上を鑑みると、上記原告が上記クレジット契約申込書及び各契約書を作成して被告Bに対してクレジット契約の申込みをしたこと、被告Bによる電話意思確認に対して上記クレジット契約申込書に即した回答をしたことにつき、上記各
10 契約書の記載内容及び上記回答の内容が原告12契約1合意と相違しているからといって、違法と評価することはできない。

よって、上記原告について不法行為は成立しない。

4 契約1に関する請求について

15 契約1に係るクレジット契約は、割販法35条の3の10第1項本文に基づいて解除された（上記第2章第2の3）。よって、原告12の被告Bに対する上記クレジット契約に基づくクレジット代金支払債務は存在しない。また、被告Bの上記原告に対する不法行為に基づく損害賠償請求は認められない（上記3）。

【原告12 契約2（モニター）】被告Aとのクレジット契約

20 1 契約2に関する事実経過

Gは、平成26年3月4日、原告12・13宅を訪ね、原告12に対し、翌月に中学2年生に進級予定の長女に関して、契約1に係る教材の内容を全てタブレットに収めた新たな教材を紹介した上で、同教材をモニターとして無償使用することを持ちかけた。Gは、上記原告に対し、モニター使用のために上記
25 教材の販売という形式を整えなければならないので同教材の売買契約及びその代金の立替払に係るクレジット契約の締結を要するが、同年7月末までであればこれら

の契約を解約することができ、併せて契約1に関する契約も解約できる旨を述べた。

上記原告は、G に対し、モニター使用並びにそのための手続としての売買契約及びクレジット契約締結に応じる意向を示した。すると、間もなく F が来訪した。

F は、上記原告に対し、上記タブレット教材は長女の高校入学時に回収し、その
5 際に上記原告がそれまでに支払った上記クレジット契約に係るクレジット代金相当額のモニター料を支払う旨を述べた。

上記原告は、F と G の指示に従い、①平成26年3月4日付けでエフォートから「スタディナビ 中学5教科」という名称の代金71万4000円の教材を購入する旨の売買契約書（甲12(2)-2、乙A12(2)-2）及び②同日付けで上記代
10 金の立替払を被告A に申し込む旨のクレジット契約申込書（甲12(2)-1）を作成した。F と G は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたクレジット契約書（乙A12(2)-1）及び上記売買契約書（乙A12(2)-2）を受領し、上記クレジット契約申込書及び上記売買契約書（甲12(2)-2）は、控えとして上
記原告に交付した。また、F と G は、エフォートと上記原告間で交わされた同
15 日付けの「お申込み（スタディナビ）」につき、「本契約は、平成26年7月31日迄の期間は無条件で解約（中略）が可能です」と記載された平成26年3月4日付けのエフォート作成の覚書（甲12(2)-3）を上記原告に渡した。加えて、G は、上記原告に対し、被告A からの電話連絡につき、無料のモニターなので余計なことは言わず、質問に対して全て「はい」と答えるように指示した。

20 エフォートは、同日、上記クレジット契約書及び上記売買契約書（乙A12(2)-2）を、ファクシミリで被告A に送信した（乙A12(2)-2、5）。

同月5日、被告A から、原告12・13 宅の固定電話に連絡があった。原告12 は、G から受けた上記指示に従い、エフォートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記載外の約束事項等はない旨を、回答
25 した（乙A12(2)-3）。同日、被告A は、エフォートに対して立替金71万4000円を支払い（乙A12(2)-4）、もって、契約2に係るクレジット契約が成立

した。上記クレジット契約においては、クレジット代金88万8787円を同年10月から平成29年9月まで毎月27日口座引落しの36回払で完済することとされており、第1回分割支払金は2万7787円、第2回以降の分割支払金は2万4600円であった。

エフォートは、上記原告の長女が高校受験を控えた平成27年11月末に破綻し、そのために、上記モニター料が上記原告に支払われることはなかった。上記原告は、クレジット代金34万7587円を自ら負担して被告Aに支払った(乙A12(2)-4)。

(甲12(総)-1, 2, 原告12, 弁論の全趣旨)

2 不実告知を理由とするクレジット契約申込みの意思表示の取消しの可否

(1) 訪問販売

上記1によれば、平成26年3月4日、原告12・13宅において、原告12は、エフォートとの間で、契約2に関し、①同原告は、モニターとして教材を無償で使用する、②クレジット代金については実質的にエフォートが全額負担し、上記原告に一切負担させない旨を合意したもの(以下「原告12契約2合意」という。)と認められる。

原告12契約2合意によれば、契約2に係るクレジット契約は、特商法2条1項1号所定の訪問販売すなわち割販法35条の3の13第1項所定の訪問販売に係る契約について締結されたものといえることから、同項6号に基づく申込みの意思表示の取消しの可否を検討する。

(2) 契約2に係るクレジット契約の申込み

原告12契約2合意によれば、契約2に係るクレジット契約の申込みは、①原告12とエフォートとの間における有償契約の実体を伴わない売買契約の売買代金につき立替払を求めるものであり、②しかも、クレジット代金については、クレジット契約を申し込んだ上記原告ではなく、上記売買契約の売主であるエフォートが実質的に全額負担するとの前提でなされており、不正申込みというべきであ

る。

(3) 不正申込みがなされたクレジット契約申込みの意思表示の取消しの可否

上記(2)のとおり契約2に係るクレジット契約申込みは不正申込みであり、同申込者である原告12において上記不正申込みに関与したことは明らかである。

5 しかし、【原告1 契約3（モニター）】2(3)と同様の理由により、原告12が販売業者等から不正行為を持ちかけられるなどいわば販売業者等に利用されたと評価し得る場合は、割販法35条の3の13第1項6号に基づき、上記不正行為に関連して締結されたクレジット契約申込みの意思表示を取り消し得ると解される。

10 本件では、上記1のとおり、モニターとしての教材の無償使用及びそのための手続としてクレジット契約を締結すること並びにそのクレジット代金全額をエフォートが負担することは、専らエフォートの側から上記原告に持ちかけたものである。そして、上記第2の1のとおりエフォートが平成24年頃から平成27年頃にかけて経済的窮状にあったことに鑑みると、同社は、資金繰りに窮したことから、当面
15 の破綻を回避するために、一時にまとまった額の立替金を取得して自社の必要資金に充てる目的で、上記原告名義のクレジット契約締結により立替金を取得することを企てて、上記原告に対し、上記のとおりモニターとしての教材の無償使用等を持ちかけ、当該教材の売買契約の締結について勧誘するとともに同教材の代金の立替払を被告Aに申し込むよう働きかけたものと認められる。他方、上記原告は、
20 このようなエフォートによる勧誘、働きかけに対してその目的を知らずに受動的に応じたにすぎない。

以上によれば、上記原告は、上記(2)の契約2に係るクレジット契約の不正申込みにつき、エフォートに利用されて関与したものと評価することができ、したがって、割販法35条3の13第1項6号の要件を満たせば、契約2に係るクレジット契約
25 申込みの意思表示を取り消すことができる。

(4) エフォートによる不実告知について

上記(3)のとおり、エフォートは、資金繰りに窮し、自社の必要資金に充てる目的で、原告12にクレジット契約を締結させて立替金を取得することを企てていた。他方、上記1によれば、エフォートは、平成26年3月4日、上記原告に対し、教材のモニター使用に必要な手続と偽ってクレジット契約の申込みを求めたものと認められる。すなわち、エフォートは、クレジット契約締結を必要とする事情につき、事実上、自社の必要資金に充てるために立替金を取得する意図であったが、上記原告に対しては、教材のモニター使用に必要な手続という、上記事実と異なる虚偽の内容を説明したものと見える。

上記のエフォートの立替金取得の意図は、正に立替金の不正取得という違法行為を企てるものに他ならない。このような状況下において上記原告が被告Aに対してクレジット契約の申込みをすれば、上記違法行為の実現に不可欠な役割を果たす形で関与することとなる。エフォートの一顧客にすぎない上記原告が、同社の上記の立替金の不正取得を実現させる意図を知っていたら、たとえ教材の無償使用という利益を享受し得るとしても、それだけの理由で、同社の支払不能により自身が責任を問われ得る上記関与に及ぶことは、考えられない。

したがって、クレジット契約締結を必要とする事情についてのエフォートによる上記説明は、契約締結の動機に関する重要な事項として割販法35条の3の13第1項6号所定の事由についての不実告知に当たるものと見える。

また、エフォートは、上記原告に対し、同日、当時中学2年生であった長女の高
校入学時すなわち平成28年4月にモニター使用の対象であるタブレット教材を回収する際、それまでに上記原告が支払ったクレジット代金の合計に相当する額の金員をモニター料として上記原告に支払う方法によりクレジット代金全額を負担する旨を説明したものである。この点に関し、個別信用購入あっせんにおいて、あっせん業者は、販売業者等に対して購入者等が払うべき代金等を一括で立替払し、後日、購入者等から、2か月を超える後払によりクレジット代金を分割又は一括で受領して上記代金等を回収する(上記第1の1(1))。上記回収は、一定の期間を要する点に

においてリスクを伴うものであるから、あっせん業者は、クレジット契約の申込みを受けた際、当該申込者の信用調査を行って上記リスクの有無を慎重に吟味した上で、当該申込みに対する承諾の可否を決する。クレジット契約申込者以外の者が実質的にクレジット代金の支払を負担することは、①同人が上記信用調査の対象とされていないこと、②後日にクレジット代金の支払をめぐる混乱、紛争を招く可能性が高いことから、立替金の回収につきかなり大きなリスクを生じさせるものといえる。しかも、本件においては、販売店であるエフォートがクレジット代金の支払を負担するというものであるから、上記リスクはより一層大きなものとなり得る。

さらに、上記第2の1の平成24年頃から平成27年頃にかけての同社の経済的窮状に鑑みると、同社の経営が頓挫してクレジット代金の全部又は一部を負担し得なくなるリスクは、相当に高かったものと認められる。そして、同社がクレジット代金を負担し得なくなれば、名義人である上記原告においては自らの負担により残額のクレジット代金の支払を余儀なくされるリスクを負い、被告Aにおいてはクレジット代金の回収に支障を来して回収不能等の実質的な損害が生ずる可能性がある。

したがって、クレジット契約締結により上記原告が実質的に負うこととなるリスクの有無及び被告Aに実質的な損害が生ずる可能性の有無についてのエフォートによる上記説明は、契約締結の動機に関する割販法35条の3の13第1項6号所定の重要事項についての不実告知に当たるものといえる。

上記原告は、上記のエフォートの立替金取得の意図及び同社が経済的困窮のためにクレジット代金を負担し得なくなるリスクを知っていれば、上記クレジット契約を申し込むことはなかったものと考えられるから、上記告知内容を真実と誤認したことによって、上記クレジット契約の申込みをしたものと認められる。

よって、上記原告は、割販法35条の3の13第1項6号に基づき、契約2に係るクレジット契約申込みの意思表示を取り消すことができる。

3 被告A に対する共同不法行為責任の成否

(1) 契約2に係る各契約書作成及び電話意思確認回答

ア 契約書作成

原告12 は、平成26年3月4日、FとGの指示に従い、契約2に係る売買契約書（甲12(2)-2、乙A12(2)-2）及びクレジット契約申込書（甲12(2)-1）を作成しており、上記売買契約書（乙A12(2)-2）及び上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたクレジット契約書（乙A12(2)-1）は、同日、エフォートからファクシミリで被告Aに送信された（上記1）。

上記各契約書には、上記原告とエフォートとの間の通常の売買契約が記載されているところ、平成26年3月4日に上記両名間で成立した原告12契約2合意によれば、上記両名間の売買契約は、有償契約の実体を伴わないものであり、エフォートによるクレジット代金全額負担という記載外の約束が存在した。

したがって、上記各契約書の記載内容は、原告12契約2合意と異なる。

イ 電話意思確認

原告12 は、平成26年3月5日、被告Aによる電話意思確認に対し、あらかじめGから受けた指示に従って、エフォートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記載外の約束事項等はない旨を回答した（上記1）。同回答内容も、原告12契約2合意とは異なる内容である。

ウ 小括

上記ア及びイによれば、原告12 は、契約2につき、エフォートと共同で、①原告12契約2合意と異なる虚偽の内容のクレジット契約書及び売買契約書を作成して被告Aに送ってクレジット契約を申し込み、②被告Aによる電話意思確認に対して原告12契約2合意と異なる虚偽の内容の回答をする行為に及んで、実際には、上記原告とエフォートとの間の売買契約は有償契約の実体を伴わないものであり、エフォートによるクレジット代金全額負担の約束が存在していたにもかかわらず、被告Aに対し、上記原告は、上記各契約書記載のとおり

る売買代金を立替払すれば、自らの負担で上記立替払に係るクレジット代金を支払う意思があり、また、上記記載外の約束は存在しないかのように装ったものということができる。

(2) 権利侵害の有無

5 被告 A は、契約 2 に係るクレジット契約が立替払の対象とする原告 1 2

とエフォートとの間の売買契約が有償契約の実体を伴わないものであること、上記 2 (4) のとおりクレジット代金の回収不能等の実質的な損害が生ずる可能性のあるエフォートによるクレジット代金全額負担の約束が存在することを認識していれば、上記クレジット契約の申込みを承諾しなかったものと考えられる。

10 したがって、被告 A は、上記(1)の上記原告とエフォートとの共同行為により、

①上記原告は、契約 2 に係る各契約書（乙 A 1 2 (2) - 1, 2）記載のとりの売買契約をエフォートとの間で締結しており、被告 A において上記売買契約に係る売買代金を立替払すれば、自らの負担で上記立替払に係るクレジット代金を支払う意思があるものと誤認して、その結果、②上記クレジット契約の申込みを承諾して
15 クレジット契約書記載の売買代金を立替払し、クレジット代金未払分相当の損害を被ったものということができる。

(3) 不法行為責任の成否

ア クレジット契約の効力

契約 2 に係るクレジット契約については、不実告知を理由として割販法 3 5 条の
20 3 の 1 3 第 1 項 6 号に基づく申込みの意思表示の取消しが認められ（上記 2）、遡及的に無効となる。

第 1 事件原告らは、第 1 事件被告らに対し、平成 2 8 年 9 月 2 3 日送達第 1 事件訴状をもって、第 1 事件原告らと第 1 事件被告らとの間のクレジット契約につき、割販法 3 5 条の 3 の 1 3 第 1 項 6 号に基づき申込みの意思表示を取り消す旨の意思
25 表示をした（上記第 2 章第 2 の 3）。

イ 売買契約の効力

第1事件原告らは、平成28年6月7日到達の通知（甲共10-1, 2）をもって、エフォートの破産管財人に対し、第1事件原告らと同社との間の売買契約につき、特商法上の不実告知を理由とする申込みの意思表示の取消し等をした（上記第2章第2の3）。

5 契約2に係る売買契約については、契約締結を必要とする事情について上記2と同様の不実告知を理由として、特商法9条の3第1項1号・6条1項7号に基づき申込みの意思表示の取消しを認めることができ、よって、上記売買契約は遡及的に無効となる。

ウ 不法行為責任の成否

10 上記イのとおり、契約2に係る売買契約も遡及的に無効となることから、割販法35条の3の13第1項に基づく取消しの場合におけるあっせん業者、販売業者等及び購入者等の三者間の清算関係について定めた同法35条の3の13第2項ないし第4項が適用され、その場合、購入者等は不法行為責任を負わないことから（【原告1 契約3（モニター）】3(3)ア、イ）、原告12 は、不法行為
15 責任を負わない。

4 契約2に関する請求について

契約2に係るクレジット契約は、割販法35条の3の13第1項6号に基づき、申込みの意思表示が取り消された（上記第2章第2の3）。よって、原告12

20 の被告A に対する上記クレジット契約に基づくクレジット代金支払債務は存在せず、他方、被告A は、上記原告から上記クレジット契約に基づいて既に支払われた34万7587円（上記1）につき、不当利得として返還する義務を負う。また、被告A の上記原告に対する不法行為に基づく損害賠償請求は認められない（上記3）。

【原告12 契約4（モニター）】被告A とのクレジット契約

25 1 契約4に関する事実経過

G は、平成26年12月中旬頃、原告12 に会うために原告12・1

3 宅を訪ねたが、上記原告は不在であった。上記原告は、同月16日午前8時45分、G に対し、メールで上記訪問時の不在をわびるとともに自身が都合のつく時間帯を伝えた(甲12(総)-1)。G は、同日、上記原告に電話をかけ、高校受験を控えた長女に関し、新たな英語のリスニング教材をモニターとして無償使用することを持ちかけ、タブレット教材のモニター使用に関する契約2と同様にモニター使用のための手続として上記リスニング教材の売買契約及びその代金の立替払に係るクレジット契約の締結を要するが、クレジット代金は、モニター料としてエフォートから毎月クレジット代金支払口座への振込送金により支払う旨を述べた。

上記原告は、上記電話において、G に対し、モニター使用に応じる旨を述べた。

10 G は、上記原告に対し、モニターの申込み書類は代筆しておく旨を述べ、上記原告は、モニター使用のための手続として必要な売買契約及びクレジット契約の各契約書をG が代筆する趣旨と理解し、これを了承した。

G は、平成26年12月16日午後3時45分、上記原告に対し、「お申込書代筆させていただいたものを写メで送らせて頂きます。モニター枠の関係でお申込み日を13日にしてあります。A からの電話は、17時過ぎに入れさせますので、よろしくお願い致します。」とのメールを送信し、その際、後記のクレジット契約申込書(甲12(4)-1)を撮影した画像データ(乙A12(総)-1)を添付した。上記原告は、同月16日午後3時49分、G に対し、「確認しました。」などと記載したメールを返信した(甲12(総)-1)。

20 同日午後5時14分頃、被告A から、上記原告の携帯電話に連絡があった。上記原告は、G から、全ての質問に「はい」と答えるよう指示されていたので、エフォートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記載外の約束事項等はない旨を回答した(乙A12(4)-3)。同日、被告A は、エフォートに対して立替金73万4400円を支払った(乙A12(4)-4)。

25 同月17日付けで、エフォートから、上記原告に対し、G が代筆したという同月13日付けクレジット契約申込書(甲12(4)-1)及び同社作成の同月17日付

け覚書（甲12(4)ー2）が送付されてきた（甲12(4)ー3）。

上記クレジット契約申込書には、上記原告が同月13日にエフォートから購入した「高校版指導書 3教科+EP」という名称の教材の代金73万4400円の立替払を同日付けで被告Aに申し込むこと、クレジット代金総額は79万4327円であり、クレジット代金の支払方法は平成27年5月から平成28年4月までの12回の分割払、第1回分割支払金は6万7227円、第2回以降の分割支払金は6万6100円であることなどが記載されており、上記覚書には、エフォートと上記原告間で交わされた平成26年12月13日付けの「お申込み（高校版指導書）」につき、「本契約のお支払いに関しまして、様のお支払い義務は一切ありません。」と記載されている。

平成27年5月27日から、契約4に係るクレジット契約すなわち上記クレジット契約書記載のクレジット代金の支払が開始したものの、エフォートからのモニター料の支払は遅れがちであり、同年8月には、G個人の名義で送金されてきた。上記原告は、最終的に、上記クレジット契約に基づき、同年11月分のクレジット代金6万6100円を自ら負担して被告Aに支払った。

（甲12（総）ー2，原告12，弁論の全趣旨）。

2 契約4に係る各契約書について

契約4に係る①原告12を申込者、被告Aを与信者とする平成26年12月13日付け申込みのクレジット契約書（乙A12(4)ー1）及び②同日付けの上記原告とエフォートとの売買契約書（乙A12(4)ー2）は、同月14日、エフォートによって、同社の付近にあるとみられるコンビニエンスストアからファクシミリで被告Aに送信したものと認められ（乙A12(4)ー1，2，5），上記クレジット契約書は、同月16日にGが上記原告に画像データ（乙A12（総）ー1）をメール添付で送信したクレジット契約申込書（甲12(4)ー1）の記入内容が転写されたものと認められる。

Gが上記画像データを添付して上記原告に送信したメールには、「お申込書代筆

させていただいたものを写メで送らせて頂きます。モニター枠の関係でお申込み日を13日にしてあります。」などと記載されており（上記1），同記載内容に鑑みれば，エフォートにおいて，上記メールを送信した同月16日よりも前に上記原告の了解を得て契約4に係る上記クレジット契約書及び売買契約書を作成したとは考え
5 難い。

したがって，エフォートは，上記原告に無断で契約4に係る各契約書（乙A12(4)－1，2）を作成して同月14日にファクシミリで被告Aに送信したものと認められる。

3 契約4に係るクレジット契約について

10 上記2のとおりエフォートが原告12に無断で契約4に係る各契約書（乙A12(4)－1，2）を作成して平成26年12月14日にファクシミリで被告Aに送信した行為は，エフォートがいわゆる署名代理の方式により上記原告の名において被告Aに対する契約の申込みという代理行為を代理権なく行ったもののすなわち無権代理行為といえる。

15 しかし，上記1のとおり，上記原告は，同月16日，①Gに対し，モニター使用に応じる旨を述べた後，同人がモニター使用のための手続として必要な売買契約及びクレジット契約の各契約書を代筆することを了承した上，②Gから，上記クレジット契約書と同一内容のクレジット契約申込書（甲12(4)－1）を撮影した画像データ（乙A12（総）－1）をメール添付で送信されたのに対し，同データを
20 確認した旨のメールを返信したこと，③その後，被告Aによる電話意思確認に対し，あらかじめGから受けていた指示に従い，エフォートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり，記載外の約束事項等はない旨を回答したことが認められる。これらの事実を鑑みると，上記原告は，同日，エフォートによる上記無権代理行為を追認したものといえることができる。

25 以上によれば，契約4に係るクレジット契約は，同日，被告Aからのエフォートに対する立替金支払（上記1）をもって成立したものと認められる。

4 割販法35条の3の10第1項本文等に基づく解除（クーリング・オフ）の可否

(1) 電話勧誘販売

上記1によれば、平成26年12月16日、エフォートは、原告12に
5 電話をかけて、契約4に関し、①上記原告がモニターとして教材を無償で使用する
こと、②上記原告は、①のための手続として被告Aとクレジット契約を締結し、
その立替払の対象となる売買契約をエフォートと締結すること、③上記クレジット
契約のクレジット代金については実質的にエフォートが全額負担し、上記原告に一
切負担させないことを持ちかけ、上記原告は、上記電話において上記①から③に
10 応じる旨を述べ、両名間に上記①から③についての合意が成立したもの（以下「原告
12契約4合意」という。）と認められる。

上記事実によれば、契約4に係るクレジット契約は、特商法2条3項所定の電話
勧誘販売すなわち割販法35条の3の10第1項6号所定の電話勧誘販売に係る契
約について締結されたものであることから、同項本文に基づく解除の可否を検討す
15 る。

(2) 法定書面の交付

ア 法定書面交付義務

上記(1)によれば、被告Aは、割販法35条の3の9第1項3号に基づき同項
所定の法定書面を、また、同第3項3号に基づき同項所定の法定書面を、上記原告
20 に交付する義務を負う。そして、いずれの法定書面においても、クレジット契約の
申込みないし締結の年月日を記載することを要する（同法35条の3の9第2項4
号、同法施行規則81条2号、同法35条の3の9第4項4号、同法施行規則83
条2号）。

イ 法定書面交付の有無

25 エフォートから、原告12に対し、平成26年12月17日付けで、ク
レジット契約申込書（甲12(4)-1）が送付された（上記1）。同送付は、エフォー

トが被告 A と締結した加盟店契約上の義務に基づくものであること（甲共 49 の 1「加盟店契約書」第 5 条(4)）に鑑みると、被告 A は、エフォートを介して上記クレジット契約申込書を割販法 35 条の 3 の 9 第 1 項所定の申込時書面として上記原告に交付したものとみることができる。

5 しかし、上記クレジット契約申込書の「申込年月日」欄には、「2014 年 12 月 13 日」との記載があるところ、エフォートが上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたクレジット契約書をファクシミリで被告 A に送信して被告 A に対する契約の申込みに係る無権代理行為に及んだのは、平成 26 年 12 月 14 日であり、上記原告が上記無権代理行為を追認したのは、同月 16 日である（上記 10 1～3）。したがって、契約 4 に係るクレジット契約申込日が同月 13 日ではないことは明らかであり、上記記載は誤りといえる。

上記申込時書面交付義務の趣旨は、購入者等に当該クレジット契約につき熟慮する機会を与えることによってクーリング・オフ権の行使を実質的に保障するために、購入者等が改めて当該クレジット契約の内容を慎重に吟味・検討することができるよう当該契約についての正確な情報を分かりやすい体裁で提供することにある 15 （上記第 1 の 4）。同趣旨に鑑みると、クレジット契約申込みの年月日は、クレジット契約を特定する一要素として購入者等がクレジット契約を正確に把握するために重要な意義を有するものといえる。また、クーリング・オフの行使可能期間の起算日となる購入者等の上記申込時書面受領日が正確に分からない場合、クレジット契約申込みの年月日は、少なくとも同日以降が上記申込時書面受領日であることを示 20 す限りにおいて、上記行使可能期間を決める重要な手がかりとなり得るものである。これらの点に鑑みると、上記申込時書面に記載を要するクレジット契約申込みの年月日については、正確な記載が強く求められるといえ、誤った記載がされている上記申込時書面は、記載要件を欠くものというべきである。

25 以上によれば、エフォートが上記原告に送付した上記クレジット契約申込書（甲 12(4)－1）は、上記申込時書面の記載要件である同法 35 条の 3 の 9 第 2 項 4 号、

同法施行規則 8 1 条 2 号所定のクレジット契約申込みの年月日の記載を欠く。他に、上記原告に対して割販法 3 5 条の 3 の 9 第 1 項・2 項所定の要件を満たす申込時書面が交付されたと認めるに足りる証拠はない。

また、上記原告に対して同法 3 5 条の 3 の 9 第 3 項・4 項所定の要件を満たす契約時書面が交付されたことも、認めるに足りない。

(3) 解除の可否

上記(2)によれば、原告 1 2 は、割販法 3 5 条の 3 の 9 所定の法定書面を受領しておらず、記号 G の不備があり、同法 3 5 条の 3 の 1 0 第 1 項ただし書所定のクーリング・オフの行使可能期間はいまだ進行していないことから、同項本文に基づき、契約 4 に係るクレジット契約を解除することができる。

5 不実告知を理由とするクレジット契約申込みの意思表示の取消しの可否

(1) 電話勧誘販売

上記 4 (1)によれば、契約 4 に係るクレジット契約は、特商法 2 条 3 項所定の電話勧誘販売すなわち割販法 3 5 条の 3 の 1 3 第 1 項所定の電話勧誘販売に係る契約について締結されたものといえることから、同項 6 号に基づく申込みの意思表示の取消しの可否を検討する。

(2) 契約 4 に係るクレジット契約の申込み

原告 1 2 契約 4 合意によれば、①原告 1 2 とエフォートとの間における有償契約の実体を伴わない売買契約の売買代金につき立替払を求めるものであり、②しかも、クレジット代金については、クレジット契約を申し込んだ上記原告ではなく、上記売買契約の売主であるエフォートが実質的に全額負担するとの前提でなされており、不正申込みというべきである。

(3) 不正申込みがなされたクレジット契約申込みの意思表示の取消しの可否

上記(2)のとおり契約 4 に係るクレジット契約申込みは不正申込みであり、同申込者である原告 1 2 において上記不正申込みに関与したことは明らかである。

しかし、【原告 1 契約 3 (モニター)】 2 (3)と同様の理由により、原告

1 2 が販売業者等から不正行為を持ちかけられるなどいわば販売業者等に
利用されたと評価し得る場合は、割販法35条の3の13第1項6号に基づき、上
記不正行為に関連して締結されたクレジット契約申込みの意思表示を取り消し得る
と解される。

5 本件では、上記1のとおり、モニターとしての教材の無償使用及びそのための手
続としてクレジット契約を締結すること並びにそのクレジット代金全額をエフオー
トが負担することは、専らエフオートの側から上記原告に持ちかけたものである。
そして、上記第2の1のとおりエフオートが平成24年頃から平成27年頃にかけて
10 経済的窮状にあったことに鑑みると、同社は、資金繰りに窮したことから、当面
の破綻を回避するために、一時にまとまった額の立替金を取得して自社の必要資金
に充てる目的で、上記原告名義のクレジット契約締結により立替金を取得すること
を企てて、上記原告に対し、上記のとおりモニターとしての教材の無償使用等を持
ちかけ、当該教材の売買契約の締結について勧誘するとともに同教材の代金の立替
払を被告Aに申し込むよう働きかけたものと認められる。他方、上記原告は、
15 このようなエフオートによる勧誘、働きかけに対してその目的を知らずに受動的に
応じたにすぎない。

 以上によれば、上記原告は、上記(2)の契約4に係るクレジット契約の不正申込み
につき、エフオートに利用されて関与したものと評価することができ、したがって、
割販法35条3の13第1項6号の要件を満たせば、契約4に係るクレジット契約
20 申込みの意思表示を取り消すことができる。

(4) エフオートによる不実告知について

 上記(3)のとおり、エフオートは、資金繰りに窮し、自社の必要資金に充てる目的
で、原告12にクレジット契約を締結させて立替金を取得することを企て
ていた。他方、上記1によれば、エフオートは、平成26年12月16日、上記原
告25 告に対し、教材のモニター使用に必要な手続と偽ってクレジット契約の申込みを求
めたものと認められる。すなわち、エフオートは、クレジット契約締結を必要とす

る事情につき、事実上、自社の必要資金に充てるために立替金を取得する意図であったが、上記原告に対しては、教材のモニター使用に必要な手続という、上記事実と異なる虚偽の内容を説明したものといえる。

上記のエフォートの立替金取得の意図は、正に立替金の不正取得という違法行為を企てるものに他ならない。このような状況下において上記原告が被告 A に対してクレジット契約の申込みをすれば、上記違法行為の実現に不可欠な役割を果たす形で関与することとなる。エフォートの一顧客にすぎない上記原告が、同社の上記の立替金の不正取得を実現させる意図を知っていたら、たとえ教材の無償使用という利益を享受し得るとしても、それだけの理由で、同社の支払不能により自身が責任を問われ得る上記関与に及ぶことは、考えられない。

したがって、クレジット契約締結を必要とする事情についてのエフォートによる上記説明は、契約締結の動機に関する重要な事項として割販法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号所定の事由についての不実告知に当たるものといえる。

また、エフォートは、上記原告に対し、同日、毎月のクレジット代金支払額に相当する額の金員をモニター料として上記原告に支払う方法によりクレジット代金全額を負担する旨を説明したものである。この点に関し、個別信用購入あっせんにおいて、あっせん業者は、販売業者等に対して購入者等が払うべき代金等を一括で立替払し、後日、購入者等から、2 か月を超える後払によりクレジット代金を分割又は一括で受領して上記代金等を回収する（上記第 1 の 1(1)）。上記回収は、一定の期間を要する点においてリスクを伴うものであるから、あっせん業者は、クレジット契約の申込みを受けた際、当該申込者の信用調査を行って上記リスクの有無を慎重に吟味した上で、当該申込みに対する承諾の可否を決する。クレジット契約申込者以外の者が実質的にクレジット代金の支払を負担することは、①同人が上記信用調査の対象とされていないこと、②後日にクレジット代金の支払をめぐる混乱、紛争を招く可能性が高いことから、立替金の回収につきかなり大きなリスクを生じさせるものといえる。しかも、本件においては、販売店であるエフォートがクレジット

代金の支払を負担するというものであるから、上記リスクはより一層大きなものとなり得る。

さらに、上記第2の1の平成24年頃から平成27年頃にかけての同社の経済的窮状に鑑みると、同社の経営が頓挫してクレジット代金の全部又は一部を負担し得なくなるリスクは、相当に高かったものと認められる。そして、同社がクレジット代金を負担し得なくなれば、名義人である上記原告においては自らの負担により残額のクレジット代金の支払を余儀なくされるリスクを負い、被告Aにおいてはクレジット代金の回収に支障を来して回収不能等の実質的な損害が生ずる可能性がある。

したがって、クレジット契約締結により上記原告が実質的に負うこととなるリスクの有無及び被告Aに実質的な損害が生ずる可能性の有無についてのエフォートによる上記説明は、契約締結の動機に関する割販法35条の3の13第1項6号所定の重要事項についての不実告知に当たるものといえる。

上記原告は、上記のエフォートの立替金取得の意図及び同社が経済的困窮のためにクレジット代金を負担し得なくなるリスクを知っていれば、上記クレジット契約を申し込むことはなかったものと考えられるから、上記告知内容を真実と誤認したことによって、上記クレジット契約の申込みをしたものと認められる。

したがって、上記原告は、割販法35条の3の13第1項6号に基づき、契約4に係るクレジット契約申込みの意思表示を取り消すことができる。

20 6 被告Aに対する共同不法行為責任の成否

(1) 契約4に係る各契約書作成及び電話意思確認回答

ア 契約書作成

エフォートは、原告12に無断で契約4に係るクレジット契約書（乙A12(4)－1）及び売買契約書（乙A12(4)－2）を作成して平成26年12月14日にファクシミリで被告Aに送信し、被告Aに対するクレジット契約申込みに係る無権代理行為に及んだが、上記原告は、同月16日、上記無権代理行為を

追認しており（上記1～3）、実質において上記各契約書を作成したに等しいものとい
うことができる。

上記各契約書には、上記原告とエフォートとの間の通常の売買契約が記載されて
いるところ、平成26年12月16日に上記両名間で成立した原告12契約4合意
5 によれば、上記両名間の売買契約は、有償契約の実体を伴わないものであり、エフ
ォートによるクレジット代金全額負担という記載外の約束が存在した。

したがって、上記各契約書の記載内容は、原告12契約4合意と異なる。

イ 電話意思確認

原告12 は、平成26年12月16日、被告A による電話意思確認
10 に対し、あらかじめG から受けた指示に従って、上記原告とエフォートとの契約
内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記載外の約束事項等はない旨を
回答した（上記1）。同回答内容も、原告12契約4合意と異なるものである。

ウ 小括

上記ア及びイによれば、原告12 は、契約4につき、エフォートと共同
15 で、①原告12契約4合意と異なる内容のクレジット契約書及び売買契約書を作成
して被告A に送る行為、②被告A による電話意思確認に対して原告12契
約4合意と異なる内容の回答をする行為に及んで、実際には、上記原告とエフォー
トとの間の売買契約は、有償契約の実体を伴わないものであり、エフォートによる
クレジット代金全額負担という記載外の約束が存在したにもかかわらず、被告A
20 に対し、上記原告は、上記各契約書記載のと通りの売買契約をエフォートとの間
で締結しており、被告A において上記売買契約に係る売買代金を立替払すれ
ば、自らの負担で上記立替払に係るクレジット代金を支払う意思があり、また、上
記記載外の約束は存在しないかのように装い、被告A に対してクレジット契約
を申し込んだものといえることができる。

25

(2) 権利侵害の有無

被告 A は、契約 4 に係るクレジット契約が立替払の対象とする原告 1 2

とエフォートとの間の売買契約が有償契約の実体を伴わないものであること、
上記 5 (4) のとおりクレジット代金の回収不能等の実質的な損害が生ずる可能性のある
エフォートによるクレジット代金全額負担の約束が存在することを認識していれば、
5 上記クレジット契約の申込みを承諾しなかったものと考えられる。

したがって、被告 A は、上記(1)の上記原告とエフォートとの共同行為により、
①上記原告は、契約 4 に係る各契約書（乙 A 1 2 (4) - 1, 2）記載のとおり
の売買契約をエフォートとの間で締結しており、被告 A において上記売買契約に係る
売買代金を立替払すれば、自らの負担で上記立替払に係るクレジット代金を支払う
10 意思があるものと誤認して、その結果、②上記クレジット契約の申込みを承諾して
クレジット契約書記載の売買代金を立替払し、クレジット代金未払分相当の損害を
被ったものといえることができる。

(3) 不法行為責任の成否

ア 割版法 3 5 条の 3 の 1 0 第 1 項本文に基づく解除の効果

15 (ア) クレジット契約の効力

契約 4 に係るクレジット契約については、上記 4 のとおり、割版法 3 5 条の 3 の
1 0 第 1 項本文に基づく解除が認められる（クーリング・オフ）。第 1 事件原告ら
は、第 1 事件被告らに対し、平成 2 8 年 9 月 2 3 日送達
の第 1 事件訴状をもって、
第 1 事件原告らと第 1 事件被告らとの間のクレジット契約につき、同法 3 5 条の 3
20 の 1 0 第 1 項本文等所定のクーリング・オフに基づく解除の意思表示をした（上記
第 2 章第 2 の 3）。同解除の効力は、第 1 事件訴状の発信時に生ずることから（同条
第 2 項）、遅くとも同日までには契約 4 に係るクレジット契約は遡及的に無効とな
る。

(イ) 売買契約の効力

25 第 1 事件原告らは、平成 2 8 年 6 月 7 日到達の通知（甲共 1 0 - 1, 2）をもつて、
エフォートの破産管財人に対し、第 1 事件原告らと同社との間の契約につき、

不実告知を理由とする申込みの意思表示の取消し等をした（上記第2章第2の3）。

上記1の事実関係によれば、契約4に係る売買契約については、契約締結を必要とする事情について上記5と同様の不実告知を理由として、特商法24条の3第1項1号・21条1項7号に基づき申込みの意思表示の取消しを認めることができ、
5 よって、上記売買契約は遡及的に無効となる。

(ウ) 解除の効果

クーリング・オフは、一定期間中に無条件で契約の申込みの撤回又は解除をすることにより、違約金支払等の負担を一切伴わずに当該契約関係から解放される権利を購入者等にのみ認めるものであり（上記第1の5(1)）、割販法35条の3の10
10 は、上記権利の趣旨を徹底させるために、クレジット契約についてクーリング・オフに係る申込みの撤回又は解除の書面を発信した時点において現に効力を有する販売契約等につき、上記発信時に解除されたものとみなす効力連動規定（同第5項本文）に加え、同規定が適用された場合における清算関係を規定している。すなわち、上記の場合において、あっせん業者には購入者等から既に受領したクレジット
15 代金額相当の不当利得が、販売業者等にはあっせん業者から受領した立替金額相当の不当利得が、購入者等には販売業者等から提供された商品等がある場合には当該商品等の価値に相当する不当利得が、それぞれ生じるところ、①同法35条3の10第7項は、あっせん業者は、購入者等に対して販売業者等に交付した立替金の全部又は一部に相当する金額の支払を請求することができない旨を、②同第8項は、
20 販売業者等は、あっせん業者から立替金の全部又は一部に相当する金額の交付を受けた場合は、当該金額を返還しなければならない旨を、③同第9項は、あっせん業者は、購入者等からクレジット契約に関連して金銭を受領しているときは、購入者等に返還しなければならない旨をそれぞれ規定している。さらに、④同第3項及び
25 第6項は、あっせん業者及び販売業者等はいずれも、購入者等に対し、解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない旨を定めている（上記第1の5(3)）。

(エ) 不法行為責任の成否

上記(ウ)に鑑みると、割販法35条の3の10は、購入者等を無条件で何等の負担を伴わずに契約関係から解放するために、①クレジット契約に基づいてあっせん業者が販売業者等に支払った立替金に係る不当利得及び購入者等があっせん業者に支払ったクレジット代金に係る不当利得の清算につき、立替金に係る不当利得については、あっせん業者に対する返還義務を販売業者等のみに負わせ、他方、同義務の履行の有無にかかわらず、あっせん業者の購入者等に対する請求を禁じ、既払のクレジット代金については、購入者等に対する返還義務をあっせん業者に負わせることにより、販売業者等の倒産などにより不当利得回収不能となるリスクを全面的にあっせん業者に負わせ、さらに、②あっせん業者及び販売業者等のいずれにも購入者等に対する解除に伴う損害賠償又は違約金の支払請求を禁じ、購入者等の債務不履行等の損害賠償責任を免れさせたものと解される（上記第1の5(3)）。

この点に関し、同法35条の3の10第6項ないし第9項の清算規定は、クレジット契約についてクーリング・オフに基づく申込みの撤回又は解除の意思表示の書面を発信した時点において現に効力を有する販売契約等が存在し、同発信時に解除されたものとみなされる場合の規定である（同第5項）。そして、上記(ア)及び(イ)によれば、契約4に係る売買契約は、契約4に係るクレジット契約についてのクーリング・オフに基づく解除の意思表示の書面である第1事件訴状が発信された時点には、既に不実告知を理由とする申込みの意思表示の取消しにより無効となっていたものと推認することができ、同第5項には当たらない。

しかし、購入者等を無条件で契約関係から解放するというクーリング・オフの趣旨は、個別信用購入あっせんにおいて、クレジット契約と販売契約等の解除の先後にかかわらず当てはまるものといえるから、上記の清算規定の趣旨も、同様に当てはまるものと考えらるべきである。

そして、上記趣旨を考慮すると、クレジット契約がクーリング・オフにより解除された場合、本件のように事実と異なる内容の契約書作成や電話意思確認の回答と

いう行為に購入者等が直接又はエフォートを介して間接的に及んだとしても、上記行為は違法とまではいえず、あっせん業者は、購入者等に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求することができない、すなわち購入者等は不法行為責任を負わないというべきである。

5 (オ) 小括

契約4に係るクレジット契約は、割販法35条の3の10第1項本文により解除されたものであるから、原告12 は、不法行為責任を負わない。

イ 割販法35条の3の13第1項6号に基づく取消しの効果

(ア) クレジット契約の効力

10 契約4に係るクレジット契約については、不実告知を理由として割販法35条の3の13第1項6号に基づく申込みの意思表示の取消しが認められ(上記5)、遡及的に無効となる。

第1事件原告らは、第1事件被告らに対し、平成28年9月23日到達の第1事件訴状をもって、第1事件原告らと第1事件被告らとの間のクレジット契約につき、
15 割販法35条の3の13第1項6号に基づき申込みの意思表示を取り消す旨の意思表示をした(上記第2章第2の3)。

(イ) 不法行為責任の成否

上記ア(イ)のとおり、契約4に係る売買契約も遡及的に無効となることから、割販法35条の3の13第1項に基づく取消しの場合におけるあっせん業者、販売業者
20 等及び購入者等の三者間の清算関係について定めた同法35条の3の13第2項ないし第4項が適用され、その場合、購入者等は不法行為責任を負わないことから
(【原告1 契約3(モニター)】3(3)ア、イ)、原告12 は、不法行為責任を負わない。

7 契約4に関する請求について

25 契約4に係るクレジット契約は、割販法35条の3の10第1項本文に基づいて解除され、また、同法35条の3の13第1項6号に基づき、申込みの意思表示が

取り消された（上記第2章第2の3）。よって、原告12の被告Aに対する上記クレジット契約に基づくクレジット代金支払債務は存在せず、他方、被告Aは、上記原告から上記クレジット契約に基づき既にクレジット代金として支払われた6万6100円（上記1）につき、不当利得として返還する義務を負う。
また、被告Aの上記原告に対する不法行為に基づく損害賠償請求は認められない（上記6）。

【原告13 契約5（授業）】被告Aとのクレジット契約

1 契約5に関する事実経過

Gは、平成27年6月下旬頃、原告12・13宅を訪ね、原告13
10 に対し、エフォートが平成26年2月に原告12と締結した契約1に基づいて提供してきた週2回のインターネットによる遠隔授業の無償受講は、当時中学3年生であった長女の中学校卒業までであり、間もなく終了する、長女の高校入学後も受講継続を希望するのであれば、新たな契約の締結を要する、現在、継続キャンペーンを実施しており、新規の契約を締結すれば、上記無償受講の頻度を週2
15 回から週3回に増やすことができる旨を述べた。原告13は、当時、原告12が不在であり、継続キャンペーンの利用について自身の一存では決めることができない旨をGに伝え、回答を保留した。

原告12は、原告13から、上記のG来訪の経緯を聴き、平成27年6月29日、同人にメールで連絡をした。同人は、原告12に電
20 話をかけ、継続キャンペーン利用に際して締結する契約は、平成28年1月末までの間はいつでも解約できるようにしてある旨を述べ、既に上記原告名義で複数のクレジット契約を締結しているために、上記原告名義ではクレジット契約の与信審査を通らない可能性があるとのため、継続キャンペーン利用に際しては原告13名義で契約を締結することを求めた。原告12は、Gに対し、継続キャンペーンを利用する旨を伝え、原告13名義の契約締結についても了承し
25 た。原告13は、原告12から、上記のGとのやり取りについて

て伝えられ、継続キャンペーンの利用及びそのために自身の名義で契約を締結することにつき、特に異論はなかった。

G は、平成27年6月30日、原告12・13 宅を訪ねた。原告13

は、G の指示に従い、①同日付けでエフォートから「ハイパーティーチャー
5 高校5教科」という名称の代金105万8400円の教材を購入する旨の売買契約
書（乙A13(5)-2）及び②同日付け申込みの被告A を与信者とするクレジット
ト契約書（乙A13(5)-1）に署名捺印等をした。

エフォートは、同年7月1日、上記クレジット契約書及び上記売買契約書を、フ
ァクシミリで被告A に送信した（乙A13(5)-1, 2, 5）。

10 同月2日、被告A から、原告13 の携帯電話に連絡があった。同原
告は、G から、全ての質問に「はい」と答えるよう指示されていたので、同指示
に従い、エフォートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記
載外の約束事項等はない旨を回答した（乙A13(5)-3）。同日、被告A は、エ
フォートに対して立替金105万8400円を支払い（乙A13(5)-4）、もって契
15 約5に係るクレジット契約が成立した。

同月、G から、「本契約は、平成28年1月末日迄の期間は無条件で解約（中
略）が可能です」と記載された平成27年6月30日付けのエフォート作成の覚書
（甲13(5)-1）が原告12・13 宅に郵送されてきた。

原告12・13 らは、上記クレジット契約書ないしこれに対応するクレジット
20 ト契約申込書、上記売買契約書のいずれもエフォートから受領しておらず、これら
の書面を撮影した画像データの送付も受けていない。

（甲12（総）-1, 2, 甲13（総）-1, 原告12 , 弁論の全趣旨）

2 著作権法35条の3の10第1項本文等に基づく解除（クーリング・オフ）の可否

25 上記1によれば、平成27年6月30日、原告12・13 宅において、原告
13 は、エフォートとの間で、契約5に関し、105万4000円の対価

で当時中学3年生であった長女の高校入学後も継続して授業の提供を受ける旨を合意したもの（以下「原告13契約5合意」という。）と認められる。

上記授業は、特商法施行令別表第4の第1欄5号所定の「入学試験に備えるため又は学校教育の補修のための学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）の児童、生徒又は学生を対象とした学力の教授」に該当し、したがって、同法41条2項所定の「特定継続的役務」に当たる。そして、上記授業の提供期間が、上記別表第4の第2欄5号所定の2月を超えること、上記授業の対価が同施行令11条2項所定の5万円を超えることは明らかといえる。

したがって、上記授業の提供は、同法41条1項1号所定の特定継続的役務提供に当たることから、割販法35条の3の11第1項に基づく解除（クーリング・オフ）の可否を検討する（同法35条の3の9第1項4号、35条の3の5第1項4号参照）。

被告Aは、割販法35条の3の9第1項4号に基づき同項所定の法定書面を、また、同第3項4号に基づき同項所定の法定書面を、上記原告に交付する義務を負うが、本件全証拠及び弁論の全趣旨によっても、上記法定書面交付の事実を認めるに足りない。

したがって、上記原告は、割販法35条の3の9所定の法定書面を受領しておらず、記号Aの不備があり、同法35条の3の11条1項2号所定のクーリング・オフの行使可能期間はいまだ進行していないことから、同項に基づき、契約5に係るクレジット契約を解除することができる。

3 被告Aに対する共同不法行為責任の成否

(1) 契約5に係る各契約書作成及び電話意思確認回答

ア 契約書作成

原告13は、平成27年6月30日、Gの指示に従い、契約5に係るクレジット契約書（乙A13(5)-1）及び②売買契約書（乙A13(5)-2）に署名捺印等をし、これらは、同年7月1日、エフォートによってファクシミリで被告A

に送信され（上記1），もって契約5に係るクレジット契約申込みがなされた。

実際には，原告13契約5合意のとおり，上記原告とエフォートとの間の取引は，授業という役務の有償の授受であったが，上記各契約書には，商品である教材の売買契約のみが記載されており，授業についての記載はなく，原告13契約5合意と異なる。

イ 電話意思確認

原告13 は，平成27年7月2日，被告A による電話意思確認に対し，あらかじめG から受けていた指示に従い，エフォートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり，記載外の約束事項等はないなどと回答した（上記1）。被告A は，同月1日にファクシミリで送信されたクレジット契約書（乙A13(5)-1）と同一の内容が記載されたクレジット契約申込書が上記原告の手元にあることを前提として上記電話意思確認をしたものと推認されることから，上記回答においても授業についての言及はなかったものといえることができる。

ウ 不法行為責任の成否

原告13 とエフォートは，原告13 が自らの負担をもって105万8400円の対価で同社から授業の提供を受ける旨合意しており（原告13契約5合意），同合意は，有償での継続的役務の提供という通常の取引に係るものである。

契約5に係るクレジット契約書及び売買契約書の記載並びに上記原告の被告A による電話意思確認に対する回答中，上記原告の被告A に対するクレジット契約申込みの根幹となるのは，立替払の対象となる上記原告とエフォートとの間における対価105万8400円の有償取引であるところ，上記のとおり同有償取引自体は実在する。

上記原告による上記記載及び回答と，原告13契約5合意との相違は，上記有償取引の対象が商品である教材か，役務である授業かという点にすぎない。この点に関し，被告A は，あっせん業者として，販売契約等の勧誘に係る調査義務（割

販法35条の3の5)を課されており、法定書面交付義務の前提として販売契約等の実態を正確に把握する義務を負っているのであるから(上記第1の4)、自身の責任において上記原告とエフォートとの間の契約内容を正確に把握すべきであった。

以上に鑑みると、上記原告がエフォートと共同で、①上記各契約書を作成して被告Aに対してクレジット契約の申込みをしたこと、②被告Aによる電話意思確認に対して上記クレジット契約書に即した回答をしたことにつき、違法と評価することはできない。

よって、上記原告について不法行為は成立しない。

4 契約5に関する請求について

10 契約5に係るクレジット契約は、割販法35条の3の11第1項に基づいて解除された(上記第2章第2の3)。よって、原告13の被告Aに対する上記クレジット契約に基づくクレジット代金支払債務は存在しない。また、被告Aの上記原告に対する不法行為に基づく損害賠償請求は認められない(上記3)。

【原告13 契約6(切り替え)】被告Aとのクレジット契約

15 1 契約6に関する事実経過

Gは、平成27年9月29日、原告12に電話をかけ、エフォートがインターネットスクールの設立許可を取得するに当たり、同社から生徒の父母にお金が流れている状況は好ましくないとして、上記原告が平成26年12月16日にモニターのための手続として被告Aと締結したクレジット契約でクレジット代金79万4327円の支払を平成27年5月から平成28年4月までの12回の分割払としたもの(甲12(4)-1~4-2, 乙A12(4)-1~7)につき、毎月上記原告に支払う旨を約束していたクレジット代金相当額のモニター料の支払をやめ、上記の分割払を一括払に切り替え、エフォートにおいて一括でクレジット代金を支払いたい、同切り替えに当たっては、改めて原告13を申込者とするクレジット契約を締結してほしい、そのクレジット契約書はGが代筆するので、原告13には、被告Aによる電話意思確認にのみ対応してほしい旨を述べ

た。原告13 は、原告12 から上記の G の話を聞き、上記のクレジット代金支払方法の切り替え、同切り替えに当たり、原告13 を申込者とするクレジット契約を締結すること、そのクレジット契約書は G が代筆することについて承諾した。原告12 は、原告13 による同承諾の旨を G に電話で伝えた。

エフォートは、①原告13 を申込者、被告 A を与信者とする平成27年9月27日付け申込みのクレジット契約書（乙A13(6)-1）及び②同日付けの上記原告とエフォートとの売買契約書（乙A13(6)-2）を作成し、同月29日、ファクシミリでプレスから被告 A に送信した（乙A13(6)-1, 2, 5）。

上記クレジット契約書には、上記原告が同月27日付けでエフォートから購入した「入試対策ゼミ5教科 英語リスニング 実践総整理5教科」という名称の教材の代金86万4000円の立替払を同日付けで被告 A に申し込むこと、クレジット代金86万4000円を平成28年5月27日に一括して支払うことが記載されている。なお、原告12 が上記のモニターに関してエフォートから受領した平成26年12月13日付けの同社作成の覚書（甲12(4)-2）には、「お届けする商品は、入試対策ゼミ、英語リスニングの二点となります。」との記載があり、上記原告は、これらの教材は受け取っていた。

平成27年10月1日午後零時29分頃、被告 A から、原告13 の携帯電話に連絡があった（乙A13(6)-3）。G は、同日、同連絡に先立ち、原告13 に電話をかけ、代筆したクレジット契約書を撮影した画像データを上記原告の携帯電話に送信しようとしていたが、同携帯電話で受信することができなかった。G は、上記原告に電話をかけ、被告 A から電話がかかってくる旨を告げた上、まだ契約書は送っていないが、全部「はい」と答えれば大丈夫である旨を述べた。上記原告は、やむを得ず、G が代筆したクレジット契約書の具体的内容を認識しないまま、G の指示のとおり被告 A からの上記電話連絡に対応し、エフォートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記載外



の約束事項等はないなどと回答した（乙A13(6)－3）。同日、被告Aは、エフ
ォートに対して立替金86万4000円を支払い（乙A13(6)－4）、もって契約6
に係るクレジット契約が成立した。

Gは、同日午後零時40分頃、原告12の携帯電話に自身が代筆した
5 クレジット契約書を撮影した画像データを添付したメールを送信した。同画像デー
タは、エフオート作成の上記クレジット契約書（乙A13(6)－1）に対応するクレ
ジット契約申込書の表面を撮影したものとみられるが（甲12（総）－1、乙A1
2（総）－2）、同契約書の裏面等、その余の画像データは送られていない。なお、
上記メールには、「覚書、控え等は後日送らせて頂きます」と記載されているが、原
10 告12・13らは、契約6に関する書面は何ら受け取っていない。

（甲12（総）－1、2、甲13（総）－1、原告12，弁論の全趣旨）。

2 割販法35条の3の10第1項本文等に基づく解除（クーリング・オフ）の可否

(1) 電話勧誘販売

15 上記1によれば、契約6に関し、平成27年9月29日、原告13は、
原告12を介して、エフオートから電話で、①以前に原告12名
義で締結したクレジット契約のクレジット代金支払方法変更のための手続として、
被告Aとクレジット契約を締結し、その立替払の対象となる売買契約をエフオ
ートと締結すること、②原告13が締結する上記クレジット契約のクレジ
20 ット代金については実質的にエフオートが全額負担し、原告13に一切負
担させないことを持ちかけられ、電話でこれを承諾したものと認められる（以下
「原告13契約6合意」という。）。

原告13は、原告12を介してエフオートから電話勧誘を受け、
電話により上記立替払の対象となる契約の申込みをしたものといえ、したがって、
25 契約6に係るクレジット契約は、特商法2条3項所定の電話勧誘販売すなわち割販
法35条の3の10第1項6号所定の電話勧誘販売に係る契約について締結された

ものといえるから、同項本文に基づく解除の可否を検討する。

(2) 法定書面交付の有無及び解除の可否

上記(1)によれば、被告 A は、割販法 35 条の 3 の 9 第 1 項 3 号に基づき同項
所定の法定書面を、同第 3 項 3 号に基づき同項所定の法定書面を、原告 13
に交付する義務を負う。

しかし、本件全証拠及び弁論の全趣旨によっても、上記各法定書面が上記原告に
交付されたことを認めるに足りない。

なお、G は、平成 27 年 10 月 1 日午後零時 40 分頃、原告 12 の携
帯電話に自身が代筆したクレジット契約書（乙 A 13(6)-1）に対応するクレジット
10 ト契約申込書を撮影した画像データを添付したメールを送信しているが（上記 1）、
被告 A において、上記各法定書面の交付に代えて、同書面に記載すべき事項を
電磁的方法により提供することにつき、原告 13 の書面又は電磁的方法に
よる承諾を得たことは（同法 35 条の 3 の 2 第 1 項、割販法施行令 27 条 1 項）、
証拠上、認められない。また、上記画像データは上記クレジット契約申込書の表面
15 を撮影したもののみであり、上記各法定書面の記載事項である「当該契約の申込み
の撤回又は当該契約の解除に関する事項」（同法 35 条の 3 の 9 第 2 項 2 号）、「当該
契約の解除に関する事項」（同法 35 条の 3 の 9 第 4 項 2 号）等の記載を欠く。した
がって、上記画像データをもって上記各法定書面の交付に代えることはできない。

以上によれば、原告 13 は、割販法 35 条の 3 の 9 所定の法定書面を受
20 領しておらず、記号 A の不備があり、同法 35 条の 3 の 10 第 1 項ただし書所定の
クーリング・オフの行使可能期間はいまだ進行していないことから、同項本文に基
づき、契約 6 に係るクレジット契約を解除することができる。

3 不実告知を理由とするクレジット契約申込みの意思表示の取消しの可否

(1) 電話勧誘販売

25 上記 2(1)によれば、契約 6 に係るクレジット契約は、特商法 2 条 3 項所定の電話
勧誘販売すなわち割販法 35 条の 3 の 13 第 1 項所定の電話勧誘販売に係る契約に

ついて締結されたものであるから、同項6号に基づく申込みの意思表示の取消しの可否を検討する。

(2) 契約6に係るクレジット契約の申込み

原告13契約6合意によれば、契約6に係るクレジット契約の申込みは、①原告13とエフォートとの間における架空の売買契約の売買代金につき立替払を求めるものであり、②しかも、クレジット代金については、クレジット契約を申し込んだ上記原告ではなく、上記売買契約の売主であるエフォートが実質的に全額負担するとの前提でなされており、不正申込みというべきである。

(3) 不正申込みがなされたクレジット契約の申込みの意思表示の取消しの可否

上記(2)のとおり契約6に係るクレジット契約申込みは不正申込みであり、同申込者である原告13において上記不正申込みに関与したことは明らかである。

しかし、【原告13 契約3 (モニター)】2(3)と同様の理由により、原告13が販売業者等から不正行為を持ちかけられるなどいわば販売業者等に利用されたと評価し得る場合は、割販法35条の3の13第1項6号に基づき、上記不正行為に関連して締結されたクレジット契約申込みの意思表示を取り消し得ると解される。

本件では、上記1のとおり、既存のクレジット契約のクレジット代金支払方法の変更のために架空の売買契約の売買代金の立替払を求めるクレジット契約を申し込み、同クレジット契約のクレジット代金はエフォートが実質的に全額負担することは、専らエフォートの側から上記原告に持ちかけたものである。そして、上記第2の1のとおりエフォートが平成24年頃から平成27年頃にかけて経済的窮状にあったことに鑑みると、同社は、資金繰りに窮したことから、当面の破綻を回避するために、一時にまとまった額の立替金を取得して自社の必要資金に充てる目的で、上記原告名義のクレジット契約締結により立替金を取得することを企てて、上記原告に対し、上記のとおり既存のクレジット契約のクレジット代金支払方法の変更等を持ちかけ、そのための手段と称して教材の売買契約の締結につき勧誘するとともに

に同教材の代金の立替払を被告 A に申し込むよう働きかけたものと認められる。他方、上記原告は、このようなエフォートによる勧誘、働きかけに対してその目的を知らずに受動的に応じたにすぎない。

以上によれば、上記原告は、上記(2)の契約 6 に係るクレジット契約の不正申込みにつき、エフォートに利用されて関与したものと評価することができ、したがって、
5 割販法 35 条 3 の 13 第 1 項 6 号の要件を満たせば、契約 6 に係るクレジット契約申込みの意思表示を取り消すことができる。

(4) エフォートによる不実告知について

上記(3)のとおり、エフォートは、資金繰りに窮し、自社の必要資金に充てる目的
10 で、原告 13 にクレジット契約を締結させて立替金を取得することを企てていた。他方、上記 1 によれば、エフォートは、平成 27 年 9 月 29 日、上記原告に対し、既存のクレジット契約のクレジット代金支払方法の変更に必要な手続と偽ってクレジット契約の申込みを求めたものと認められる。すなわち、エフォートは、クレジット契約締結を必要とする事情につき、事実上、自社の必要資金に充てるた
15 めに立替金を取得する意図であったが、上記原告に対しては、既存のクレジット契約のクレジット代金支払方法の変更のために必要な手続という、上記事実と異なる虚偽の内容を説明したものと見える。

上記のエフォートの立替金取得の意図は、正に立替金の不正取得という違法行為を企てるものに他ならない。このような状況下において上記原告が被告 A に対
20 してクレジット契約の申込みをすれば、上記違法行為の実現に不可欠な役割を果たす形で関与することとなる。他方、エフォートのいう既存のクレジット契約のクレジット代金支払方法の変更は、専ら同社の都合によるものであり、それ自体が上記原告にとって直接利益をもたらすものとはいえない。そうすると、エフォートの一顧客にすぎない上記原告が、同社の上記の立替金の不正取得を実現させる意図を知
25 っていたら、専ら同社の都合によるクレジット代金支払方法の変更という上記原告にとつては特段利益にならないことのために、同社の支払不能により自身が責任を

問われ得る上記関与に及ぶことは、考えられない。

したがって、クレジット契約締結を必要とする事情についてのエフォートによる上記説明は、契約締結の動機に関する重要な事項として割販法35条の3の13第1項6号所定の事由についての不実告知に当たるものといえる。

5 また、エフォートは、原告12 を介して原告13 に対し、契約6に係るクレジット契約のクレジット代金全額を負担する旨の説明をしたものである。この点に関し、個別信用購入あっせんにおいて、あっせん業者は、販売業者等
10 に対して購入者等が払うべき代金等を一括で立替払し、後日、購入者等から、2か月を超える後払によりクレジット代金を分割又は一括で受領して上記代金等を回収する（上記第1の1(1)）。上記回収は、一定の期間を要する点においてリスクを伴う
ものであるから、あっせん業者は、クレジット契約の申込みを受けた際、当該申込者の信用調査を行って上記リスクの有無を慎重に吟味した上で、当該申込みに対する承諾の可否を決する。クレジット契約申込者以外の者が実質的にクレジット代金の支払を負担することは、①同人が上記信用調査の対象とされていないこと、②後
15 日にクレジット代金の支払をめぐる混乱、紛争を招く可能性が高いことから、立替金の回収につきかなり大きなリスクを生じさせるものといえる。しかも、本件においては、販売店であるエフォートがクレジット代金の支払を負担するというものであるから、上記リスクはより一層大きなものとなり得る。

さらに、上記第2の1の平成24年頃から平成27年頃にかけての同社の経済的
20 窮状に鑑みると、同社の経営が頓挫してクレジット代金の全部又は一部を負担し得なくなるリスクは、相当に高かったものと認められる。そして、同社がクレジット代金を負担し得なくなれば、名義人である原告13 においては自らの負担により残額のクレジット代金の支払を余儀なくされるリスクを負い、被告A においてはクレジット代金の回収に支障を来して回収不能等の実質的な損害が生ずる
25 可能性がある。

したがって、クレジット契約締結により原告13 が実質的に負うことと

なるリスクの有無及び被告 A に実質的な損害が生ずる可能性の有無についてのエフォートによる上記説明は、契約締結の動機に関する割販法35条の3の13第1項6号所定の重要事項についての不実告知に当たるものといえる。

上記原告は、上記のエフォートの立替金取得の意図及び同社が経済的困窮のためにクレジット代金を負担し得なくなるリスクを知っていれば、上記クレジット契約を申し込むことはなかったものと考えられるから、上記告知内容を真実と誤認したことによって、上記クレジット契約の申込みをしたものと認められる。

よって、上記原告は、割販法35条の3の13第1項6号に基づき、契約6に係るクレジット契約申込みの意思表示を取り消すことができる。

4 被告 A に対する共同不法行為責任の成否

(1) 契約6に係る各契約書作成及び電話意思確認回答

ア 契約書作成

エフォートは、原告13 の了承を得て、契約6に係るクレジット契約書（乙A13(6)-1）及び売買契約書（乙A13(6)-2）を代筆し、平成27年9月29日、ファクシミリで被告 A に送信した（上記1）。

上記各契約書には、上記原告とエフォートとの間の通常の売買契約が記載されているところ、同日に上記両名間で成立した原告13契約6合意によれば、上記両名間の売買契約は、架空のものであり、エフォートによるクレジット代金全額負担という記載外の約束が存在した。

したがって、上記各契約書の内容は、原告13契約6合意と異なる。

イ 電話意思確認回答

原告13 は、平成27年10月1日、被告 A による電話意思確認に対し、あらかじめ G から受けた指示に従って、エフォートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記載外の約束事項はない旨を回答した（上記1）。同回答内容も、原告13契約6合意とは異なる内容である。

ウ 小括

上記ア及びイによれば、原告13は、契約6につき、エフォートと共同で、①原告13契約6合意と異なる内容のクレジット契約書及び売買契約書を作成して被告Aに送ってクレジット契約を申し込み、②被告Aによる電話意思確認に対して原告13契約6合意と異なる内容の回答をする行為に及んで、実際には、上記原告とエフォートとの間の売買契約は架空のものであり、しかも、エフォートによるクレジット代金全額負担という記載外の約束が存在していたにもかかわらず、被告Aに対し、上記原告は、上記各契約書記載のと通りの売買契約をエフォートとの間で締結しており、被告Aにおいて上記売買契約に係る売買代金を立替払すれば、自らの負担で上記立替払に係るクレジット代金を支払う意思があり、また、上記記載外の約束は存在しないかのように装ったものといえることができる。

(2) 権利侵害の有無

被告Aは、契約6に係るクレジット契約が立替払の対象とする原告13とエフォートとの間の売買契約が架空のものであること、上記3(4)のとおりクレジット代金の回収不能等の実質的な損害が生ずる可能性のあるエフォートによるクレジット代金全額負担の約束が存在することを認識していれば、上記クレジット契約の申込みを承諾しなかったものと考えられる。

したがって、被告Aは、上記(1)の上記原告とエフォートとの共同行為により、①上記原告は、契約6に係る各契約書(乙A13(6)-1, 2)記載のと通りの売買契約をエフォートとの間で締結しており、被告Aにおいて上記売買契約に係る売買代金を立替払すれば、自らの負担で上記立替払に係るクレジット代金を支払う意思があるものと誤認して、その結果、②上記クレジット契約の申込みを承諾してクレジット契約書記載の売買代金を立替払し、クレジット代金未払分相当の損害を被ったものといえることができる。

(3) 不法行為責任の成否

ア 割版法35条3の10第1項本文に基づく解除の効果

㍿ クレジット契約の効力

契約6に係るクレジット契約については、上記2のとおり、割販法35条の3の10第1項本文に基づく解除が認められる（クーリング・オフ）。第1事件原告らは、第1事件被告らに対し、平成28年9月23日送達第1事件訴状をもって、
5 第1事件原告らと第1事件被告らとの間のクレジット契約につき、同法35条の3の10第1項本文等所定のクーリング・オフに基づく解除の意思表示をした（上記第2章第2の3）。同解除の効力は、第1事件訴状の発信時に生ずることから（同条第2項）、遅くとも同日までには契約6に係るクレジット契約は遡及的に無効となる。

10 ㍿ 売買契約の効力

第1事件原告らは、平成28年6月7日到達の通知（甲共10-1, 2）をもって、エフォートの破産管財人に対し、第1事件原告らと同社との間の契約につき、クーリング・オフに基づく解除の意思表示、不実告知を理由とする申込みの意思表示の取消し等をした（上記第2章第2の3）。

15 上記1の事実関係によれば、契約6に係る売買契約については、上記2と同様の理由により（特商法19条、18条所定の法定書面不交付につき、記号Aの不備あり）、特商法24条1項本文に基づく解除が認められる（クーリング・オフ）。同解除の効力は、上記通知の発信時に生ずることから（同条2項）、遅くとも同日までには契約6に係る売買契約は遡及的に無効となる。

20 上記売買契約については、契約締結を必要とする事情について上記3と同様の不実告知を理由として、特商法24条の3第1項1号・21条1項7号に基づき申込みの意思表示の取消しを認めることができ、よって、上記売買契約は遡及的に無効となる。

㍿ 不法行為責任の成否

25 上記(イ)によれば、契約6に係る売買契約は、契約6に係るクレジット契約についてのクーリング・オフに基づく解除の意思表示の書面である第1事件訴状が発信さ

れた時点においては、既に無効となっていたものといえるが、この場合も、割販法
35条の3の10第3項、第6項ないし第9項の清算規定及び購入者等を無条件で
契約関係から解放するというクーリング・オフの趣旨が当てはまり、購入者等は不
法行為責任を負わないことから（【原告12 契約4（モニター）】6(3)ア
5 (ウ), (エ)), 原告13 は不法行為責任を負わない。

イ 割販法35条の3の13第1項6号に基づく取消しの効果

ア クレジット契約の効力

契約6に係るクレジット契約については、不実告知を理由として割販法35条の
3の13第1項6号に基づく申込みの意思表示の取消しが認められ（上記3）、遡及
10 的に無効となる。

イ 不法行為責任の成否

上記ア(イ)のとおり、契約6に係る売買契約も遡及的に無効となることから、割販
法35条の3の13第1項に基づく取消しの場合におけるあっせん業者、販売業者
等及び購入者等の三者間の清算関係について定めた同法35条の3の13第2項な
15 いし第4項が適用され、その場合、購入者等は不法行為責任を負わないことから
（【原告1 契約3（モニター）】3(3)ア, イ), 原告13 は、不法
行為責任を負わない。

5 契約6に関する請求について

契約6に係るクレジット契約は、割販法35条の3の10第1項本文に基づいて
20 解除され、また、同法35条の3の13第1項6号に基づき、申込みの意思表示が
取り消された（上記第2章第2の3）。よって、原告13 の被告A に対
する上記クレジット契約に基づくクレジット代金支払債務は存在しない。また、被
告A の上記原告に対する不法行為に基づく損害賠償請求は認められない（上記
4）。

25

【原告47 原告48 】

原告47 原告48 (以下「原告47・48 ら」という。)は、夫婦であり、平成25年7月頃から平成27年8月頃にかけて、複数回にわたり、長女(平成11年8月生まれ)のために、エフォートから教材や授業の提供を受けてきた。原告47・48 らは、上記提供を受けるに当たり、エフォートとの間で売買契約を締結し、その大半において同売買代金につき信販会社との間でクレジット契約を締結した(甲47(総)-1, 甲48(総)-1, 2, 原告48 等、弁論の全趣旨)。

【原告47 契約1(お試し)】被告B とのクレジット契約

1. 契約1に関する事実経過

F と G は、平成25年8月1日、原告47・48 らの自宅(以下「原告47・48 宅」という。)を訪ね、原告47・48 らに対し、「受験(授業)コース お試しキャンペーンのご案内」という案内文(甲47(1)-3)を渡し、当時中学2年生であった長女の高校受験対策として、同年11月から週4回の通塾又はインターネットによる遠隔授業等を内容とするコースを紹介した。そして、F と G は、同コースの「お試し特典」として同年8月から同年10月までインターネットによる遠隔授業を週2回無償で受講することができる、同無償受講をした上で、同月末までに翌月以降の受講を正式に続けるか否か回答してほしい、お試しではあるが、手続として売買契約とクレジット契約の締結を要する、同無償受講期間中であれば当該売買契約及びクレジット契約を解約することができる旨を述べた。

原告47・48 らは、お試しとしての授業の無償受講に応じることとし、F と G の指示に従い、原告47 において、①同年7月31日付けでエフォートから「スタディーナビ 中学5教科」という名称の代金71万4000円の教材を購入する旨の売買契約書(甲47(1)-2, 乙B47(1)-2)及び②同日付けで被告B に対して上記代金の立替払を申し込む旨のクレジット契約申込書(甲47(1)-1)に署名捺印等をした。F と G は、書類上、商品名として上記

名称を記載するが、実際の内容は授業である旨を説明した。

5 F と G は、上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたクレジット契約書（乙B47(1)－1）及び上記売買契約書（乙B47(1)－2）を受領し、上記クレジット契約申込書及び上記売買契約書（甲47(1)－2）を、控えとして上記原告に交付した。加えて、F と G は、エフォートと上記原告間で交わされた平成25年7月31日付けの「お申込み（スタディーナビ 中学3教科）」につき、「本契約は、平成25年10月末日迄の期間は無条件での解約（中略）が可能です」と記載された同年7月31日付けのエフォート作成の覚書（甲47(1)－4）を上記原告に渡した。また、G は、上記原告に対し、後の信販会社からの電話につき、質問
10 されたことに「はい」と答えておけばよい旨を指示した。

エフォートは、その後、遅くとも後記の同年8月1日の被告 B による電話意思確認が行われる前までに、上記クレジット契約書及び上記売買契約書（甲47(1)－2）を被告 B に届けた。

同年8月1日午後1時48分頃、被告 B から、上記原告の携帯電話に連絡があった。上記原告は、G から受けた上記指示に従い、エフォートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記載外の付帯サービスや約束事項はなく、また、学習指導等を伴わない商品のみの購入であることなどを回答した（乙B47(1)－3, 4）。同日、被告 B は、エフォートに対して立替金71万4000円を支払い（乙B47(1)－5）、もって契約1に係るクレジット契約が成立した。同
20 クレジット契約においては、クレジット代金94万7049円を平成26年3月から平成30年2月まで毎月27日口座引落しの48回払で完済することとされ、第1回目分割払金は2万1149円、第2回目以降分割払金は1万9700円とされていた。

原告47・48 らは、平成25年10月末頃、G に対し、同年11月以降
25 の受講を正式に続ける旨を伝えた。F と G は、同月23日に原告47・48宅を訪ね、在宅していた原告48 に対し、契約1について、平成27年

3月の長女の高校受験まで面倒を見る、代金は現金払であれば42万円でよい、一括で支払えば、クレジット契約を解約できると述べた。同日、原告47

が不在であったことから、原告48は、FとGの指示に従って、平成25年11月23日付けでエフォートから「スタディーナビ 中学5教科」という教材を購入する旨の売買契約書（甲48(3)-1）を作成し、同月25日、現金42万円を同社に振込送金して支払った（甲48(3)-2）。

原告47・48らは、FやGから、同月以降の受講を正式に続けることになった場合、代金支払についてクレジット契約を締結するか現金一括払とするか選択し得る旨の説明を受けたことがあったので、上記支払をもって、契約1に係るクレジット契約に基づくクレジット代金を支払う必要はなくなるものと認識していたが、実際には、上記クレジット契約は解約されず、原告47名義のクレジット代金支払口座からの引落としが続いた。もっとも、平成27年10月まではエフォートから上記口座にクレジット代金相当額が送金されていたものの、同年11月分及び同年12月分のクレジット代金総額3万9400円（1万9700円×2か月分）は上記原告が自ら負担して被告Bに支払った。

（甲47（総）-1；甲48（総）-2，原告48，弁論の全趣旨）

2 割版法35条の3の10第1項等本文に基づく解除（クーリング・オフ）の可否

(1) 訪問販売

上記1によれば、平成25年8月1日、原告47・48宅において、原告47は、エフォートとの間で、契約1に関し、①上記原告が同社から同月以降同年10月まで週2回の授業の提供を無償で受ける、②上記原告は、①のための手続として、被告Bとクレジット契約を締結し、その立替払の対象となる売買契約をエフォートと締結する、③上記原告は、同月末日までに翌月以降の受講を正式に続けるか否か回答し、同年10月末日まで契約1に係るクレジット契約及び売買契約を無条件で解約することができる旨を合意したもの（以下「原告47契約

1合意」という。)と認められる。

原告47契約1合意によれば、契約1に係るクレジット契約は、特商法2条1項1号所定の訪問販売すなわち割販法35条の3の10第1項4号所定の訪問販売に係る契約について締結されたものといえることから、同項本文に基づく解除の可否を検討する。

(2) 法定書面の交付

ア 法定書面交付義務

上記(1)によれば、被告Bは、割販法35条の3の9第1項1号に基づき同項所定の法定書面を、また、同第3項1号に基づき同項所定の法定書面を、原告47に交付する義務を負う。

イ 被告Bが交付すべき法定書面

契約1に係る各契約書(乙B47(1)-1, 2)のいずれにも商品である教材に係る売買契約が記載されており(上記1)、他方、授業という役務提供に関することは全く記載されていない。

しかし、【原告1 契約4(授業)】2(2)イ(イ)と同様の理由により、被告Bは、原告47契約1合意に即して授業の提供について記載した法定書面を原告47に交付する義務を負う。

ウ 法定書面交付の有無

FとGは、平成25年8月1日、契約1に係るクレジット契約申込書(甲47(1)-1)及び売買契約書(甲47(1)-2)を、控えとして原告47に交付した(上記1)。上記クレジット契約申込書の交付は、エフォートが被告Bと締結した加盟店契約上の義務に基づくものであること(乙B共1「業務提携加盟店契約書」第4条②)に鑑みると、被告Bは、エフォートを介して上記クレジット契約申込書を割販法35条の3の9第1項所定の申込時書面として上記原告に交付したものとみることができる。

しかし、上記イのとおり、被告Bは、授業提供の合意内容が記載された同項

所定の申込時書面の交付義務を負うところ、上記クレジット契約申込書には、授業提供について記載されておらず、上記申込時書面の記載要件である同法35条の3の9第2項1号・35条の3の8第1号所定の「役務の種類」の記載を欠く。

なお、FとGが上記原告に交付した案内文（甲47(1)-3）には、授業提供について記載されているが、【原告1 契約4（授業）】の2(2)ウと同様の理由により、上記案内文による補完を認めるべきではない。他に、上記原告に対して割販法35条の3の9第1項・2項所定の要件を満たす申込時書面が交付されたと認めるに足りる証拠はない。

また、上記原告に対して同法35条の3の9第3項・4項所定の要件を満たす契約時書面が交付されたことも、認めるに足りない。

(3) 解除の可否

上記(2)によれば、原告47 は、割販法35条の3の9所定の法定書面を受領しておらず、記号Bの不備があり、同法35条の3の10第1項ただし書所定のクーリング・オフの行使可能期間はいまだ進行していないことから、同項本文に基づき、契約1に係るクレジット契約を解除することができる。

3 被告 B に対する共同不法行為責任の成否

(1) 契約1に係るクレジット契約申込み及び電話意思確認回答

原告47 は、平成25年8月1日、FとGの指示に従い、契約1に係るクレジット契約申込書（甲47(1)-1）及び売買契約書（甲47(1)-2、乙B47(1)-2）に署名捺印等をした。上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたクレジット契約書（乙B47(1)-1）及び売買契約書（乙B47(1)-2）は、同日午後1時48分頃に行われた被告B による電話意思確認の前までにエフォートによって被告B に届けられ、もって契約1に係るクレジット契約の申込みがなされた。その後、上記原告は、上記電話意思確認に対し、あらかじめGから受けていた指示に従い、エフォートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記載外の付帯サービスや約束事項はなく、また、学習指導等を伴わな

い商品のみの購入であることなどを回答した（上記1）。

上記各契約書には、上記原告とエフォートとの間における通常の売買契約が記載されているところ、同日に上記兩名間で成立した原告47契約1合意によれば、上記兩名間の売買契約は、有償契約の実体を伴わないものであり、上記クレジット契約及び売買契約の無条件解約という記載外の約束が存在した。

以上によれば、原告47は、契約1につき、エフォートと共同で、①原告47契約1合意と異なる内容のクレジット契約書及び売買契約書を作成して被告Bに届けてクレジット契約を申し込み、②被告Bによる電話意思確認に対して原告47契約1合意と異なる内容の回答をする行為に及んで、実際には、上記原告とエフォートとの間の売買契約は有償契約の実体を伴わないものであり、上記クレジット契約及び売買契約の無条件解約という記載外の約束が存在していたにもかかわらず、被告Bに対し、上記原告は、上記各契約書記載のと通りの売買契約をエフォートとの間で締結しており、被告Bにおいて上記売買契約に係る売買代金を立替払すれば、自らの負担で上記立替払に係るクレジット代金を支払う意思があり、また、上記記載外の約束は存在しないかのように装ったものといえることができる。

(2) 権利侵害の有無

原告47契約1合意によれば、契約1に係る原告47とエフォートとの間の売買契約は、有償契約の実体を伴わないものといえる。また、原告47と被告Bとのクレジット契約は、被告Bの承諾がない限り解約することはできず、したがって、上記原告とエフォートとの間における契約1に係るクレジット契約及び売買契約の無条件解約の合意のうち、クレジット契約に関する部分は実質において効力を有しない。しかし、被告Bは、無条件で上記売買契約が解約されれば、上記原告から同解約の事実を対抗されてクレジット代金支払を拒絶され、また、対抗されなくとも、上記クレジット契約の解約によりクレジット代金支払債務が消滅したものと誤認した上記原告からクレジット代金支払につき強く

抵抗されるなどしてクレジット代金の回収に支障を来し、回収不能等の実質的な損害が生ずる可能性がある。

被告 B は、このように、契約 1 に係るクレジット契約が立替払の対象とする上記原告とエフォートとの間の売買契約が有償契約の実体を伴わないものであること、クレジット代金の回収不能等の実質的な損害が生ずる可能性のある無条件解約の約束が存在することを認識していれば、契約 1 に係るクレジット契約の申込みを承諾しなかったものと考えられる。

したがって、被告 B は、上記(1)のエフォートと上記原告との共同行為によって、①両名間に契約 1 に係る各契約書（乙 B 4 7(1)ー 1, 2）記載のとおり、クレジット契約が締結されており、契約 1 に係るクレジット契約については、クレジット代金支払請求につき法定の障害事由又はクレジット契約申込書記載の障害事由がない限り、上記原告に対してクレジット代金支払を問題なく請求し得るものと誤認して、その結果、②契約 1 に係るクレジット契約の申込みを承諾してクレジット契約書記載の売買代金を立替払し、クレジット代金未払分相当の損害を被ったものといふことができる。

(3) 不法行為責任の成否

ア クレジット契約の効力

契約 1 に係るクレジット契約については、上記 2 のとおり、割販法 3 5 条の 3 の 1 0 第 1 項本文に基づく解除が認められる（クーリング・オフ）。第 1 事件原告らは、第 1 事件被告らに対し、平成 2 8 年 9 月 2 3 日送達第 1 事件訴状をもって、第 1 事件原告らと第 1 事件被告らとの間のクレジット契約につき、同法 3 5 条の 3 の 1 0 第 1 項本文等所定のクーリング・オフに基づく解除の意思表示をした（第 2 章第 2 の 3）。同解除の効力は、第 1 事件訴状の発信時に生ずることから（同条第 2 項）、遅くとも同日までには契約 1 に係るクレジット契約は遡及的に無効となる。

イ 売買契約の効力

第 1 事件原告らは、平成 2 8 年 6 月 7 日到達の通知（甲共 1 0ー 1, 2）をもつ

て、エフォートの破産管財人に対し、第1事件原告らと同社との間の契約につき、クーリング・オフに基づく解除の意思表示等をした(第2章第2の3)。

上記1の事実関係によれば、契約1に係る売買契約については、①上記2と同様の理由により(交付書面につき、特商法5条1項・4条1号所定の「役務の種類」の記載を欠き、記号Bの不備あり)、特商法9条1項本文に基づく解除が認められる(クーリング・オフ)。同解除の効力は、上記通知の発信時に生ずることから(同条2項)、遅くとも同日までには契約1に係る売買契約は遡及的に無効となる。

ウ 不法行為責任の成否

上記イによれば、契約1に係る売買契約は、契約1に係るクレジット契約についてのクーリング・オフに基づく解除の意思表示の書面である第1事件訴状が発信された時点においては、既に無効となっていたものといえるが、この場合も、割販法35条の3の10第3項、第6項ないし第9項の清算規定及び購入者等を無条件で契約関係から解放するというクーリング・オフの趣旨が当てはまり、購入者等は不法行為責任を負わないことから(【原告12 契約4(モニター)】6(3)ア(イ)、(エ)), 原告47 は不法行為責任を負わない。

4 契約1に関する請求について

契約1に係るクレジット契約は、割販法35条の3の10第1項本文に基づいて解除された(上記第2章第2の3)。よって、原告47 の契約1に係るクレジット代金支払債務は存在せず、他方、被告B は、上記原告から上記クレジット契約に基づいて既に支払われた3万9400円(上記1)につき、不当利得として返還する義務を負う。また、被告B の上記原告に対する不法行為に基づく損害賠償請求は認められない(上記3)。

【原告48 契約5(お試し)】被告A とのクレジット契約

1 契約5に関する事実経過

F と G は、平成26年8月6日、原告47・48 宅を訪ね、原告48 に対し、「高校版継続 お試しキャンペーンのご案内」という案内文(甲48

(5)－3)を渡して、当時中学3年生であった長女につき、高校入学後の授業のお試し受講を勧めた。FとGは、①お試し期間は、同年9月から平成27年3月15日までであり、その間は、通塾又はインターネットによる遠隔授業の無償受講をすることができる、②お試し受講のために売買契約のほか、クレジット契約締結を要するが、お試し期間終了までは解約することができる、③お試し期間末日までに、高校入学後の受講を続けるか否か回答してほしいなどと述べた。

上記原告は、お試しとしての授業の無償受講に応じることとし、FとGの指示に従い、①平成26年7月31日付けでエフォートから「プロテック先生 高校版5教科」という名称の代金105万8400円の教材を購入する旨の売買契約書(甲48(5)－2)及び②同日付けで上記代金の立替払を被告Aに申し込む旨のクレジット契約申込書(甲48(5)－1)に署名捺印等をした。同クレジット契約申込書においては、クレジット代金131万7496円を平成27年3月から平成30年2月まで毎月27日口座引落しの36回払で完済することとされ、第1回分割支払金は3万9996円、第2回目以降分割支払金は3万6500円とされていた。Fは、書類上、商品名として上記名称を記載するが、実際の内容は高校の授業のお試しパックである旨を説明した。

FとGは、上記クレジット契約申込書及び上記売買契約書(甲48(5)－2)を、控えとして上記原告に交付した。加えて、FとGは、エフォートと上記原告間で交わされた同日付けの「お申込み(プロテック先生 高校版)」につき、「平成27年3月15日迄の期間は無条件での解約(中略)が可能です。」と記載された平成26年8月6日付けのエフォート作成の覚書(甲48(5)－4)を上記原告に渡した。

平成26年8月6日、被告Aから、原告47・48宅の固定電話に連絡があった。上記原告は、従前、FやGから受けていた指示に従い、エフォートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記載外の約束事項等はない旨を回答した(乙A48(5)－3)。同日、被告Aは、エフォートに対して立

替金105万8400円を支払った(乙A48(5)-4)。

上記原告は、平成27年3月15日の直前頃、エフォートに対し、高校入学後の受講継続の意向を伝えた。

FとGは、同月25日、原告47・48宅を訪ね、原告48に
5 対し、高校入学後の受講の対価について現金払とクレジット契約による分割払の各
支払額を比較した表(甲48(5)-5)を示しつつ、現金一括払であれば68万円の支
払で済む旨を伝えた。上記原告は、同日、現金68万円をFとGに手渡して支
払った(甲48(5)-6, 7)。

しかし、契約5に係るクレジット契約は解約されておらず、同月27日以降、上
10 記原告名義のクレジット代金支払口座からの引落としが始まった。上記原告が同引落
しの事実気付いてGに抗議したところ、エフォートから上記口座にクレジット
代金相当額が送金されるようになったが、同年11月分のクレジット代金3万65
00円については、上記原告自ら負担して被告Aに支払った。

(甲48(総)-2, 原告48, 弁論の全趣旨)

15 2 契約5に係る各契約書について

契約5に係る①原告48を申込者、被告Aを与信者とする平成26
年7月31日付け申込みのクレジット契約書(乙A48(5)-1)及び②同日付けの
上記原告とエフォートとの売買契約書(乙A48(5)-2)が、同年8月4日、何者
かによってファクシミリでコンビニエンスストアから被告Aに送信されたもの
20 と認められる(乙A48(5)-2, 5)。

上記原告は、上記各契約書の成立の真正を否認しているが、被告Aは、成立
の真正を立証していない。

契約5に係る各契約書(乙A48(5)-1, 2)がファクシミリで被告Aに送
信されたのは、FとGが原告47・48宅を訪ねて上記原告にクレジット
25 契約申込書(甲48(5)-1)及び売買契約書(甲48(5)-2)に署名捺印等をさせ
た同月6日より前である。また、契約5に係る各契約書の内容は、上記原告が署

名捺印等をしたクレジット契約申込書（甲４８(5)－１）及び売買契約書（甲４８(5)－２）の内容と；立替払の対象となる売買契約の商品名、商品の代金、クレジット代金、その支払方法等、主要内容において一致しているものの、上記原告の勤務先名称の表記や長女の通学先の校名の表記等、記入内容の細部に相違がある。したがって、上記クレジット契約書が上記クレジット契約申込書の記入内容が転写されたものではないこと、被告Ａにファクシミリで送信された売買契約書（乙Ａ４８(5)－２）と上記原告が署名捺印等をした売買契約書（甲４８(5)－２）が同一のものではないことは、明らかといえる。

これらの事実に加え、契約５に係る各契約書に押捺された印影は、原告４７・４
 ８から作成の契約書等に押捺された印影（甲４７(1)－２，甲４８(3)－１，(4)－
 ２，乙Ｂ４７(1)－１，２）と明らかに異なること、上記各契約書がエフォートの近
 辺にあるとみられるコンビニエンスストアからファクシミリで送信されていること
 （乙Ａ４８(5)－２，５）を併せ考えると、契約５に係る各契約書（乙Ａ４８(5)－
 １，２）は、エフォートが原告４８に無断で作成して平成２６年８月４日
 にファクシミリで被告Ａに送信したものと認められる。

3 契約5に係るクレジット契約について

上記 2 のとおりエフォートが原告 4 8 に無断で契約 5 に係る各契約書（乙 A 4 8 (5) - 1, 2）を作成して平成 2 6 年 8 月 4 日にファクシミリで被告 A に送信した行為は、エフォートがいわゆる署名代理の方式により上記原告の名において被告 A に対する契約の申込みという代理行為を代理権なく行ったものすなわち無権代理行為といえる。

しかし、上記原告は、同月6日、FとGの指示に従い、上記各契約書と主要な内容を同じくするクレジット契約申込書（甲48(5)-1）及び売買契約書（甲48(5)-2）に署名捺印等をした上で、被告Aによる電話意思確認に対し、エフオートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記載外の約束事項等はない旨を回答した（上記1）。これらの事実を鑑みると、上記原告は、同日、

エフォートによる上記無権代理行為を追認したものである。

以上によれば、契約5に係るクレジット契約は、同日、被告Aからのエフォートに対する立替金の支払（上記1）をもって成立したものと認められる。

4 割販法35条の3の10第1項本文等に基づく解除（クーリング・オフ）の可否

(1) 訪問販売

上記1及び3によれば、平成26年8月6日、原告47・48宅において、原告48は、エフォートとの間で、契約5に関し、①上記原告は、同年9月から平成27年3月15日までお試しとして無償で通塾又はインターネットによる遠隔授業の提供を受ける、②上記原告は、①のための手続として、被告Aとクレジット契約を締結し、その立替払の対象となる売買契約をエフォートと締結する、③上記原告は、平成27年3月15日までに長女の高校入学後すなわち同年4月以降の受講を続けるか否かを同社に伝え、継続しない場合には、お試しに当たり締結した売買契約及びクレジット契約を無条件で解約することができ、同クレジット契約に基づくクレジット代金を負担することはない旨を合意したもの（以下「原告48契約5合意」という。）と認められる。

原告48契約5合意によれば、契約5に係るクレジット契約は、特商法2条1項1号所定の訪問販売すなわち割販法35条の3の10第1項4号所定の訪問販売に係る契約について締結されたものといえることから、同項本文に基づく解除の可否を検討する。

(2) 法定書面の交付

ア 法定書面交付義務

上記(1)によれば、被告Aは、割販法35条の3の9第1項1号に基づき同項所定の法定書面を、また、同第3項1号に基づき同項所定の法定書面を、原告48に交付する義務を負う。

イ 被告Aが交付すべき法定書面

契約5に係る各契約書（乙A48(5)－1，2）のいずれにも商品である教材に係る売買契約が記載されており（上記1），他方，授業という役務提供に関することは全く記載されていない。

しかし，【原告1 契約4（授業）】の2(2)イ(イ)と同様の理由により，被告Aは，原告48契約5合意に即して授業の提供について記載した法定書面を交付する義務を負う。

ウ 法定書面交付の有無

FとGは，平成26年8月6日，原告48 が署名捺印等をしたクレジット契約申込書（甲48(5)－1）及び売買契約書（甲48(5)－2）を控えとして上記原告に交付した（上記1）。上記クレジット契約申込書の交付は，エフォートが被告Aと締結した加盟店契約上の義務に基づくものであること（甲共49の1「加盟店契約書」第5条(4)）に鑑みると，被告Aは，エフォートを介して上記クレジット契約申込書を割販法35条の3の9第1項所定の申込時書面として上記原告に交付したものともみることができる。

しかし，上記イのとおり，被告Aは，授業提供の合意内容が記載された同項所定の申込時書面の交付義務を負うところ，上記クレジット契約申込書には，授業提供について記載されておらず，上記申込時書面の記載要件である同法35条の3の9第2項1号・35条の3の8第1号所定の「役務の種類」の記載を欠く。

なお，FとGが上記原告に交付した案内文（甲48(5)－3）には，授業提供について記載されているが，【原告1 契約4（授業）】の2(2)ウと同様の理由により，上記案内文の記載による補完を認めるべきではない。他に，上記原告に対して割販法35条の3の9第1項・2項所定の要件を満たす申込時書面が交付されたと認めるに足りる証拠はない。

また，上記原告に対して同法35条の3の9第3項・4項所定の要件を満たす契約時書面が交付されたことも，認めるに足りない。

(3) 解除の可否

上記(2)によれば、原告48は、割販法35条の3の9所定の法定書面を受領しておらず、記号Bの不備があり、同法35条の3の10第1項ただし書所定のクーリング・オフの行使可能期間はいまだ進行していないことから、同項本文に基づき、契約5に係るクレジット契約を解除することができる。

5 被告Aに対する共同不法行為責任の成否

(1) 契約5に係る各契約書作成及び電話意思確認回答

ア 契約書作成

エフォートは、原告48に無断で契約5に係るクレジット契約書(乙A48(5)-1)及び売買契約書(乙A48(5)-2)を作成して平成26年8月4日にファクシミリでコンビニエンスストアから被告Aに送信し、被告Aに対するクレジット契約の申込みに係る無権代理行為に及んだが、上記原告は、同月6日、上記無権代理行為を追認しており(上記1~3)、実質において上記各契約書を自ら作成したに等しいものといえることができる。

上記各契約書には、上記原告とエフォートとの間の通常の売買契約が記載されているところ、同日、上記両名間に成立した原告48契約5合意によれば、両名間の売買契約は、有償契約の実体を伴わないものであり、上記クレジット契約及び売買契約の無条件解約という記載外の約束が存在した。

したがって、上記各契約書の記載内容は、原告48契約5合意と異なる。

イ 電話意思確認回答

原告48は、平成26年8月6日、被告Aによる電話意思確認に対し、従前、FやGから受けていた指示に従い、エフォートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記載外の約束事項等はない旨を回答した(上記1)。同回答内容も、原告48契約5合意とは異なる内容である。

ウ 小括

上記ア及びイによれば、原告48は、契約5につき、エフォートと共同で、①原告48契約5合意と異なる内容のクレジット契約書及び売買契約書を作成

して被告 A に送る行為、②被告 A による電話意思確認に対して原告 4 8 契約 5 合意と異なる内容の回答をする行為に及んで、実際には、上記原告とエフォートとの間の売買契約は有償契約の実体を伴わないものであり、上記クレジット契約及び売買契約の無条件解約という記載外の約束が存在していたにもかかわらず、被告 A に対し、上記原告は、上記各契約書記載のとりの売買契約をエフォートとの間で締結しており、被告 A において上記売買契約に係る売買代金を立替払すれば、自らの負担で上記立替払に係るクレジット代金を支払う意思があり、また、上記記載外の約束は存在しないかのように装い、被告 A に対してクレジット契約を申し込んだものといえることができる。

10 (2) 権利侵害の有無

原告 4 8 契約 5 合意によれば、契約 5 に係る売買契約は、有償契約の実体を伴わないものである。また、原告 4 8 と被告 A とのクレジット契約は、被告 A の承諾がない限り解約することはできず、したがって、上記原告とエフォートとの間における契約 5 に係るクレジット契約及び売買契約の無条件解約の合意のうち、クレジット契約に関する部分は実質において効力を有しない。しかし、被告 A は、無条件で上記売買契約が解約されれば、上記原告から同解約の事実を対抗されてクレジット代金支払を拒絶され、また、対抗されなくとも、上記クレジット契約の解約によりクレジット代金支払債務が消滅したものと誤認した上記原告からクレジット代金支払につき強く抵抗されるなどしてクレジット代金の回収に支障を来し、回収不能等の実質的な損害が生ずる可能性がある。

被告 A は、上記のとおり、契約 5 に係るクレジット契約が立替払の対象とする上記原告とエフォートとの売買契約が有償契約の実体を伴わないものであること、クレジット代金の回収不能等の実質的な損害が生ずる可能性のある無条件解約の約束が存在することを認識していれば、上記クレジット契約の申込みを承諾しなかったものと考えられる。

したがって、被告 A は、上記(1)のエフォートと上記原告との共同行為によっ

て、①上記原告は、契約5に係る各契約書（乙A48(5)－1，2）記載のとおり
の売買契約をエフオートとの間で締結しており、上記クレジット契約については、ク
レジット代金支払請求につき法定の障害事由又はクレジット契約申込書記載の障害
事由がない限り、上記原告に対してクレジット代金支払を問題なく請求し得るもの
と誤認して、その結果、②上記クレジット契約の申込みを承諾してクレジット契約
書記載の売買代金を立替払し、クレジット代金未払分相当の損害を被ったものとい
うことができる。

(3) 不法行為責任の成否

ア クレジット契約の効力

契約5に係るクレジット契約については、上記4のとおり、割販法35条の3の
10第1項本文に基づく解除が認められる（クーリング・オフ）。第1事件原告ら
は、第1事件被告らに対し、平成28年9月23日送達第1事件訴状をもって、
第1事件原告らと第1事件被告らとの間のクレジット契約につき、同法35条の3
の10第1項本文等所定のクーリング・オフに基づく解除の意思表示をした（上記
第2章第2の3）。同解除の効力は、第1事件訴状の発信時に生ずることから（同条
第2項）、遅くとも同日までには契約5に係るクレジット契約は遡及的に無効とな
る。

イ 売買契約の効力

第1事件原告らは、平成28年6月7日到達第1事件通知（甲共10－1，2）をもっ
て、エフオートの破産管財人に対し、第1事件原告らと同社との間の契約につき、
クーリング・オフに基づく解除の意思表示等をした（上記第2章第2の3）。

上記1の事実関係によれば、契約5に係る売買契約については、上記4と同様の
理由により（交付書面につき、特商法5条1項・4条1号所定の「役務の種類」の
記載を欠き、記号Bの不備あり）、特商法9条1項本文に基づく解除が認められる
（クーリング・オフ）。同解除の効力は、上記通知の発信時に生ずることから（同条
第2項）、遅くとも同日までには契約5に係る売買契約は遡及的に無効となる。

ウ 不法行為責任の成否

上記イによれば、契約5に係る売買契約は、契約5に係るクレジット契約についてのクーリング・オフに基づく解除の意思表示の書面である第1事件訴状が発信された時点においては、既に無効となっていたものといえるが、この場合も、割販法35条の3の10第3項、第6項ないし第9項の清算規定及び購入者等を無条件で契約関係から解放するというクーリング・オフの趣旨が当てはまり、購入者等は不法行為責任を負わないことから（【原告12 契約4（モニター）】6(3)ア(ウ)、(エ)）、原告48 は不法行為責任を負わない。

6 契約5に関する請求について

契約5に係るクレジット契約は、割販法35条の3の10第1項本文に基づいて解除された（上記第2章第2の3）。よって、原告48 の契約5に係るクレジット代金支払債務は存在せず、他方、被告A は、上記原告から上記クレジット契約に基づいて既に支払われた3万6500円（上記1）につき、不当利得として返還する義務を負う。また、被告A の上記原告に対する不法行為に基づく損害賠償請求は認められない（上記5）。

【原告48 契約6（無断契約）】被告B とのクレジット契約

1 クレジット契約の成否

(1) 認定事実

ア 契約書の存在

契約6については、原告48 を申込者、被告B を与信者とする平成27年1月17日付け申込みのクレジット契約書（乙B48(6)-1）及び同日付けの上記原告とエフオートとの売買契約書（乙B48(6)-2）が存在し、いずれも何者かによって遅くとも後記イの電話意思確認が行われた同月20日午後5時46分頃までに被告B に届けられたものと推認される。

上記売買契約書には、原告48 が当時中学3年生であった長女の学習用にエフオートから「スタディーナビ 高校版5教科」という名称の代金73万44

00円の教材を購入する旨が、上記クレジット契約書には、上記原告が上記代金の立替払を被告Bに申し込むこと、クレジット代金9万1千4181円を、平成27年7月から平成30年6月まで毎月27日口座引落しの36回払で完済することとし、第1回目分割払金は2万8681円、第2回目以降分割払金は2万5300円とすることが記載されている。

契約6に係る各契約書(乙B48(6)-1, 2)の印影は、原告47・48らが作成した契約関係書類の印影(甲47(1)-2, 甲48(3)-1, (4)-2, 乙B47(1)-1, 2)とは異なる。

イ 電話意思確認及び立替金支払

契約6に係るクレジット契約書(乙B48(6)-1)には、「契約確認指定日時」欄に、「日付」として平成27年1月20日、「連絡先」として自宅、時間として「PM7時30分～8時00分」が記載された後、同記載が二重線で抹消され、「17:45」と記載されている。

被告Bにおいて、同日午後5時46分頃、原告47・48宅に電話をかけて電話意思確認を行った旨の録音反訳書(乙B48(6)-4)が存在する。その概要は、以下のとおりである。

被告Bの担当者は、「今回、お客様が、お申し込み年月日2015年1月17日、株式会社エフォートカンパニー様よりお申し込みいただきました商品となっております。」「商品名のほうが、スタディーナビ高校版5教科、数量が1点で、金額のほうが73万4400円となっておりますが、お間違いないでしょうか。」「商品の引き渡し時期なんですけれども、2015年の1月23日ごろと記載がありますが、こちらのほうもお間違いないでしょうか。」「それでは、本日2015年1月20日を、クレジットのご契約日とさせていただきます。」「当社のほうで立て替えさせていただきますので、よろしく願いいたします。」「今回、お客様、36回の分割払いをご希望されておりますので、分割手数料17万9781円を含めました分割支払金合計のほうが、91万4181円となります。」「お支払い期間のほう

が、2015年の7月から2018年の6月まで、毎月27日に、お客様のご指定
いただきました 銀行様より自動引き落としとなりますので、恐れ入りますが、
前日までにご用意のほうお願いいたします。」「分割払いの金額なんですけれども、
初回のお支払い金額のほうは、2万8681円で、2万5300円の掛ける35回
5 となります。」と、契約6に係るクレジット契約書記載の内容を具体的に述べ、応答
者は、いずれにも「はい。」などと述べ、上記内容を肯定している。さらに、被告A

の担当者は、「以上、ご契約内容についてお間違いないでしょうか。」と尋ね、
上記応答者は、「はい、大丈夫です。」と回答した。上記応答者が、被告B の担
当者の説明に対し、疑問を差し挟んだり、異論を述べたことはない。

10 平成27年1月20日、被告B は、上記電話意思確認の後、エフォートに対
して立替金73万4400円を支払った(乙B48(6)-5)。

ウ 契約5に係る授業の継続受講

【原告48 契約5 (お試し)】の1のとおり、原告48 は、
FとG から、平成26年8月に当時中学3年生であった長女について勧められた
15 「高校版継続 お試しキャンペーンのご案内」(甲48(5)-3)につき、お試しとし
て無償で授業の提供を受けていた期間中である平成27年3月15日の直前頃、エ
フォートに対し、長女の高校入学後も受講を継続する意向を伝え、同月25日、
FとG から、高校入学後の受講の対価について現金一括払であれば68万円であ
る旨の説明を聞き、即日、両名に現金68万円を手渡して支払った。長女は、同年
20 4月の高校入学後、エフォートが破綻する同年11月まで通塾又はインターネット
による遠隔授業を受講していた(甲48(総)-2)。

エ 平成27年3月以降の状況

原告48 は、平成27年3月16日、被告B から、契約6に係るク
レジット契約書(乙B48(6)-1)においてクレジット代金支払口座に指定してい
25 た口座につき、印鑑相違のためにクレジット代金の引落としができない旨の電話連絡
を受け、被告 から送付された用紙に上記口座の届出印を押捺して被告

に返送した。原告47・48らは、それまでにエフォートと複数回にわたる取引があり、クレジット代金は実質的にエフォートが負担するという前提でクレジット契約を締結していたので、原告48は、個々のクレジット契約について明確に意識しておらず、上記印鑑相違がいずれのクレジット契約に関するものなのか把握していなかった（甲48（総）-2、乙B48(6)-6、原告48）。

また、上記原告は、同年8月頃、自身の預金通帳を確認していたところ、「B 2エイ」による引落しが記帳されていることに気付き、引落とし先の名称に心当たりがなかったのでGに電話をかけて問い合わせた。同人は、確認してみる旨を述べたものの、その後、確認した結果を上記原告に伝えることはなかった。上記のとおり、上記原告は、個々のクレジット契約について明確に意識していなかった

ので、上記引落としにつき、更にGに問い合わせることはしなかった（甲48（総）-2、原告48）。

原告47・48らは、同年11月末頃、エフォートとの連絡が取れなくなり、間もなく同社が破綻したことを知った。原告48は、同年12月7日、被告Bに電話連絡し、口座からの引落しの停止を求めた。その際、応答した被告Bの従業員は、「スタディーナビ」という商品について上記原告が記載した契約書がある旨を述べ、内容を読み上げた。【原告47 契約1（お試し）】の1のとおり、原告47・48らは、FとGから、平成25年8月に当時中学2年生であった長女について勧められた「受験（授業）コース お試しキャンペーンのご案内」（甲47(1)-3）につき、お試しとして無償で授業の提供を受けていた期間中である同年10月末頃、エフォートに対し、同年11月以降も受講を継続する意向を伝え、同月23日、FとGから、同月以降の受講の対価について現金払であれば42万円である旨の説明を聞き、改めて原告48（名義で同日付けのエフォートから「スタディーナビ 中学5教科」という教材を購入する旨の売買契約書（甲48(3)-1）を作成し、同月25日、現金42万円を同社に振込送金して支払った。

原告48 は、上記の被告 B の担当者が読み上げた契約書は、上記の
売買契約書に関するものと考えた。上記原告は、被告 B の担当者に対し、抗弁
書を提出する旨を告げ、被告 B に対し、平成27年12月10日付けで、契約
6に係るクレジット契約について契約した覚えがない旨などを記載した「支払停止
5 のお申出の内容に関する書面」(甲48(6)-3)を提出した。なお、上記原告は、同
年11月分のクレジット代金2万5300円を自ら負担して被告 B に支払った
(甲48(総)-2, 乙B48(6)-5, 原告48)。

(2) 検討

ア 契約6に係る各契約書について

10 原告48 は、契約6に係る各契約書(乙B48(6)-1, 2)の成立の真
正を否認しているが、被告 B は成立の真正を立証していない。

上記各契約書は、遅くとも被告 B による電話意思確認が行われた平成27年
1月20日午後5時46分頃までに何者かによって被告 B に届けられたものと
推認されるところ(上記(1)ア)、証拠上、同日に近接した時期において、原告47・
15 48 らが新規の契約締結に関して F や G を含むエフォート関係者と接触し
たことはうかがわれない。

また、上記各契約書の内容は、原告48 が当時中学3年生であった長女
の学習用にエフォートから「スタディーナビ 高校版5教科」という名称の代金7
3万4000円の教材を購入し、その代金の立替払を被告 A に申し込むという
20 ものである(上記(1)ア)。しかし、原告48 は、F と G から、平成26
年8月に当時中学3年生であった長女について勧められた「高校版継続 お試しキ
ャンペーンのご案内」につき、お試しとして無償で授業の提供を受けていた期間中
である平成27年3月15日の直前に、エフォートに対し、長女の高校入学後も受
講を継続する意向を伝え、同月25日、対価とされた68万円全額を支払った(上
25 記(1)ウ)。原告48 において、平成27年1月に契約6に係る各契約を締結
してエフォートから教材又は授業の提供を受けることになっていたのであれば、そ

の約2か月後の同年3月15日直前に高校入学後の授業の継続受講の意向をエフォートに伝えて同月25日に対価68万円を支払うことは、考え難い。

①エフォートは、原告47・48ら以外の多数の顧客につき、無断で当該顧客名義の売買契約書及び当該顧客を申込者とするクレジット契約書を作成した上、
5 それらの契約書を信販会社に送るという行為に度々及んだこと（【原告12
契約4（モニター）】、【原告62 契約4（お試し）】等）、②契約6に係る
各契約書の印影は、原告47・48らが作成した契約関係書類に押捺された印
影とは異なること（上記(1)ア）、③エフォートは、平成27年1月以前において複数
10 回にわたり原告47・48らとの取引実績があり、原告47・48らの家
族構成、収入、クレジット代金支払口座等の売買契約書及びクレジット契約書に記
載を要する事項についてはおおむね把握していたものと推認することができ、これ
らの契約書を原告47・48らの関与なしに作成することは可能であったとい
えることを併せ考えると、契約6に係る各契約書は、エフォートが原告48
に無断で作成して被告Bに届けたものと推認することができる。

15 他方、後記イのとおり、原告48は、平成27年1月20日の被告B
による電話意思確認に自ら応答してエフォートとの契約内容はクレジット契約申
込書記載のとおりであるなどと回答したものと認められる。

この点に関し、証拠上、上記原告が、上記電話意思確認までに契約6に係る各契
約書の存在自体認識していたことは認めるに足りない。上記原告は、従前のエフォ
20 ートとの複数回にわたる取引において、Gから、信販会社による電話意思確認に
対しては「はい」と答えるよう指示され、それに従っていた（甲48（総）-2、
原告48）。これらの点に鑑みると、上記原告は、平成27年1月20日の
契約6に係るクレジット契約書に関する被告Bによる電話意思確認に対し、被
告Bの担当者からの質問内容を吟味することもなく、従前Gから受けていた
25 上記指示に従って回答したものと推認することができる。したがって、上記電話意
思確認に対する上記原告の回答をもって、上記原告が契約6に係るクレジット契約

書の存在及び内容を把握した上で上記電話意思確認に臨んでいたとまで認めることはできず、上記原告の回答は、エフォートが契約6に係る各契約書を上記原告に無断で作成して被告Bに届けたという上記推認を妨げるものとまではいえない。

イ 電話意思確認について

5 (ア) 電話意思確認に対応した者

上記(1)イの被告Bの録音反訳書の記載によれば、平成27年1月20日午後5時46分頃、被告Bから原告47・48宅の固定電話に連絡し、応答した者に対して契約6に係るクレジット契約書に関する電話意思確認が行われたものと認められる。

10 同日は火曜日であるところ、原告48は、当時、月曜日及び金曜日に保育士として勤務しており、その他の曜日についてはパートタイムで働いていたが、火曜日の午後5時46分頃であれば在宅していた可能性はある旨を述べている（原告48）。

また、上記録音反訳書の内容自体に殊更不自然、不合理な点は見受けられない。

15 被告Bによる電話意思確認の内容の録音は、クレジット契約の申込みを受けた後、割販法35条の3の5第1項、同法施行規則76条10項所定の調査として行う電話意思確認の結果についての、同法35条の3の5第2項、同法施行規則78条所定の記録の作成として行われるものであり、日常の与信審査業務の一環として組み込まれているものである。被告Bにおいて、原告48名義の契約

20 6に係るクレジット契約書（乙B48(6)－1）に係る電話意思確認について、第三者に上記原告を装わせて被告Bの担当者とやり取りをさせ、その結果を録音するという行為に及ぶことは想定し難い。

以上によれば、上記原告自らが被告Bによる上記電話意思確認に対応したものと認められる。

25 (イ) 電話意思確認の内容

原告48は、上記アのとおり、平成27年1月20日の電話意思確認が

行われた当時、契約6に係る各契約書の存在自体認識しておらず、従前 4 から受けていた指示に従って、被告 8 の担当者からの質問内容を吟味することもなく、回答したものともみることができる。

しかし、被告 8 の担当者は、契約6に係るクレジット契約書（乙B48(6)-1）記載の申込み年月日、立替払の対象となる商品の名称、数量、価格、商品の引渡時期、クレジット代金の総額、分割払であること、分割払の支払期間、各回のクレジット代金支払額、口座からのクレジット代金引落しの期日につき、記載内容を逐一読み上げて確認を求め、「当社の方で立て替えさせていただきます。」と明言している。そして、上記原告は、上記担当者から確認を求められるたびに「はい。」などと応答して確認内容を肯定した上、「以上、ご契約内容についてお間違いないでしょうか。」という上記担当者の質問に対し、「はい、大丈夫です。」と回答した。上記原告が、被告 8 の担当者の説明に対し、疑問を差し挟んだり、異論を唱えたことはない（上記(1)イ）。

上記アのとおりエフォートが上記原告に無断で契約6に係る各契約書（乙B48(6)-1, 2）を作成して平成27年1月20日の上記電話意思確認の前までに被告 8 に届けた行為は、エフォートがいわゆる署名代理の方式により上記原告の名において被告 8 に対する契約の申込みという代理行為を代理権なく行ったものすなわち無権代理行為といえるが、上記電話意思確認の内容に鑑みれば、原告48は、同電話意思確認の応答をもって、上記無権代理行為を追認したものと
いわざるを得ない。

(3) 小括

上記(1)及び(2)によれば、原告48 と被告 8 との間において、平成27年1月20日、契約6に係るクレジット契約書（乙B48(6)-1）のとおり
のクレジット契約が成立したものと認められる。

2 割販法35条の3の10第1項本文等に基づく解除（クーリング・オフ）の可否

割販法に基づくクーリング・オフが可能なのは、販売業者等による不当な勧誘が行われやすいとされる①訪問販売、②電話勧誘販売、③特定連鎖販売個人契約、④特定継続的役務提供等契約、⑤業務提供誘引販売個人契約に限られる（同法35条の3の10、35条の3の11）ところ、契約6に係るクレジット契約については、後記4のとおり、証拠上、その立替払の対象とされる売買契約自体の存在が認められない。

したがって、同法35条の3の10第1項本文等に基づいて上記クレジット契約を解除することはできない。

3 被告 B に対する共同不法行為責任の成否

(1) クレジット契約申込みについて

エフォートは、原告48 無断で契約6に係る各契約書（乙B48(6)ー1, 2）を作成して平成27年1月20日の電話意思確認の前までに被告 B に届けており、これは、署名代理の方式により上記原告の名において被告 B に対する契約の申込みという代理行為を代理権なく行ったものすなわち無権代理行為といえるが、上記原告は、同日、上記無権代理行為を追認した（上記1(2)イ）。

しかし、後記4のとおり上記各契約書に記載された売買契約の存在は認められない。

したがって、上記原告は、エフォートと共同で、被告 B に対し、架空の売買契約を実在するかのように装って、同売買契約の代金の立替払を申し込むという行為に及んだものといえることができる。

そして、被告 B は、上記の共同行為により、契約6に係る各契約書記載の売買契約が実在するものと誤認し、その結果、契約6に係るクレジット契約の申込みを承諾してクレジット契約書記載の売買代金を立替払し、クレジット代金未払分相当の損害を被ったものといえる。

(2) 不法行為責任の成否

原告48 において、平成27年1月20日の被告 B による電話意思

確認の際、被告 B の担当者から契約 6 に係るクレジット契約書（乙 B 4 8 (6)－1）の記載内容を逐一読み上げられて確認を求められ、当時、上記クレジット契約書の存在自体を認識していなかったにもかかわらず、疑問を呈することも異論を唱えることもなく、肯定の回答をしたことは、不用意であったといわざるを得ない。

5 しかし、そもそも契約 6 に係る一連の事実経過は、エフォートが上記原告に無断で契約 6 に係るクレジット契約書及び売買契約書を作成して被告 B に届けたことに端を発する。上記第 2 の 1 のとおりエフォートが平成 2 4 年頃から平成 2 7 年頃にかけて経済的窮状にあったことに鑑みると、同社は、資金繰りに窮したために、当面の破綻を回避する目的で、上記原告名義のクレジット契約締結により立替
10 金を取得することを企てて、上記原告が従前のエフォートとの取引に関する信販会社による電話意思確認において G から指示されたとおりに肯定的な回答に終始していたことから、上記原告は、上記クレジット契約締結時の電話意思確認に際しても同様の対応をするものと見込み、上記各契約書が無断で作成して被告 B に届けるという行為に及んで上記原告の名を冒用して被告 B に対するクレジット契
15 約の申込みを行ったものとみることができる。上記原告は、このようなエフォートによる立替金不正取得の意図を知らずに同社に利用されて上記回答をしたものと認められ、その結果、自身を一方当事者とする架空の売買契約を立替払の対象とするクレジット契約に基づくクレジット代金支払債務の履行を求められる立場に置かれており、上記立替金不正取得の被害者といつてよい。

20 他方、上記第 2 の 1、3 及び 4 によれば、①エフォートの財務状況は、平成 2 4 年から平成 2 5 年頃、既にかなり悪化しており、資金に窮して違法販売行為等に及ぶ危険性を内包するものであった上、年を追って悪化していったこと、②エフォートにおいては、コンプライアンス体制及び苦情処理体制とも営業部門と独立した担当部署が設けられていなかったことが認められる。被告 B は、違法犯罪行為等
25 の発生の構造的な危険性が高い個別信用購入あっせんにおけるあっせん業者として、購入者等の保護を図るために割販法によって加盟店調査義務を課せられていた

のであるから（上記第1の1，3），エフォートの上記の状況を的確に把握して違法
犯罪行為等が発生しないよう同店を指導する，指導が奏功しない場合は加盟店契約
の一時停止，解約等の措置を取るべきであったが，そのような措置を取ったことは
うかがわれない。この点に鑑みると，エフォートの経済的窮状が主因となった上記
5 の立替金不正取得による損害を，割販法により保護されている購入者等である原告
48 に一方的に負担させるのは相当とはいえない。

加えて，被告Bがエフォートから届けられた契約6に係るクレジット契約書
（乙B48(6)-1）においては立替払の対象となる売買契約につき，「特定契約（訪
問販売，電話勧誘販売）」とされている。この点に鑑みると，被告Bは，割販法
10 35条の3の5に基づき個別のクレジット契約締結に当たり課される適正与信調査
義務に基づき，販売契約等の実態を調査して把握する責任を負い，契約6に係る売
買契約が架空のものであることを突き止めるべきであったといえる。

以上に鑑みると，原告48につき，不法行為責任は認められない。

4 割販法35の3の19に基づく抗弁について

15 本件全証拠及び弁論の全趣旨によっても，原告48とエフォートとの間
において，契約6に係る各契約書記載の売買契約の存在は認められない。

なお，被告Bの顧客用管理ファイル（乙B48(6)-5）には，①平成27年
2月23日に，「不備届く」，「3/6まで再提」，「引落予定 7月～（スキップ）」と
の記載，②同年3月16日に，上記原告が携帯電話で「用紙みつけた」，「早急に出
20 します」と述べた旨の記載，③同年3月23日に，「再提着 引落7月～（スキッ
プ）」との記載，④同年12月7日に上記原告との電話につき，「夫の分は契約した
おぼえがあるけど 孝分は知らない。一つ一つ説明したら思出し認める。抗弁書
出すが払う方向で話します」との記載がある。しかし，上記1(1)エのとおり，上記
原告は，個々のクレジット契約について明確に意識していなかったことに鑑みれ
25 ば，これらの記載をもっても，上記原告とエフォートとの売買契約の存在を認める
ことはできない。

5 契約6に関する請求について

契約6に係るクレジット契約の成立は認められるが（上記1），売買契約の存在は認められず（上記4），原告48は，割販法35条の3の19に基づき，被告Bに対し，上記売買契約の不存在を対抗することができる。他方，上記原告は，上記クレジット契約に基づいて既に被告Bに支払ったクレジット代金2万5300円（上記1(1)エ）の返還を求めることはできない。また，被告Bの上記原告に対する不法行為に基づく損害賠償請求は認められない（上記3）。

【原告47 契約7（モニター）】被告Aとのクレジット契約

1 契約7に関する事実経過

9は，平成27年5月中旬頃，原告48に電話連絡し，当時高校1年生であった長女の大学入試対策のタブレットの教材を紹介して同教材のモニター使用を依頼した上，同モニター使用に必要な手続としてクレジット契約申込みを求めた。上記原告は，平成26年2月にも，FとGから教材のモニター使用を依頼されたことがあり，そのときは，モニター使用のためにクレジット契約締結を要するが費用はエフォートが負担するとの説明を受けて被告Aとクレジット契約を締結し，クレジット代金支払口座にエフォートからクレジット代金相当額の送金を受けていた（甲48(4)－1～3，乙A48(4)－1～6）。上記原告は，今回のモニター使用についても同様にエフォートが実質的にクレジット代金を負担するものと考えた。

上記原告は，上記電話において，モニター使用及びクレジット契約申込みのいずれにも応じる旨を述べた。Gは，上記原告に対し，契約書は同社の方で作成してある旨を告げ，FとGが平成27年5月21日に原告47・48宅を訪ねることになった。原告48は，Gから上記の電話があったことにつき，原告47に伝えた。

FとGは，平成27年5月21日，原告47・48宅を訪ねた。原告47は不在であり，原告48が応対した。FとGは，原告4

8 に対し、既に記入済みの原告47 を申込者とする被告A
に対するクレジット契約申込書（甲47(7)-1）を原告48 に渡した。同
クレジット契約申込書の内容は、原告47 が同月16日付けでエフォー
トから購入した「プロテック先生 中学版5教科」という名称の教材の代金105万
5 8400円につき同日付けで立替払を被告A に申し込むというもので、クレジ
ット代金114万4765円を同年11月から平成28年10月まで毎月27日口
座引落しの12回払で完済する旨が記載されている。

8 FとGは、原告48 に対し、平成27年5月21日付けのエフォー
ト作成の覚書（甲47(7)-2）を渡した。同覚書には、エフォートと原告47
10 間で交わされた同月16日付けの「お申込み（プロテック中学版）」につき、
「本契約のお支払に関しまして 様のお支払義務は一切ありません。」「お
届けの商品はハイパーチュートリアル3教科です」と記載されている。Gは、商
品名につき、手続上、上記クレジット契約申込書には「プロテック先生 中学版5教
科」と記載したが、実際に届ける商品は「ハイパーチュートリアル3教科」である
15 旨を説明した。

Fは、原告48 に対し、間もなく被告A から原告47
宛てに電話がかかってくるが、自分が上記原告に代わって対応するから大丈夫であ
る旨を述べた。平成27年5月21日午後6時31分頃、被告A から、原告4
7・48 宅の固定電話に連絡があった。Fは、原告47 になりす
20 まして上記連絡に対応し、「はい」、「はい」とのみ述べて、エフォートとの契約内容
はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記載外の約束事項等はない旨を回答
した（乙A47(7)-3）。同日、被告A は、エフォートに対し、立替金105万
8400円を支払った（乙A47(7)-4）。原告47 は、原告48
の上記一連の対応を事後承認した。

25 エフォートから、契約7についての教材は届かなかった。

（甲47（総）-1，甲48（総）-2，原告48 ，弁論の全趣旨）

2 契約7に係る各契約書について

契約7に係る①原告47 を申込者、被告A を与信者とする平成27年5月16日付け申込みのクレジット契約書(乙A47(7)-1)及び②同日付けの上記原告とエフォートとの売買契約書(乙A47(7)-2)が、同月19日、何者かによってファクシミリでコンビニエンスストアから被告A に送信されたものと認められる(乙A47(7)-2, 5)。上記クレジット契約書は、同月21日にFとGが原告48 に交付したクレジット契約申込書(甲47(7)-1)の記入内容が転写されたものと認めることができる。上記1にも鑑みると、契約7に係る各契約書(乙A47(7)-1, 2)は、エフォートが作成、送信したものと認められる。

原告47 は、契約7に係る各契約書の成立の真正を否認しており、証拠上、エフォートが上記各契約書の作成に当たり、あらかじめ上記原告の承諾を得たことは認められない。

したがって、エフォートは、上記原告に無断で契約7に係る各契約書(乙A47(7)-1, 2)を作成して平成27年5月19日にファクシミリで被告A に送信したものと認められる。

3 契約7に係るクレジット契約について

上記2のとおりエフォートが原告47 に無断で契約7に係る各契約書(乙A47(7)-1, 2)を作成して平成27年5月19日にファクシミリで被告A に送信した行為は、エフォートがいわゆる署名代理の方式により上記原告の名において被告A に対するクレジット契約の申込みという代理行為を代理権なく行ったものすなわち無権代理行為といえる。

しかし、原告48 は、同月21日、FとGから、契約7に係るクレジット契約書(乙A47(7)-1)と同一の内容が記載された原告47 名のクレジット契約申込書(甲47(7)-1)を交付されており、証拠上、その際に、エフォートがあらかじめ原告47 の承諾を得ることなく上記クレジ

ット契約申込書を作成したこと及びその内容について、特段、異議を述べたことは認められない。そして、原告48は、同日、Fが原告47に代わって被告Aによる電話意思確認に対応することを了承してFに対応を任せ、同人は、原告47になりすまして、エフォートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記載外の約束事項等はない旨を回答した(上記1)。これらの事実に鑑みると、原告48は、原告47の代理人として、同日、エフォートによる上記無権代理行為を追認したものということができる。

以上によれば、契約7に係るクレジット契約は、同日、被告Aからのエフォートに対する立替金の支払(上記1)をもって成立したものと認められる。

4 割販法35条の3の10第1項本文等に基づく解除(クーリング・オフ)の可否

(1) 訪問販売

上記1及び3によれば、平成27年5月21日、原告47・48宅において、原告48は、原告47の代理人として、エフォートとの間で、契約7に関し、①原告47は、モニターとして教材を無償で使用する、②同原告は、①のための手続として、被告Aとクレジット契約を締結し、その立替払の対象となる売買契約をエフォートと締結する、③上記クレジット契約のクレジット代金については実質的にエフォートが全額負担し、上記原告に一切負担させない旨を合意したもの(以下「原告47契約7合意」という。)と認められる。

原告47契約7合意によれば、契約7に係るクレジット契約は、特商法2条1項1号所定の訪問販売すなわち割販法35条の3の10第1項4号所定の訪問販売に係る契約について締結されたものといえることから、同項本文に基づく解除の可否を検討する。

(2) 法定書面の交付

ア 法定書面交付義務

上記(1)によれば、被告 A は、割販法 35 条の 3 の 9 第 1 項 1 号に基づき同項
所定の法定書面を、また、同第 3 項 1 号に基づき同項所定の法定書面を、原告 47
に交付する義務を負う。そして、いずれの法定書面においても、クレジ
ット契約の申込みないし締結の年月日及び立替払の対象となる商品の種類の記載を
要する（申込みないし締結の年月日につき、同法 35 条の 3 の 9 第 2 項 4 号、同法
5 施行規則 81 条 2 号、同法 35 条の 3 の 9 第 4 項 4 号、同法施行規則 83 条 2 号、
商品の種類につき、同法 35 条の 3 の 9 第 2 項 1 号、35 条の 3 の 8 第 1 号、35
条の 3 の 9 第 2 項 4 号、同法施行規則 81 条 3 号、同法 35 条の 3 の 9 第 4 項 4 号、
同法施行規則 83 条 3 号）。

10 イ 法定書面交付の有無

F と G は、平成 27 年 5 月 21 日、原告 47 の代理人としての原告
48 に対し、契約 7 に係るクレジット契約申込書（甲 47(7)-1）を交
付した（上記 1）。同交付は、エフォートが被告 A と締結した加盟店契約上の義
務に基づくものであること（甲共 49 の 1「加盟店契約書」第 5 条(4)）に鑑みる
15 と、被告 A は、エフォートを介して上記クレジット契約申込書を割販法 35 条
の 3 の 9 第 1 項所定の申込時書面として原告 47 の代理人としての原告
48 に交付したものといえる。

しかし、上記クレジット契約申込書の「申込年月日」欄には「2015 年 5 月 1
6 日」との記載があるところ、エフォートが上記クレジット契約申込書の記入内容
20 が転写された契約 7 に係るクレジット契約書（乙 A 47(7)-1）を原告 47

に無断で作成してファクシミリで被告 A に送信し、被告 A に対するク
レジット契約申込みに係る無権代理行為に及んだのは、同月 19 日であり、原告 4
8 が原告 47 の代理人として上記無権代理行為を追認したのは
は、同月 21 日である（上記 1～3）。したがって、契約 7 に係るクレジット契約申
25 込日が同月 16 日ではないことは明らかであり、上記記載は誤りといえる。

また、上記クレジット契約申込書の「役務（権利）名・商品名・商標・製造者

名・種類・型式等」欄には「プロテック先生 中学版5教科」と記載されているところ、Gは、原告48 に対し、実際に届ける商品は覚書（甲47(7)-2）記載の「ハイパーチュートリアル3教科」である旨を述べたのであるから（上記1）、上記記載も誤っている。

5 上記法定書面交付義務の趣旨は、購入者等に当該クレジット契約につき熟慮する機会を与えることによってクーリング・オフ権の行使を実質的に保障するために、購入者等が改めて当該クレジット契約の内容を慎重に吟味・検討することができるよう当該契約についての正確な情報を分かりやすい体裁で提供することにある（上記第1の4）。同趣旨に鑑みると、クレジット契約申込みの年月日は、クレジット契
10 約を特定する一要素として購入者等がクレジット契約を正確に把握するために重要な意義を有するものといえる。また、クーリング・オフの行使可能期間の起算日となる購入者等の法定書面受領日が正確に分からない場合、クレジット契約申込みの年月日は、少なくとも同日以降が上記法定書面受領日であることを示す限りにおいて、上記行使可能期間を決める重要な手がかりとなり得るものである。これらの点
15 に鑑みると、上記法定書面に記載を要するクレジット契約申込みの年月日については、正確な記載が強く求められるといえ、誤った記載がされている上記法定書面は、記載要件を欠くものというべきである。

また、立替払の対象となる商品名は、クレジット契約の特定に重要不可欠な要素であるから、少なくとも当該商品との同一性が認められない記載がされた上記法定
20 書面は、記載要件を欠くことが明らかである。原告48 には交付された上記クレジット契約申込書記載の「プロテック先生 中学版5教科」は、Gが実際に届ける旨を述べた「ハイパーチュートリアル3教科」と全く異なり、両者の間に同一性は認められない。

以上によれば、FとGが原告47 の代理人としての原告48
25 に交付した上記クレジット契約申込書（甲47(7)-1）は、上記申込時書面の記載要件であるクレジット契約申込みの年月日（同法35条の3の9第2項4号、

同法施行規則 8 1 条 2 号) 及び商品の種類 (同法 3 5 条の 3 の 9 第 2 項 1 号, 3 5 条の 3 の 8 第 1 号, 3 5 条の 3 の 9 第 2 項 4 号, 同法施行規則 8 1 条 3 号) の記載を欠く。なお, F と G が原告 4 7 の代理人としての原告 4 8

に交付した覚書 (甲 4 7 (7) - 2) には, 「お届けの商品はハイパーチュートリアル 3 教科です」と記載されているものの, 【原告 1 契約 4 (授業)】の 2 (2) ウと同様の理由により, 上記覚書による補完を認めるべきではない。他に, 原告 4 7 に対して割販法 3 5 条の 3 の 9 第 1 項・2 項所定の要件を満たす申込時書面が交付されたと認めるに足りる証拠はない。

また, 原告 4 7 に対して同法 3 5 条の 3 の 9 第 3 項・4 項所定の要件を満たす契約時書面が交付されたことも, 認めるに足りない。

(3) 解除の可否

上記(2)によれば, 原告 4 7 は, 割販法 3 5 条の 3 の 9 所定の法定書面を受領しておらず, 記号 C 及び G の不備があり, 同法 3 5 条の 3 の 1 0 第 1 項ただし書所定のクーリング・オフの行使可能期間はいまだ進行していないことから, 同項本文に基づき, 契約 7 に係るクレジット契約を解除することができる。

5 不実告知を理由とするクレジット契約申込みの意思表示の取消しの可否

(1) 訪問販売

上記 4 (1) によれば, 契約 7 に係るクレジット契約は, 特商法 2 条 1 項 1 号所定の訪問販売すなわち割販法 3 5 条の 3 の 1 3 第 1 項所定の訪問販売の方法に係る契約について締結されたものである, 同項 6 号に基づく取消しの可否を検討する。

(2) 契約 7 に係るクレジット契約の申込み

原告 4 7 契約 7 合意によれば, 契約 7 に係るクレジット契約の申込みは, ①原告 4 7 とエフオートとの間における有償契約の実体を伴わない売買契約の売買代金につき立替払を求めるものであり, ②しかも, クレジット代金については, クレジット契約申込名義人の上記原告ではなく, 上記売買契約の売主であるエフオートが実質的に全額負担するとの前提でなされており, 不正申込みというべきであ

る。

(3) 不正申込みがなされたクレジット契約申込みの意思表示の取消しの可否

上記(2)のとおり契約7に係るクレジット契約申込みは不正申込みであり、同申込者である原告47の代理人である原告48において上記不正申込みに関与したことは明らかである。

しかし、【原告1 契約3 (モニター)】2(3)と同様の理由により、原告47の代理人である原告48が販売業者等から不正行為を持ちかけられるなどいわば販売業者等に利用されたと評価し得る場合は、割販法35条の3の13第1項6号に基づき、原告47は、上記不正行為に関連して締結されたクレジット契約申込みの意思表示を取り消し得ると解される。

本件では、上記1のとおり、モニターとしての教材の無償使用及びそのための手続としてクレジット契約を締結すること並びのそのクレジット代金全額をエフォートが負担することは、専らエフォートの側から原告47の代理人としての原告48に持ちかけたものである。そして、上記第2の1のとおりエフォートが平成24年頃から平成27年頃にかけて経済的窮状にあったことに鑑みると、同社は、資金繰りに窮したことから、当面の破綻を回避するために、一時にまとまった額の立替金を取得して自社の必要資金に充てる目的で、原告47

名義のクレジット契約締結により立替金を取得することを企てて、同原告の代理人としての原告48に対し、上記のとおりモニターとしての教材の無償使用等を持ちかけ、教材の売買契約の締結について勧誘するとともに同教材の代金の立替払を被告Aに申し込むよう働きかけたものと認められる。他方、原告47の代理人としての原告48は、このようなエフォートによる勧誘、働きかけに対してその目的を知らずに受動的に応じたにすぎない。

以上によれば、原告47の代理人としての原告48は、上記(2)の契約7に係るクレジット契約の不正申込みにつき、エフォートに利用されて関与したものと評価することができ、したがって、割販法35条3の13第1項6号

の要件を満たせば、原告47は、契約7に係るクレジット契約申込みの意思表示を取り消すことができる。

(4) エフォートによる不実告知について

上記(3)のとおり、エフォートは、資金繰りに窮し、自社の必要資金に充てる目的で、原告47にクレジット契約を締結させて立替金を取得することを企てていた。他方、上記1によれば、エフォートは、平成27年5月21日、原告47の代理人としての原告48に対し、モニターとして教材の無償使用をするために必要な手続と偽ってクレジット契約の申込みを求めたものと認められる。すなわち、エフォートは、クレジット契約締結を必要とする事情につき、
10 事実上、自社の必要資金に充てるために立替金を取得する意図であったが、原告47の代理人としての原告48に対しては、モニターとしての教材の無償使用をするために必要な手続という、上記事実と異なる虚偽の内容を説明したものといえる。

上記のエフォートの立替金取得の意図は、正に立替金の不正取得という違法行為を企てるものに他ならない。このような状況下において原告48が原告47の代理人として被告Aに対するクレジット契約の申込みをすれば、
15 上記違法行為の実現に不可欠な役割を果たす形で関与することとなる。エフォートの一顧客にすぎない原告47の代理人としての原告48が、同社の上記の立替金の不正取得を実現させる意図を知っていたら、たとえ教材の無償使用という利益を享受し得るとしても、それだけの理由で、同社の支払不能により
20 生計を同じくする夫の原告47が責任を問われ得る上記関与に及ぶことは、考えられない。

したがって、クレジット契約締結を必要とする事情についてのエフォートによる上記説明は、契約締結の動機に関する重要な事項として割販法35条の3の13第
25 1項6号所定の事由についての不実告知に当たるものといえる。

また、エフォートは、原告47の代理人としての原告48に

対し、クレジット代金全額を負担する旨を説明したものである。この点に関し、個別信用購入あっせんにおいて、あっせん業者は、販売業者等に対して購入者等が払うべき代金等を一括で立替払し、後日、購入者等から、2か月を超える後払によりクレジット代金を分割又は一括で受領して上記代金等を回収する（上記第1の1(1)）。

- 5 上記回収は、一定の期間を要する点においてリスクを伴うものであるから、あっせん業者は、クレジット契約の申込みを受けた際、当該申込者の信用調査を行って上記リスクの有無を慎重に吟味した上で、当該申込みに対する承諾の可否を決する。クレジット契約申込者以外の者が実質的にクレジット代金の支払を負担することは、
- 10 ①同人が上記信用調査の対象とされていないこと、②後日にクレジット代金の支払をめぐる混乱、紛争を招く可能性が高いことから、立替金の回収につきかなり大きなリスクを生じさせるものといえる。しかも、本件においては、販売店であるエフオートがクレジット代金の支払を負担するというものであるから、上記リスクはより一層大きなものとなり得る。

- さらに、上記第2の1の平成24年頃から平成27年頃にかけての同社の経済的
- 15 窮状に鑑みると、同社の経営が頓挫してクレジット代金の全部又は一部を負担し得なくなるリスクは、相当に高かったものと認められる。そして、同社がクレジット代金を負担し得なくなれば、名義人である原告47 においては自らの負担により残額のクレジット代金の支払を余儀なくされるリスクを負い、被告A においてはクレジット代金の回収に支障を来して回収不能等の実質的な損害が生ず
- 20 る可能性がある。

したがって、クレジット契約締結により原告47 が実質的に負うこととなるリスクの有無及び被告A に実質的な損害が生ずる可能性の有無についてのエフオートによる上記説明は、契約締結の動機に関する割販法35条の3の13第1項6号所定の重要事項についての不実告知に当たるものといえる。

- 25 原告48 は、原告47 の代理人として、上記のエフオートの立替金取得の意図及び同社が経済的困窮のためにクレジット代金を負担し得なくな

るリスクを知っていれば、上記クレジット契約を申し込むことはなかったものと考えられるから、上記告知内容を真実と誤認したことによって、上記クレジット契約の申込みをしたものと認められる。

よって、原告47は、割販法35条の3の13第1項6号に基づき、
5 契約7に係るクレジット契約申込みの意思表示を取り消すことができる。

6 被告アーチに対する共同不法行為責任の成否

(1) 契約7に係る各契約書作成及び電話意思確認回答

ア 契約書作成

エフォートは、原告47に無断で契約7に係るクレジット契約書（乙
10 A47(7)-1）及び売買契約書（乙A47(7)-2）を作成して平成27年5月19
日にファクシミリで被告Aに送信し、被告Aに対するクレジット契約申込
みに係る無権代理行為に及んだが、原告48は、同月21日、原告47
の代理人として上記無権代理行為を追認した（上記1～3）。したがって、
原告47は、実質において、上記各契約書を作成したに等しいものとい
15 うことができる。

上記各契約書には、原告47とエフォートとの間の通常の売買契約が
記載されているところ、同日に原告47の代理人としての原告48
とエフォートとの間で成立した原告47契約7合意によれば、原告47
とエフォート間の売買契約は、有償契約としての実体を伴わないものであり、
20 エフォートによるクレジット代金全額負担という記載外の約束が存在した。

したがって、上記各契約書の内容は、原告47契約7合意と異なる。

イ 電話意思確認

原告48は、原告47の代理人として、平成27年5月21
日、Fが原告47に代わって被告Aによる電話意思確認に対応す
25 ることを了承して回答をFに任せ、同人は、原告47になりすまして
対応し、エフォートとの契約内容はクレジット契約申込書記載のとおりであり、記

載外の約束事項等はないなどと回答した（上記1）。同回答内容も、原告47契約7合意とは異なる内容である。

ウ 小括

上記ア及びイによれば、原告47 は、契約7につき、原告48

を介して、エフォートと共同で、①原告47契約7合意と異なる内容のクレジット契約書及び売買契約書を作成して被告A に送る行為、②被告A による電話意思確認に対して原告47契約7合意と異なる内容の回答をする行為に及んで、実際には、原告47 とエフォートとの間の売買契約は有償契約としての実体を伴わないものであり、エフォートによるクレジット代金全額負担という記載
10 外の約束が存在したにもかかわらず、被告A に対し、原告47 は、上記各契約書記載のと通りの売買契約をエフォートとの間で締結しており、被告A

において上記売買契約に係る売買代金を立替払すれば、自らの負担で上記立替払に係るクレジット代金を支払う意思があり、また、上記記載外の約束は存在しないかのように装い、被告A に対してクレジット契約を申し込んだものとい
15 とができる。

(2) 権利侵害の有無

被告A は、契約7に係るクレジット契約が立替払の対象とする原告47

とエフォートとの間の売買契約が有償契約の実体を伴わないものであること、上記5(4)のとおりクレジット代金の回収不能等の実質的な損害が生ずる可能性のあるエフォートによるクレジット代金全額負担の約束が存在することを認識してい
20 ば、上記クレジット契約の申込みを承諾しなかったものと考えられる。

したがって、被告A は、上記(1)の原告47 とエフォートとの共同行為により、①上記原告は、契約7に係る各契約書（乙A47(7)-1, 2）記載のと通りの売買契約をエフォートとの間で締結しており、被告A において上記
25 売買契約に係る売買代金を立替払すれば、自らの負担で上記立替払に係るクレジット代金を支払う意思があるものと誤認して、その結果、②上記クレジット契約の申込

みを承諾してクレジット契約書記載の売買代金を立替払し、クレジット代金未払分相当の損害を被ったものといふことができる。

(3) 不法行為責任の成否

ア 割販法35条の3の10第1項本文に基づく解除の効果

5 (ア) クレジット契約の効力

契約7に係るクレジット契約については、上記4のとおり、割販法35条の3の10第1項本文に基づく解除が認められる（クーリング・オフ）。第1事件原告らは、第1事件被告らに対し、平成28年9月23日送達第1事件訴状をもって、第1事件原告らと第1事件被告らとの間のクレジット契約につき、同法35条の3
10 の10第1項本文等所定のクーリング・オフに基づく解除の意思表示をした（上記第2章第2の3）。同解除の効力は、第1事件訴状の発信時に生ずることから（同条第2項）、遅くとも同日までには契約7に係るクレジット契約は遡及的に無効となる。

(イ) 売買契約の効力

15 第1事件原告らは、平成28年6月7日到達の通知（甲共10-1, 2）をもって、エフォートの破産管財人に対し、第1事件原告らと同社との間の契約につき、クーリング・オフに基づく解除の意思表示、不実告知を理由とする申込みの意思表示の取消し等をした（上記第2章第2の3）。

上記1の事実関係によれば、契約7に係る売買契約については、①上記4と同様の理由により（交付書面につき、特商法5条1項・4条6号・特商法規則3条4号
20 所定の「商品名」の記載を欠き、記号Cの不備あり）、特商法9条1項本文に基づく解除が認められる（クーリング・オフ）。同解除の効力は、上記通知の発信時に生ずることから（同条2項）、遅くとも同日までには契約7に係る売買契約は遡及的に無効となる。

25 上記売買契約については、契約締結を必要とする事情について上記5と同様の不実告知を理由として、特商法9条の3第1項1号・6条1項7号に基づき申込みの

意思表示の取消しを認めることができ、よって、上記売買契約は遡及的に無効となる。

(ウ) 不法行為責任の成否

上記(イ)によれば、契約7に係る売買契約は、契約7に係るクレジット契約についてのクーリング・オフに基づく解除の意思表示の書面である第1事件訴状が発信された時点においては、既に無効となっていたものといえるが、この場合も、割販法35条の3の10第3項、第6項ないし第9項の清算規定及び購入者等を無条件で契約関係から解放するというクーリング・オフの趣旨が当てはまり、購入者等は不法行為責任を負わないことから（【原告12 契約4（モニター）】6(3)ア(ウ)、(エ)、原告47・48 らのいずれも不法行為責任を負わない。

イ 割販法35条の3の13第1項6号に基づく取消しの効果

(ア) クレジット契約の効力

契約7に係るクレジット契約については、不実告知を理由として割販法35条の3の13第1項6号に基づく申込みの意思表示の取消しが認められ（上記5）、遡及的に無効となる。

第1事件原告らは、第1事件被告らに対し、平成28年9月23日送達第1事件訴状をもって、第1事件原告らと第1事件被告らとの間のクレジット契約につき、割販法35条の3の13第1項6号に基づき申込みの意思表示を取り消す旨の意思表示をした（上記第2章第2の3）。

(イ) 不法行為責任の成否

上記ア(イ)のとおり、契約7に係る売買契約も遡及的に無効となることから、割販法35条の3の13第1項に基づく取消しの場合におけるあっせん業者、販売業者等及び購入者等の三者間の清算関係について定めた同法35条の3の13第2項ないし第4項が適用され、その場合、購入者等は不法行為責任を負わないことから

（【原告1 契約3（モニター）】3(3)ア、イ）、原告47・48 らのいずれも不法行為責任を負わない。

7 契約7に関する請求について

契約7に係るクレジット契約は、割販法35条の3の10第1項本文に基づいて解除され、また、同法35条の3の13第1項6号に基づき、申込みの意思表示が取り消された（上記第2章第2の3）。よって、原告47の被告Aに対する上記クレジット契約に基づくクレジット代金支払債務は存在しない。また、被告Aの原告47又は原告48に対する不法行為に基づく損害賠償請求は、いずれも認められない（上記6）。

【原告61・原告62】

原告61と原告62（以下「原告61・62ら」という。）は、夫婦であり、平成25年7月頃から平成27年5月頃にかけて、複数回にわたり、長女（平成11年月生まれ）又は二女（平成13年月生まれ）のために、エフォートから教材や授業の提供を受けてきた。原告61・62らは、上記提供を受けるに当たり、エフォートとの間で売買契約を締結し、同売買代金につき信販会社との間でクレジット契約を締結した（甲61（総）-1、甲62-（総）2、原告61等、弁論の全趣旨）。

【原告62 契約4（お試し）】被告Aとのクレジット契約

1 契約4に関する事実経過

FとGは、平成26年11月中旬頃、原告61・62らの自宅（以下「原告61・62宅」という。）を訪ね、在宅していた原告61に対し、「受験（授業）コース お試しキャンペーンのご案内」という案内文（甲62(4)-4）を渡し、当時高校1年生であった長女に関し、お試しとして無償でインターネットによる遠隔授業を受講すること及びタブレット教材を使用することを持ちかけた。上記案内文には、受験（授業）コースの内容として、平成27年4月から平成29年3月まで週2回の通塾又はインターネットによる遠隔授業の受講等が記載されており、「ご利用特典」として週1回のインターネットによる遠隔授業を平成2